

第四百四回 参議院商工委員会會議録第七号

昭和六十一年四月十七日(木曜日)
午前十時四分開会

委員の異動

四月十日

辞任

鈴木 省吾君

補欠選任

岩本 政光君

四月十一日

辞任

石井 道子君

補欠選任

守任 有信君

四月十五日

辞任

服部 信吾君

補欠選任

田代富士男君

四月十七日

辞任

岩本 政光君

補欠選任

石井 道子君

守任 有信君

志村 哲良君

出席者は左のとおり。

委員長

下条進一郎君

理事

前田 勲男君

委員

松岡満寿男君

市川 正一君

石井 道子君

大木 浩君

佐藤栄佐久君

斎藤栄三郎君

志村 哲良君

杉元 恒雄君

降矢 敬義君

梶原 敬義君

浜本 万三君

田代富士男君

国務大臣

通商産業大臣

渡辺美智雄君

政府委員

通商産業政務次官

大坪健一郎君

通商産業大臣官

児玉 幸治君

通商産業大臣官

鎌田 吉郎君

通商産業大臣官

黒田 真君

通商産業大臣官

村岡 茂生君

通商産業大臣官

福川 伸次君

通商産業大臣官

杉山 弘君

通商産業大臣官

浜岡 平一君

通商産業大臣官

野々内 隆君

通商産業大臣官

山本 幸助君

通商産業大臣官

木下 博生君

通商産業大臣官

広海 正光君

通商産業大臣官

遠山 仁人君

通商産業大臣官

照山 正夫君

通商産業大臣官

奥山 雄材君

通商産業大臣官

野村 静二君

事務局長

常任委員会専門員

野村 静二君

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

局長

総務庁行政管理局企画調整課長

八木 俊道君

経済企画庁調整課長

大塚 功君

法務省刑事局刑事課長

原田 明夫君

外務省アジア第二課長

小林 秀明君

大蔵大臣官房参事官

塩田 薫範君

国税庁直税部所得税課長

加藤 泰彦君

文部省初等中等教育局中学校課長

林田 英樹君

文部省高等教育局技術教育課長

小林 敬治君

文部省高等教育局私学部私学行政課長

中林 勝男君

文部省初等中等教育局小学校課長

協元 裕嗣君

林野庁林政課長

協元 裕嗣君

協元 裕嗣君

協元 裕嗣君

協元 裕嗣君

協元 裕嗣君

協元 裕嗣君

協元 裕嗣君

協元 裕嗣君

協元 裕嗣君

協元 裕嗣君

協元 裕嗣君

協元 裕嗣君

協元 裕嗣君

協元 裕嗣君

協元 裕嗣君

任され、その補欠として岩本政光君、守任有信君、田代富士男君がそれぞれ選任されました。

○委員長(下条進一郎君) 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案並びに中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

両案に対する趣旨説明は、既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浜本万三君 情報処理促進に関する法律の一部を改正する法律案の質疑を行います前に、当面の問題について二、三御質問をいたしたいと思ひます。

昨日来の報道によりますと、燃糸工連の事件がさらに政治家に拡大をしておるようでございますが、まことに遺憾にたえないところでござい

ます。この点につきましては、後で我が党の梶原委員から、また大臣に詳しくお尋ねをさせていただきますと思ひます。

私は、もう一つの当面の問題といたしましては、先般総理がアメリカに参りましてレーガン大統領と会談をされました内容の中で、特に通産省に關係のある問題だけについて、閣僚としての大臣の所信を承りたい、かように思ひます。

まず第一は、経済構造調整研究会は、総理の私的諮問機関というふうにとつておるわけでござい

ますが、先般同委員会が答申いたしました内容は、内閣の所定の手続を経まして政府の方針にな

つておるのかどうかという点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) いわゆる前川委員会

というのは、総理の私的諮問機関でございます

したがって、臨調の答申のように、その答申を尊重しなければならぬというふうな法律上の義務

は、ないと思ひます。

○委員長(下条進一郎君) ただいまから商工委員

会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る四月十日、鈴木省吾君が、四月十一日、石

井道子君が、四月十五日、服部信吾君が委員を辞

任され、その補欠として岩本政光君、守任有信

君、田代富士男君がそれぞれ選任されました。

○委員長(下条進一郎君) 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案並びに中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

両案に対する趣旨説明は、既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浜本万三君 情報処理促進に関する法律の一部を改正する法律案の質疑を行います前に、当面の問題について二、三御質問をいたしたいと思ひます。

昨日来の報道によりますと、燃糸工連の事件がさらに政治家に拡大をしておるようでございますが、まことに遺憾にたえないところでござい

ます。この点につきましては、後で我が党の梶原委員から、また大臣に詳しくお尋ねをさせていただきますと思ひます。

私は、もう一つの当面の問題といたしましては、先般総理がアメリカに参りましてレーガン大統領と会談をされました内容の中で、特に通産省に關係のある問題だけについて、閣僚としての大臣の所信を承りたい、かように思ひます。

まず第一は、経済構造調整研究会は、総理の私的諮問機関というふうにとつておるわけでござい

ますが、先般同委員会が答申いたしました内容は、内閣の所定の手続を経まして政府の方針にな

つておるのかどうかという点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) いわゆる前川委員会

というのは、総理の私的諮問機関でございます

したがって、臨調の答申のように、その答申を尊重しなければならぬというふうな法律上の義務

は、ないと思ひます。

づけはございません。ございませんが、やはりかなりの日本で立派な実務家、学者等をお集めになつて、今後の日本のあるべき姿について真剣な討議をいただいた結論でございます。その内容も、我々が拝読させていただきまして、通産省でかつて勉強したことと大差ないような内容であります。したがって、これらについては私は評価したいと思っております。

これは閣議決定をしたものではございません。しかしながら、総理大臣が談話を出しまして、その内容を評価いたしまして、今後政府のいろんな政策、審議会等において十分参考にさせていただきまします。その談話は閣議で了解をされたものでございまして、それなりの政治的な重みはあるというように考えております。

○浜本万三君 確かに、今大臣から仰せられましたように、昭和六十一年四月八日の経済対策閣僚会議におきましてもそういう趣旨が載っておりますが、しかし、その中には次のような文書が記載されておるわけであります。読みますと、

政府は、この報告を参考として、与党とも十分な連携を図りつつ、関係審議会等における調査審議も含め、早急に必要の検討を行う。

また、我が国の経済構造調整を政府・与党を挙げて積極的に推進するため、所要の体制整備を図る。

ということがその前提条件として申されておるというふうに私は理解をいたしております。

ところが、総理がこのたびアメリカに渡られまして、大統領に対してその内容を外交折衝の中で公約されるということになってまいりますと、問題があるんじゃないかという気がいたします。したがって、その総理の大統領との会談における公約を、閣僚の一人としてどのように受けとめておられるのか、どう評価されておられるのか、重ねて大臣の所信を承りたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 総理大臣は、今浜本先生がお読みになつた部分に就いて、総理大臣談話の中で、「私は世界に向けて訴えたいと思ひます。」と、やはり結構精確の答申に付随した談話の一部でございます。我が国は、世界経済において歴史的な転換期を迎えている、経常収支の不均衡の継続というものは、これは直していかなければならぬ、そしてそれをつまみに国民の目標にするように実現をなさねばならぬ、世界経済の発展のために各国との努力と協力が不可欠だということなどを言っております。

これは「世界に向けて訴えたい」と、こう言っているわけですから、当然新聞にも載っておりますし、アメリカなどでも非常に注意深く、前川答申というのはいくつか出てくるのか、総理大臣が、そういうのはどういふものが出るのか、総理大臣が、そういうのをやはり受け取った以上は、与党とも十分な連携を図りながら早急に必要の検討を進めてまいりますというところでございまして、これはアメリカに行つて公約といふか、私はこういうふうなものでも勉強をさせていただきましたが、これらについては、やはり非常に今後の日本のあるべき姿を訴えたものである、そういうものについて十分これから世界のためになるようににかじ取りをやつていきたいというふうな意味のことを言つたんでしよう、私はそばにいたわけじゃないからわかりませんが。

したがって、公約というのですか、一方向的にこうも評価しておりますと、こちらもこういう線については、十分これを土台にして経済政策の運営を進めてまいり方針でありますというふうな程度のことをおっしゃつたように私は聞いておりますが、特別にそれによつて何か大きく変わるということは私はないと、大体その線に沿つて今後の政策運営をやりたいという総理の御意向といひますか、意見というものは、これはにじみ出ているというふうに察知をいたします。

○浜本万三君 大臣が中曽根総理のもとで主要な閣僚をおやりになつておるんですから、多少そういうふうな防衛をする御発言があるのも当然だろうというふうに思ひます。しかし私は、非常に問題があるというふうに思ひますので、今社会党を

初め各野党が要求をしておりますように、総理が帰国をされましたので、アメリカでの会議内容について緊急にお尋ねをしたいことがありますので、それは緊急質問を本会議でさせていただきますように要望をしておりますから、その中で明らかにさせていただきたい、かように思ひます。

ところで、その約束の中に、通産省にかかわる重要な問題があるやに報道されておりますので、その部分についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

これはMOSSというのですか、要するに市場指向分野別協議の中に、新たに自動車の部品を加えることになつたという趣旨が報道されておるわけですが、これに對する大臣の評価並びに態度について伺いたいと思ひます。

ある新聞の報道によりますと、総理が向こうにおいでになる前に、あらかじめこの部分だけは言つちやいけないう注意が大臣に述べられたというところも報道されておるんですが、にもかかわらず、あえて総理がそういう発言をなさつておるといふことは、通産省にとつてもこれは大変なことではないか、かように思ひます。私も地元の自動車工場などに聞いてみますと、既にライトでありますとか、それからタイヤでありますとか、それからガラス類でありますとかいうものも相当入つておる。この上にこういう約束をなされて具体的に部品が入ってくるということになると大変だといふような意見もあるわけでございします。

で、大臣からひとつ、しつかりした御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(黒田真君) アメリカでの事情について、私随行させていただいておりますので、ちよつと御報告をさせていただきます。

MOSS、市場指向型特定分野の協議というもののにつきましましては、昨年中電氣通信等の四分野について協議が行われてまいりまして、それなりに相当大きな成果も上げ、評価もされてきたという状況がございします。そしてことしの一月に、外務大臣と国務長官の間で従来の交渉の経緯を評価を

いたしました際に、このやり方を今後引き続き進めていくのではないかと、こういう合意が出されたわけでございします。

しからば何についてやるかという点につきましては、必ずしもその後はつきりしないままに今回の総理の御訪米になつたわけでございまして、その際は、外務大臣と国務長官の間、あるいは総理と大統領の間でも、MOSSのやり方を今後も続けよう、そしてその中に新しいものも加えようといふことは述べられておるわけでございしますけれども、何を新しいものにするかといふことが今回決められたということでは必ずしもないということでございます。

ただし、大統領の御発言の中に、アメリカ側として個別品目でお互の関心のある品目として、ワイン、たばこ、半導体、自動車部品というふうなものが言及をされたといふことはございします。したがって、現時点で新しいMOSS協議の対象というものが両国間で合意されているといふことではないといふことを御報告させていただきます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私も総理大臣からじかに聞いたわけじゃありませんが、今黒田局長が答弁いたしましたように、そういうふうな大統領の言及した具体的品目については、農産物とか半導体とか、それから新しいMOSSとか航空機については、責任者同士で話し合つてくれ、そういうふうな程度の話しかなかつたというようにしか聞いておりません。

○浜本万三君 いずれにしても、今までの日米交渉の結果を見ておきますと、話題が出ると、必ず向こう側の言い分を大部分のまざるを得ぬという事情になつておるケースが多いわけですよ。その点を私も心配をするわけなので、これは委員長に特別にお願いしたいんですが、そういう日米交渉の全体の全像並びにMOSSの折衝状況、あるいはまた新たに話題になつた内容等についての実情を調査するために、当委員会として関係の参考人をお呼びいたしましたして調査をするというこ

とを、ひとつ理事会で御検討いただきたいと思いますが、よろしくお願いしたいと思ひます。

○委員長(下条進一郎君) 理事会において協議いたします。

○浜本万三君 じゃそういうことで、この問題については終わらせていただきまして、次の法案に対する質問に入らせてもらいたいと思ひます。

まず最初にお尋ねするんですが、今度改正されました内容を見ますと、従来は一般会計で取り扱っておりましたIPA、これは特定プログラムの開発でありまして、普及の事業を進めておりましたのに、今回は産投特会から出資を受けるようにしていただくわけなんですが、なぜそのようにされるのかということをお尋ねしたいと思ひます。

この問題のいきさつを考えてみますと、郵政省との関係で綱張り争いがあつたとか、なかつたとかいうことも伺つておりますし、また、産投特会の仕組みからいへば、収益納付を行なうべきやなぬという事情もございまして、収益納付ができるような見込みがあるのかないのかということについてお伺いをしたいと思ひます。

○政府委員(杉山弘君) ただいまお尋ねのございました情報処理振興事業協会が、今回産業投資特別会計からの出資を受け入れて、汎用プログラムの委託開発業務を行うに至りました背景についてまず御説明を申し上げますが、御案内のとおり、日本の情報化というものが極めて目覚ましく進展いたしておりますが、この状況が今後も続き、日本の高度情報化社会が実現されますには、やはりソフトウェアに対する需給ギャップというものが非常に心配されております。いわゆるソフトウェア危機というような名前でも呼ばれているわけでございますが、この問題が解決をいたしませんと、高度情報化社会への課題の解決ということにはならないわけでございます。そのために通産省といたしましていろいろな対策も講じておるわけでございますが、その一環といたしまして、情報処理振興事業協会が行つております先生御指摘の

汎用プログラムの委託開発業務というものを、さらに一段と拡充をしたいと考へたわけでございます。

昨今の財政事情から考えますと、従来のような一般会計からの資金だけでこれを実現するということは極めて難しい状況にございます。幸い、最近までの状況で、情報処理振興事業協会がやっております汎用プログラムの委託開発業務につきましましては、直ちに収支採算が好転するということは無理でございますが、少し中長期的に考えますと、大体私どもの試算では、十年後には単年度の収支ベースでは黒字に転換できます。さらに十五年ぐらいたつた先で考えますと、累積赤字も解消して収益納付ができるような状況になる。

基本にはこの事業につきまして収支採算がとれ、したがって産業投資特別会計からの投資事業として行うのに十分たえる適当な事業ではないか、こういう判断もございまして、昨年の年末の予算編成の段階に財政当局と御相談をしまして、財政当局の御理解をいただき、今ここに御提案申し上げているような格好で産業投資特別会計からの出資を受け入れて、情報処理振興事業協会が汎用プログラムの委託開発事業を拡充することができると格好にいたしたいと思ひます。

○浜本万三君 今、大臣、情報化社会の進展という言葉があつたんですが、私もよくその言葉を聞くんですが、どうしてもわからない、はっきりしない。そこで、高度情報化社会とかニューメディア社会というものは、一体どういうふうにとらえたらよろしいんでしょうか、その点についてひとつ高いところから大臣の御高見を承りたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これも定義の仕方もあるんですが、コンピュータが産業とか社会、国民生活に自然な形であまねく普及し、利用されるような社会を高度情報化社会、みんなにあまねく、無理がなくて自然な形で利用されるような社会を総合して高度情報化社会と。学問的でないかもしれませんが、その程度わかつて

いればいいんじゃないかと、私はそう思つております。

○浜本万三君 わかつたようなわからぬような話なんですが、わかつたことにいたしましたので次に進めます。

日本における高度情報化の進展は、諸外国、とりわけアメリカとの比較においてどういう状態であらうかということが一つと、それから高度情報化の効用と言ふ要因、高度情報化社会の効用と裏腹の関係にあるんじゃないかと思ひます。その副作用というものは、情報化の悪影響ということなんですが、これについてはどうお考えでしょう。

○政府委員(杉山弘君) ただいま御質問のございました、アメリカと比較して日本の情報化の進展の程度はどのくらいかという点についてまずお答えを申し上げます。

情報化の進展の度合い、いろいろなデータで測定することが可能かと思ひますが、電子計算機の生産の規模と重要な役割を担います電子計算機の生産の規模というものがどうなつていくかということと申しますと、米国の電子計算機の出荷金額と申しますのは、日本のそれに比べて昭和五十九年、二年ほど前でございますけれども、約四倍でございます。それ以外、例えば情報処理サービスの売り上げでございますが、ソフトウェアの売り上げといったものも、おおむねこの電子計算機の出荷額の規模の差に見合うように四倍前後になつております。全体のGNPの差等から考えますと、こういった形式的な数字ではどう遜色ないというふうな数字は御意見もあるかと思ひますが、実際に電子計算機の使われ方を考へてみますと、米国の場合にはオンラインで、しかも例えば産業界でございまして、産業の分野を通じて広くネットワークが組まれて使われている、こういうような状況になつてくるのに対して、日本の場合にはそういう点についてはまだまだ不十分でございます。

また、先ほど大臣の御答弁にもございましたように、国民の各層が電子計算機を無理なく抵抗なく使えるというふうな感じがいたしますと、日本の場合にはまだだと思ひます。例えば学校教育課程でのコンピュータの導入状況という数字を一つとりましても、日本の場合には、小学校ではまだ全国の一割に満たない小学校にしかコンピュータが導入されておられませんけれども、米国の場合には、八割を超えている小学校で既にコンピュータが導入されているというふうなことからまいりますと、一般的な数字の比較はともかくといたしまして、その実質的な内容におきまして相当の差があるんじゃないか、かように考えるわけでございます。

それから、二番目に御質問のございました情報化の進展というのは、明るい面もあるけれども、それに伴つていろいろ問題も出てくるんじゃないか、副作用があるんじゃないかというお尋ねでございますが、この副作用の主要な点といたしましては、やはりコンピュータの安全性、セキュリティの問題、さらには情報化社会特有のプライバシーの保護の問題というようなことがあろうかと思ひます。情報化社会のメリットを享受すると同時に、こういった陰の問題についても、十分我々としては注目して対策を考へていかなければならぬというふうな考へておるわけでございます。まだ日本におきましては、こういった点につきましての取り組みもおくれておるのことは事実でございますけれども、関係各省庁、さらには政府間で関係省庁横の連絡会議等も開催をいたしまして、これらの問題につきまして今一生懸命取り組んでいる最中でございます。

○浜本万三君 その問題は今の次に伺うんですが、情報化関連の施策が各省に最近できつつあるわけですね。例えば郵政省のテレピアでありまして、それから通産省のニューメディアコミュニティ構想でありまして、こういったものがあつておるんですが、そのほかまだいろいろ構想が発表されておるようでございますが、各省にそういうふ

うに多数に存在することになりますと、各省間の調整をよほどうまくやらせんと問題が発生するんではないかと思うわけです。特に今後通信と情報との融合が進む中で、仕事の内容がますます複雑化するというのが考えられます。

そこで、たくさんお金をかけて、たくさんの方々が網張りを持っておりになるというよりも、一元化の方が合理的なのではないかということが考えられますが、この点についてはどうかという点と、それから各省間の協調されるというのは、今局長が答えになったわけなんです、そういう点、なお詳しく考えられておれば重ねてお尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(杉山弘君) お尋ねのように、情報処理とそれから通信の融合ということで最近の情報化が進んでいるわけでございます。これに関連をいたしまして、通産省と郵政省との連絡調整問題というのが世にいろいろ喧伝されておりますが、それ以外にも、情報化問題につきましては、例えば先ほど申し上げましたセキュリティーの問題にいたしましても、私もコンピュータを生産し、その利用促進を図るという観点からの立場のほかに、コンピュータを利用してあります各事業を所管する、例えば金融業におきますコンピュータの安全問題ということになりますと、銀行、保険等を監督されます大蔵省が、また運輸事業の場合には運輸省がというような問題もござい

ます。また、犯罪問題に關しましては法務省、警察庁等とも関連をいたしてまいりまして、情報対策につきましては、関係省庁にまたがる問題が多くなつてきておりますことは御指摘のとおりでございます。

これに対して、一元的に処理する省庁を設置する必要がありますとはいえないか、こういう御指摘でございますけれども、情報問題に限らず、高度化してまいります最近の経済社会におきましては、従来の各省庁の所管を越えた、また所管にまたがる問題がいろいろ出てきておりまして、そういう問題につきまして、その都度一元的に所掌する

組織をつくっていくということになりますと、これはまた組織の肥大化を招くという問題もあらうかと思ひます。

こういった問題を処理いたしますには、基本的にはやはり各省庁が十分密接な連絡をしてやってくという点が必要ではなからうかと思ひます。でございまして、情報問題につきましても、例えばプライバシー保護の問題、さらには安全性の問題等につきましては、関係省庁間の連絡の組織等も既に発足をしているような状況にございます。むしろ、こういう方向をこれから進めていくということが基本になるのではなからうか、こういうふうにご考へるわけでございます。

○浜本万三君 確かに、政府の方でも陰の部分の解決のためのいろいろな方策がなされておること、私も承知をしております。

三月五日の新聞報道によりまして、クレジツト、サラ金利用者に対するプライバシー保護に関する統一基準の構想が、大蔵、通産両省で出されておるといふことも聞いておるわけでございますが、今局長から御答弁のありました、解決の方法としての行政機関が持っている個人情報情報のプライバシー問題については、行政情報システム各省庁連絡会議で検討するということになっておるわけですね。さらにセキュリティー問題については、内閣審議室を中心とした関係各省連絡会議で検討するということになっておるんですが、この二つについては、これは早く検討結果を出して具体化すべきだと思ふんでございますが、一つとして解決方法が打ち出されてないわけですか。これいつごろ結論を得られる見込みなのか、おくれしておる理由はどこにあるのか、あわせてお尋ねしたいと思います。

○政府委員(杉山弘君) お尋ねのございましたプライバシー問題につきましては行政情報システム各省庁連絡会議、これは五十八年の六月に設置をされました。行政庁が保有をいたしております個人情報につきましてもプライバシー保護問題について、どうしたらいいかということを検討いたし

てきております。この問題につきましては、一方では、やはり国民の知る権利ないしは表現の自由といった基本的な人権に關することもございまして、その二つの問題をどう調和していくかということが必要でございまして、法制化するといういたしましたもなかなか問題が多いところでございまして、今までかなり時間をとって検討しておりますが、基本的には、将来そのための法制化の準備をする、そういうことで各省間調整を進めていくところでございまして。

また安全対策に關します内閣審議室が中心となりました関係省庁の打合會議、これは昨年の四月に設置をされまして、毎月一回ぐらいのペースで約一年検討をいたしてまいりました。先ほど申し上げましたように、安全問題につきましては、各業種を所管いたします省庁が関心を持つことはもとよりでございますが、また犯罪予防、犯罪防止、さらには消防等々の問題もございまして、こういったものをどう調整していくかということがあつたわけでございまして、これまでの検討の結果といつたしまして、直ちに法制化ということについては無理があるので、とりあえずのところはガイドラインという行政的な基準をつくるということにしてはどうかということについて、大方のコンセンサスが得られておるといふふうに承知をいたしております。

その行政的なガイドラインにつきましても、各省がばらばらに出すということになりますと、国民の方でいろいろ混乱を生ずるといった問題もあらうかと思ひますので、まず横断的なガイドラインと、それから各業種固有の基準といった二つに分けて、前者、横断的な一般的基準につきましては政府一本として取りまとめていく。その下に、各論というべき各業種ごとの問題等につきましては、各省庁がこれを作成するという方向ではいかかかという、大体大きな方向づけはできてきているというふうに承知をしております。

が、私はもとともこういう問題については、一省だけでなしに、各省庁にまたがる国民的な問題でございまして、環境のアセスメントのような情報のアセスメント制度をつくる、あるいは情報化の基本法、情報化関連の基本法をつくつたらどうかという気持ちを持っておるわけなんです、そのことが今局長から答弁された基準づくりと同じようなものであるかどうかはわかりませんが、情報のアセスメント並びに情報基本法というようなものをつくることについて、大臣の所見を承りたいと思ひます。

○國務大臣(渡辺美智雄君) よく基本法、基本法と、農業基本法だ、環境基本法だ、森林基本法だ、何基本法だ、随分基本法をつくりましてね、それでこんな厚い本をつくらせて国会にみんな出して読んでもらうというんだが、どれくらいあれ読んでいるか、非常に私は疑問が実はあると思ふんですね。だから、基本法をつくるという、手続を非常に複雑にするということが果たして効果的なのかどうか。基本法をつくるということになれば、プライバシーの保護、コンピュータのセキュリティーの確保、広範囲な分野にわたつて勉強をもつとしなければならぬ点がかなり残されておる。基本的人権にかかわるもの非常に重要な問題もございまして、今のところつくるともつくりたくないとも、どちらとも申し上げられない。勉強してみようという段階なんです。

ただ基本法つくつたから必ずしも、今までの経過見ますと、もう本当におざなりになつちやいまして、名ばかり基本法で、あれはやっぱり私は反省する必要がありますんじやないか。膨大な事務量をかけまして、恐らく何十本とあるんじやないですか、基本法というのは、何とか白書なんか皆出しましてね。大変な事務量で、それが果たして有効に皆国会議員やなんか読んでおるのかどうなのか、これも非常に私はむしろ疑問を持っております、そういうような過去の反省の上に立つて、基本法はつくるのがいいのか、つくらなくても、もっと簡略な方法で、各省庁の連絡を密にしてやれ

る方法は何かないのか、連絡会議でも何でもいいです、それは。そういうところで、まだ勉強不足なものですから、一つの御意見として承っておきたい、そう思います。

○浜本万三君 ソフトウェアの問題点と将来像についてお尋ねをするんですが、先ほど、局長の答弁によりまして、情報化の適切な対応は、ソフトの開発が非常に必要なんだというお話ございました。これまでの資料を見ておると、ハードウェアの生産性は二十年間のうちに約四十倍になっておると思いますが、ソフトウェアはその間に三倍程度というふうに非常に少ないわけです。その理由についてはどのように理解をされていますか。

○政府委員(杉山弘君) ハードウェアの生産性と申しますか、規模の向上が図られました背景には、最近までの技術進歩、特に電子計算機に使われております集積回路の飛躍的な向上というものがあつたように思ふわけでございます。一方、ソフトウェアの生産性につきましては、私どもの調査によりまして、年間約四割ぐらゐの生産性の向上しかない、こういう状況でございます。

ソフトウェアの生産性がかくも停滞をいたしておりますのは、ソフトウェアの生産過程を見ますと、マニュアルに、手作業に依存している部分が非常に多くございまして、現在約八割程度が技術者の手作業によつてゐる、残りの二割程度が電子計算機等を使ひまして機械化されてゐる、こういうふうな考へております。したがうして、このソフトウェアの生産性をもつと向上いたしませんと、先ほど申し上げましたソフトウェアの需給ギャップの問題がますます深刻化してまいりますので、私どもといたしましては、このソフトウェアの生産性の向上の点につきまして、特にソフトウェア生産過程を手作業主体から機械作業主体にということで、生産性の飛躍的な向上を図る必要があるのではないかということで、昨年来そのためのシグマ計画といひますソフトウェア工業生産化システム、その開発に向けてましてス

タートした、こういう状況でございます。

○浜本万三君 それでは、ちよつとそのシグマシステムの問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

重要なソフトウェアの生産性を向上させるために、通産省が民間と協力をいたしまして、二百五十億円の資金を投じて国家的な事業として昨年からスタートしたわけでございまして、その成果も恐らく期待される人が多いのではないかと思ふのです。このシグマシステムの究極の目標はどこに置いておられるのか、またシグマシステムの現在の進捗状況、これはどの程度になつておられるかということについてお尋ねいたします。

○政府委員(杉山弘君) シグマ計画のねらいは、先ほど御答弁の中でも申し上げましたように、ソフトウェアの生産性を向上させる、そのためには、現在手作業に頼つておりますソフトウェアの製作過程を、電子計算機主体の機械を使つた、いわば工業生産というプロセスに変へたい。そのためには膨大なソフトウェアが要りますので、そのソフトウェアの開発をこのシグマ計画でやろう、こういうことでございまして。

現在までの進捗状況でございますが、これは五年計画でつくり上げようということでございますが、昨年がその初年度で、具体的には昨年の十月から民間企業百二十五社の参加を得まして、この百二十五社のうちから約四十名の技術者の出向もお願ひをいたしまして、情報処理振興事業協会におきましてシグマシステム開発本部というものを設置いたしまして、本格的な作業に取り組んだわけでございます。

六十年度の計画は、このシグマ計画のプロジェクトの基本設計をやるということでございますが、この基本設計の大部分を実施いたしました。六十一年度は、この基本設計に基づきまして、詳細設計、プログラム設計というものを順次行つていく、こういうことになつておりました。これまで、参加企業の御協力等もございまして順調に作業は進展をしており、こういうふうな

判断をいたしております。

○浜本万三君 このシグマシステムの構築に当たつて、標準化の問題が重要なことになるんではないかと思つております。

五十九年の末だつたと思ふんですが、情報技術標準化特別委員会ですか、これが標準化について検討しておるといふような話も伺つておるわけですが、いわゆるJISの問題でありますとか、それから国際標準としてのISOの問題や、それからセキュリティの問題などについてはどのような配慮をされておられるのか。特に、情報化の急速な進展の中においてシグマセンターの信頼性を向上させること、それからデータ保護すること、それからセキュリティ対策に十分意を用いることが必要ではないかと思ひますが、その点はいかがでございますか。

○政府委員(杉山弘君) 二点のお尋ねがございました。まず第一に、標準化の問題でございます。これは、御指摘のように、日本工業標準調査会のもとに、先生名前を挙げられました特別委員会を発足させまして、情報化に関連したハード、ソフト等々の標準化問題について今熱心に取り組んでございまして、こういった情報関係の標準化問題が進展をいたしますことは、シグマ計画の構築に当たりまして極めて望ましいこととございまして、シグマ計画の構築自身、こういった標準化問題の進展状況を見定めながら、それを十分反映したものにしたいと思つております。

また、この標準化問題と申しますのは、日本だけの標準というだけでなく、国際的に通用する標準化でなければいけないと思ひます。そういう点から、工業標準調査会におきまして、ISOその他の国際的な標準化機関との連携を密にして作業を進めていくべきだと、こういうような御提言もいただいております。したがうして、このシグマシステム自身も、こういった我が国の標準化問題の国際的な調整問題も十分に反映したものにしたいと思ひます。

ます。

第二に、シグマ計画におきましてセキュリティ、信頼性の問題でございます。

情報化問題全般について申し上げます。ように、このシグマ計画におきまして、各種のデータに対するセキュリティ問題、さらにはシステム全体の信頼性の問題というのを確立することがやはり重要だといふことは十分認識をいたしております。特に、データの漏えい等の問題につきましては、このシステムに対するアクセスにつきましては十分注意をして、おかしな人がアクセスすることがないようという点については配慮をしていかなければいかぬと思ひます。また、万一の場合に備へまして暗号化処理というのを進めていく必要があるのではないかと思ひます。

また、シグマシステムが実際に使用された場合には、システムがダウンしたといふことになりまして、これを御使用の方々に大変迷惑をかけることになりまして、こういった面につきましても設備面の多重化、さらには地震なり火災なりに対する十分な設備を備へるというふうなことにございまして、システムダウン等に対する十分な対応が図れるようにしていきたい、こういうふうな考へております。

○浜本万三君 まあ機械のことですから、完全なことはかりはないと思ふんですが、ソフトウェアの障害によつてオンラインシステムに混乱を生じた例をしばしば新聞等で拝見するわけなんです、どのぐらゐあるのでしょうか。

○政府委員(杉山弘君) ソフトウェアに起因するシステムの混乱、障害といった点についてお尋ねがございましたが、残念ながら全国的な統計というものは、この点については整備されておられません。ただ、私どもが五十九年の七月から昨年の六月までの一年間、千四百の事業所について調査をいたしました段階では、システムダウンの原因といふものを回答してもらいましたところ、一番原因として多いのはハードウェアに起因するものでございまして、これが年間三・九回、それに次ぎ

ますのがソフトウェアに起因するもので一・九回というふうになっておりまして、ソフトウェアに起因いたしますシステムダウンというものもかなり現実には問題になってきているのではないかと思っています。

具体的な例で申ししても、N・T・Tの電子交換機が故障をして回線がなくなるとか、さらには航空会社の座席予約のオンラインシステムが停止をしまつたとか、証券会社の証券売買システムが停止をしまつたとか、こういうソフトウェアに起因して多くの混乱を引き起こしたという事例も枚挙にいとまがないところでございます。

○浜本万三君 ソフトウェアの信頼性を向上させるということとは、そういう意味からも非常に大切だということも理解できるわけでございます。これは国際的につながっているわけでございまして、世界的にも大きな問題になっておるといふことも考えられます。したがって、政府としては、品質の向上とか信頼性の確保ということが非常に大切なので、これに対する十分な対策が必要だと思ひますが、大臣としてはこの点いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私は結論的に言えば全くそのとおりであると思ひます。

○浜本万三君 次は、ソフトウェアの流通問題についてお尋ねするんですが、アメリカにおきましては、ソフトウェア業の売り上げのうち、五、六〇%以上が汎用ソフトウェアで占められておるといふふうに聞いております。我が国は一〇%程度だと言われているように、日本がおくれている理由はどこにあるのでしょうか。また、その阻害要因というものはどこにあるのでしょうか、あわせてお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(杉山弘君) 御指摘のように、我が国におきましては、ソフトウェアの汎用化率と申しますのが非常におくれています。これが先ほど申し上げましたソフトウェア危機の一つの要因にもなつておるかと思ひます。汎用ソフトウェアの使用比率が社会全体として高くなつてまいりま

すと、全体としてのソフトウェアの生産性が上がつてくるということにもなるわけでございまして、この点につきまして欧米との間では大きな懸隔がございまして。

その理由でございしますが、需要面、供給面、それぞれに原因が求められようかと思ひわけでございまして。まず需要面におきましては、我が国のユーザーがやはり自前のソフトウェアを持ちたがる、やはり自分のところの情報処理のためにそのためにだけつくつたソフトウェアというものが必要であるという意識が非常に強いのではないかと思ひます。それから供給面におきましては、我が国のソフトウェア業と申しますのは、御案内のように極めて企業規模その他の面におきまして劣弱でございまして、すぐれた汎用ソフトウェアというものをこれまで世の中に送り出すという面におきまして必ずしも十分でなかった、また、そういったことがユーザーからどうしても自前のソフトウェアを求め、こういうような二つの要因がそれぞれ循環を繰り返してきただけではなからうかと思ひているわけでございまして。

こういう点を何とか解決しようということで、私も今回御提案を申し上げておりますような情報処理振興事業協会におきまして汎用ソフトウェアの委託開発ということもやつてまいりました。これによりましてユーザーの方の理解も深まつてまいりましたし、また、ソフトウェアのメーカーの方の實力、技術力というものが次第についてきたと思ひますので、これから欧米諸国並みの水準に向かつてソフトウェアの汎用化率が次第に上がつていくということを私も期待しているところでございまして。

○浜本万三君 実績はどういうふうになっていま

すか、本数で結構ですが。

○政府委員(杉山弘君) これまで情報処理振興事業協会が委託開発をいたしました本数が、ソフトウェア、数にいたしました二百五十七でございまして、それが使われております件数といたしましては約一万七千件というところかと思ひます。

○浜本万三君 昨年のIPA法改正のときの当委員会では、「健全なソフトウェアの流通市場を形成することの重要性にかんがみ、ソフトウェアの適正な評価の在り方について早急に検討すること」という附帯決議がなされておりますが、その後、政府はこの問題についてどのような検討をなされておられるでしょうか。

○政府委員(杉山弘君) ソフトウェアに対しまして適正な評価の手法、基準といったものが決まっていないうことがやはり問題でございまして、前回改正時の附帯決議におきまして、その点について早急に検討するようにという御指摘をいただいたわけでございまして。ソフトウェアの評価の基準、手法につきましては、技術的な面と、それから経済的な面、価格の面という二つに分けることができようかと思ひわけでございまして。この点につきましては、まず技術面における評価の手法、あり方等につきましては、情報処理振興事業協会におきまして現在研究中でございまして。ただ、この点は非常に技術的に難しい問題でございまして、現在、どういった基準にしたらいいか、そのための評価の手法をどうしたらいいかという点について検討を重ねているところでございまして。けれども、早急な結論はなかなか難しいのではないかと、こういうふうな感じを持っております。

○政府委員(杉山弘君) 今後の問題といたしまして、情報処理技術者の絶対数が不足してきていることとございまして。この点についての対応をいろいろ考えておりますが、現在までのところ、情報処理技術者の供給ソースといたしましては、専門学校、大学の卒業生をそれに充てるということと、社内でも調達をしておられます。こういった各社が社内で行つておられます情報処理技術者の育成をバックアップするという意味におきまして、私も六十一年度から、ただいま御指摘のございました情報処理技術者育成用のプログラム開発というもの、情報処理振興事業協会に委託をいたしまして実施をするということを考えているわけでございまして。これにつきましては、今後、開発のため数年間が必要かと思ひますが、その成果ができれば、各企業、産業の分野におきましてこれをお使いをいただいて、情報処理技術者の育成に利用をしていただくということが可能になつてまいりますので、情報処理技術者確保のための対策として効果を発揮してくるのではないかと、かように期待をいたしているところでございまして。

○浜本万三君 確かに五十八年度の情報処理技術者の補充状況を見ておきますと、四万四、五千人のうちで、社内の開発が三千二百人程度で、非常に少ないわけなんです。ただ、今言われたC・A・Iシステムを開発いたしましたも、ハードの標準

いというような問題もありまして、こういう点を今主として検討をしていただいているところでございまして。

すハードウェアの設備そのものの絶対数なり機能なりという点についても問題があるのではないかと、このように考えております。

こういった点につきましては、これからこの問題を所管いたします文部省の方においていろいろと御努力をいただかなければならない問題もあるのかと思ひますけれども、私もなによりこういった問題についても対応をする必要があると考えておりまして、これまで情報処理技術者に関する育成指針というものを示しをし、専門学校での情報処理学科の教育内容の参考にしていただくということも考えておりますし、先ほど申し上げました情報処理技術者試験制度というものもやっております、これによって技術者の目標をつくるというふうな効果も期待しているわけでござい

ます。それから、これからの問題といたしましては、先ほど申し上げましたようなコンピューターを使いましたCAI手法によります情報処理技術者の育成プログラムというものを開発をいたしますので、こういったものも開発ができましたら、その成果を専門学校等におきまして十分御利用をいただくということが考えられるかと思ひます。

こういった個別の対策のほか、最近、産業構造審議会情報産業部会の中に情報化人材対策委員会というものをつくりまして、情報化進展のために今後の人材育成対策をどうしたらよいかというところで幅広い観点から御検討をいただいております。この検討の結果が出ました場合にしましては、またそれぞれ御関係の向きに通産省としてもいろいろそういう方向に沿って御努力をいただくようお願いをしております、かように考えております。

○説明員(中林勝男君) 専修学校におきまして情報処理教育の実情でございますが、近年の高度情報化社会の進展などを背景といたしまして、御案内のとおり専修学校が急速に普及、拡大をしております。

この中で、コンピューター技術者の育成と情報

処理に関する専修学校に当たりますのは、専門課程を持っておりまして専修学校でございますが、学校数、生徒数で申し上げますと、専修学校定数当初、昭和五十三年でございまして、それぞれ二十九校、約一万七千人でございまして、昭和五十九年には、学校数百十四校、約四万二千人の生徒がございまして、専修学校でございます。この急増はこの二、三年で特に著しいわけでございまして、このように、量的な拡大とともに、社会一般の専修学校に對します評価も全体としては高まっております。いま一つは、専修学校の発展をいかにするために、いろいろと課題を克服していかなくてはならないと、このように思っているわけでござい

ます。私立の専修学校の内容充実につきましては、まずもって自主的な努力に期待すべきところでございまして、また、専修学校は都道府県が所轄庁でございまして、専修学校の振興策につきましても都道府県において推進されることとがまず期待されるところでございまして、文部省といたしましては、この内容の充実という観点から、昭和五十八年度から専修学校専門課程に對しまして、大型の教育装置の整備に要します経費に補助を行っております。年々その増額に努めておりまして、六十一年度も二億六千万計上させていたしております。

教員の資質向上の關係でございまして、財団法人の専修学校教育振興会がございまして、この振興会に對しまして必要な補助をいたしまして、本年度から新規な事業でございまして、情報処理関係職員研修会をスタートすることといたしております。東京と大阪で専修学校の情報処理教育に携わる教員の資質向上のための研修会をスタートする、こういうことでございまして、通産省の専門官の御協力も得ているというふうな承知いたしております。今日の実践的な専門技術教育機関として次第に力をつけてまい

つておりますけれども、その質的な向上についてはいろいろと課題がございまして、十分に努力をいたしたいと、かように思っているところでござい

ます。○浜本万三君 やはり技術者の資質の向上、それからたくさん技術者の養成ということが当面の非常に重大な課題でございまして、通産省、文部省とも一層その努力をいたすべきように要望いたしまして、他に予定した質問は終わりますから、どうぞ引き取っていただいて結構でございます。

それから最後に、時間が来ましたので、大臣に要望をいたしたいと思います。

それは、この種業務は派遣労働者が非常に多いわけですが、派遣労働者の実情を調べてみますと、千人規模の派遣企業でございまして就業規則がないところが多に多い。また労働条件や勤務態度というものは、派遣元の企業と派遣先の企業で決まらぬというので、派遣労働者がよく承知していない、こういう状況でございまして、したがって、トラブルとか人権無視とかいうことが派遣先の事業場でたくさん起きておることを承知しておるわけでござい

ます。通産省といたしましては、そういうことのないように労働省と協力していただきまして、十分指導していただくように要望をいたしたいと思ひますが、大臣何か一言あればお答えいただきたいと思ひ

ます。○国務大臣(渡辺美智雄君) 労働者の派遣事業法を所管する労働省と連絡を密にして、ソフトウェア産業を適切に指導してまいりたいと思ひます。

○浜本万三君 時間が来ましたから終わります。

○梶原敬義君 私は主に、中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の改正案について質問をいたしますが、これは内容もそう問題もないし、私も賛成であります。したがって、以下三つの問題について最初にお尋ねをいたしま

す。一つは燃系工連の問題であります。もう一つは、中曾根・レーガン会談の問題に関する経緯研

究の問題であります。それから三番目に、田高差益の問題について、この三つについて最初にお尋ねをいたします。

日本燃系工連事件につきましては、昨日から報道されておりますように、高沢前公営立地局工業再配置課長が起訴されました。さらには境界汚職に発展し、東京地検特捜部は、国会議員数人に事情聴取が及ぶと、このような情報もこれあり、通産大臣はこの事態に對しましてどう受けとめ、責任を感じておられるのかお尋ねをします。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 四月の十六日に、燃系工連事件に関連して、さきに収賄容疑で逮捕された二名の通産省の職員が起訴されたということ、これはよく承知をいたしております、このような事態に至ったことは、通産大臣といたしましてまことに遺憾に存する次第であります。したがって、まづ省内においては綱紀問題委員会をつくりまして、その中で綱紀の肅正に万全を期してまいりたい、こう考えております。

もう一つは、やはりそういうようなでたらめがやりやすいような仕組み、ここに構造的な問題が私はあると思っておりますので、この買上げ制度の存廃を含めまして抜本的にこれは検討をし直す必要がある、そのように考えております。

また、政界に波及されたということは新聞報道等で承知をいたしておりますが、これまた政治倫理確立というように言っている中で、まことにこれも遺憾なことである、そう考えております。

○梶原敬義君 日本燃系工業組合連合会に對しましては、これは私も調査に入りましたが、通産省の日常の行政指導、言うならば、もつと本心に目を光らせ、やることをちゃんとやって、チェックをしておればこういうことは防げた、私はこういう感じを強く持っております。相手がでたらめなことをやるから、だからこうするといふより、今まで相手に対して、日常の通産省の手落ちとい

ますか、チェックがやっぱり弱かったと、この反省を最初に強くしてもらわなければいけない、こう考えます。

いつも浜岡局長が心を痛めて答弁をされるのに追い打ちをかけるのは非常に私もつらいんですが、こういうときはやっぱり事務次官ぐらいが来て、浜岡さんばかりに責任を持たせぬで、通産省全体として、ずっと携わってきた者として責任を一体どう感じているのか、この辺の答弁をいただきたいわけでありませう。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これはもう、もちろん事務次官が来なくても、私が大臣でありますから、私が最高責任者でございますので、こういうことが起きないように厳重に指導していききたい。問題は、通産省がチェックをするといつても、何万台という機械がありまして、役人の数には限界があるわけですから。したがって、その機械を、これはちゃんと登録された機械であるか、そうでないかというものは、現場に行かなければ皆わからぬわけですね。現場で古い機械と新しい機械と差しかえちゃって、レッテルだけ張り直してやったとかいうようなことがこの中にもあるらしい、私は全部を知りませんが、今までの新聞報道によるとです。そういうものを点検をするのに、通産省の役人が、機械一台に一人ずつ全部ついて歩いて現実に調べるなんていつだって、これは実際問題として、言うべくして不可能に近い、私はそう思っております。

それを知っているのは現場の担当者ですから、現場の人がやはり横に相互牽制の何か組織をこしらえて、仮にそういうふうな買い上げをするときに、それはインテキなものを買い上げた場合は、やはり残存の人が一緒にかぶる。その場合は、自分たちの負担がふえるというようなことなどが、歯どめというものがなければ、何か政府から取れば取り得たい話になっちゃって、到底これは難しい問題がある。ですから、私はこのやり方については、もし残すとすれば、そういうようなことは根本的に改めていかなきゃならないし、もう

やめるんやらやめてしまえと、いずれかである、私はもう腹を決めておるのであります。

実際問題として、二度と起こすなど言われても、管理、監督ができない、不可能なものであればやめた方がよろしい、やむを得ないことである、私はそう思っております。

○梶原敬義君 管理、監督ができるかできないかという問題については、私は相当大臣は責任逃れをしておる。これは後日やはりこの問題について、もう少し事態が明らかになったときに集中審議でもして、その点については我々も明らかにしていきたいと思っております。

ただ問題は、高沢課長にしましても、何回も一緒に業者とお酒を飲み、いろんなことをやっているという事は、それを上におる者が薄々わかっていはいはすはないわけでありまして、そういうような事態を日々刻々と掌握しておれば、工連側の癒着の状況というものは、おい、気をつけなければいけないぞと、こういうような問題がわかるはずなんです。それが結局わからなかったというのは、全体にやはり問題がある、これは私は言っておきたいと思っております。

一台立ち会えないことはいいわけですが、大変な金額ですから、それが立ち会えないような実態で、通産省はそういう状況であると言われれば、その資料を後日出していただきたい。その機械を破砕する現場に、だから、その県あるいは通産省の代行するものが立ち会えないのか、立ち会えないという物理的な問題で何か原因があるなら、それは後日出していただきたい。それをもとにして私は今の大臣の答弁に対してこれからじっくり議論をしていきたいと思っております。

次に移ります。燃系工連の不正の実態の把握については、通産省独自としては、警察に全部資料が行っているからということでも、できるだけのことはやっているはずですが、この点についての実態の把握はどこまで進んでいるか、それを最後に聞きます。

○政府委員(浜岡平一君) 確かに仕組みの問題とあわせまして、仕組みの動き方を監視するサイドの問題というのもあるわけですが、いま先生のお話のごさじました破砕の際の立ち会いのやり方等につきましましては、今振り返ってみますとやはりもっときめ細かいマニュアルなどをつくってあげばよかったのではないかとというような思いがあるわけですが、今後、制度の問題と同時に、これの動かし方を考えます際の重要な足がかりにしなければならぬ。この委員会でも先生から御指摘をいただいている点でございまして、今後私も深く心にどめていかなければならぬと思っております。

なお、確かに、年々眼光紙背というぐらゐの気持ちで経理関係書類をチェックしていればという思いも現在あるわけですが、結果的に見ればなかつたわけではございまして、大変残念なことであり、申しわけないというぐらゐに思っております。

うような姿勢がとられておりまして、そのうちに関係者が逮捕される、あるいは関係書類が工連サイドからも、あるいは最近では通産省からもほとんど押収されるというふうな状況になりまして、私も同直サイドでの捜査あるいは調べが進むにつれて、初めて承知したというふうな事態がいろいろと発生しております。大変残念に思っておりますけれども、実態的にはそういうような状況にあるわけではございません。

○梶原敬義君 今非常に混乱している状況ですから、これ以上突っ込んだ話にはなりませんので、次に移ります。

渡辺通産大臣、中曽根総理大臣は私的諮問機関を大々多用しております。今度の国際協調のための経済構造調整研究会、これも総理大臣の私的諮問機関であります。私は何回か決算委員会等でこの私的諮問機関の不法性について指摘をいたしました。この問題について若干質問をしてみたい。通産大臣は、陳情もお見えのようですからちよつと席を——結構ですが、できるだけ早くお願いいたします。

総務庁の行政管理局、いらっしゃいますか。——国際協調のための経済構造調整研究会につきましては、国家行政組織法第八条との関係等から見まして、私はもうこういうやり方は本当にけしからぬ、しかもそれをもとにして中曽根・レーガン会談をアメリカでやり、そして既成事実をつくる、私はもう国会軽視も非常に甚だしいと思っておりますが、この私的諮問機関について総務庁の基本的な考えを最初に伺いたい。――

の最大の特徴でございまして、答申等の形で委員個々の意見とは別個に独立の機関意思を決定し、これを公の権威をもって表示する、こういう性格のものでございます。

これに對しまして、いわゆる懇談会でございしますが、これは有識者による行政運営上の意見交換、懇談、研究等の場でございまして、したがって、各省庁におきまして、当面する問題について関係各界から随時有識者のお集まりをいたしまして、さまざまテーマにつきましてその意見を聴取する、こういう行政運営上の措置でございまして、この間の区別ということでございますが、一方の制度的存在としての審議会、これにつきましては、やはり国家行政組織法の八条の趣旨を踏まえて、きちんとした制度化された存在でござい

ますが、他方、懇談会とは、機関意思の決定その他の制度的な表式の面において異なる存在でございまして、その間の区別は制度的には一応ございします。この点につきましては、各省に對しましてその制度的な区分を明確にするように随時お願いを申し上げておるところでございます。

○梶原敬義君 昭和三十六年の三月二十三日に、参議院の内閣委員会におきまして当時の池田内閣総理大臣の答弁、林内閣法制局長官の答弁、それから昭和三十八年の三月十八日に、行管庁のこれは通達だと思ふんですが、「審議会と懇談会の差異について」というのが出ておる。それから一昨年、五十九年の四月十日に、参議院の予算委員会において、公明党の峯山議員の質問に對して当時の後藤田国務大臣が答弁をしておる内容、ちょっとそれを読み上げてみます。

この際、懇談会等と審議会等との区分につきまして申し上げます。すなわち、審議会等には、意思とは別の合議機関そのものの意思が答申等として公の権威を持って表明されますが、懇談会等行政運営上の会合にありましては、合議機関としましての意思が公の権威を持って表明されるのではなく、単なる行政運営上の意

見交換、懇談会等の場にとどめるべきものであります。したがって、懇談会等の運用に当たりましては、各省庁はこの点を今後とも十分に留意する必要があります。特に聴取しました意見を合議機関の意思決定と紛らわしい形でことが問題ですね、紛らわしい形で取りまとめることなどないよう留意すべきものでございます。

こういう明確な答弁をいたしておる。したがって、当時の池田総理の国会の答弁、それから昭和三十八年の行管庁の通達、それから五十九年の後藤田国務大臣の答弁、これは全く一貫をしておるわけでありまして、したがって、個々の私的諮問機関をつくった場合に、個々の委員の皆さんから意見を聞くのはいい。しかし、座長を置いたりして、そしていろいろなさまざまな意見があるのを、無理やり総理大臣なら総理大臣の求める方向に誘導して、しかも答申を無理やりにつくって、そしてそれがあたかも国民世論をすべて結集しているようなやり方で国民を誘導していく。そして国会で我々が、内需の拡大の問題についてもとやるとやるべきではないか、輸出主導型じゃなくて、要するに内需拡大の経済政策を中曽根総理時代になつてから言い続けてきている、そういうことには耳をかさないで、国会より先に今度の私的諮問機関で対応している、こういうやり方をしている。

こういう一連のやり方に対して、行管庁の方で先ほど答弁されました一連の池田総理からの流れと、何か情勢が変わつたのか。今多用している中曽根総理の私的諮問機関のあり方について、もう一度明確に意思表示をしていただきたい。

○説明員（八木俊通君） いわゆる懇談会というものがしばしば各省の行政において活用されるわけでございますが、その趣旨は、私も各省の行政運営の問題でございまして必ずしも全貌をつまびらかにいたしません、ごく一般的に申し上げれば、行政運営が独善に陥つてはならない、そのために随時重要問題について関係有識者の意見を

承る、こういう懇談の場であらうかと思うわけでございまして、ときどき懇談会の御議論の結果が報告書の形で、いわば研究報告のような形でまとめられることがあるわけでございます。

しかしながら、私もといたしましては、組織法第八条による正式な審議会、これは一つの機関意思を決定する存在でございまして、委員もまた正式な任命行為を受けて任命されるわけでございしますが、議事規則を持ち、場合によっては多数決等も行われ、そして機関意思を形成する。その結果が答申という形で、公の権威を持って表明され、政府は法律上もしくは条理上これに對して尊重義務を負う、こういう関係でございまして、その間の区別は、やはり制度的には質的なものとしてはあるというふうに私も考えております。

○梶原敬義君 私もそう思います。こういう諮問機関をたくさんつくって、そして、そこで何かをまとめ、世論を形成していくやり方が今後どんどん多用されていけば、これはもう国会は要らぬわけでありましてね。今度の問題は、特に国際経済あるいは日本の経済の問題を一体どうするか、こういう問題ですから、経済企画庁も通産省も、あんまりこれはたくさん優秀な役人を抱えておく必要ない問題であります。そういうところで骨子がつくれるならば、どう考えてもこういうやり方については納得がいかなぬのです。

そこで、渡辺大臣、一体こういう諮問機関を多用して、国会軽視も甚だしいやり方を繰り返して、そして出た答申を持ってアメリカに飛んで、これをもとにして急遽、日本はこういう姿でいきますよ、こういうやり方を繰り返してありますが、どうも私は腹が立つてしょうがないというより許せない。大臣はどうお考えですか。

○国務大臣（渡辺美智雄君） まあこれは総理大臣の私的諮問機関であつて、総理大臣に勉強しちやいかぬと言ふわけにはいきませんでしてね。総理大臣がやはり総理大臣個人として勉強なさるとい

うことは、私は大いにやってみたら結構だと、そう思っております。

したがって、この諮問機関の答申というものは法的な位置づけはないわけですね。臨調答申だった場合は、その答申はこれを尊重しなければならぬといつて国会で決まっているわけですから。しかし、これは別にそういうことは決まっております。したがって、それは法律的にはどこまでも総理個人の私的諮問機関である。しかしながら、そこに集まったメンバーは日本を代表するような各界の名士であつて、いわゆるかなり高度な見識を持った人々ですよ。その人たちが何回も集まって、しかも役人も、お役所の方も、それは表では参画してないけれども、裏ではいろいろな便宜供与も、資料の提供等もやっているんだらうと思ひますよ、それは。したがって、現実には半公共的なような政治的重みは持つておると、そう見ても私は差し支えないと思ひます。

これは、閣議にはかかつておるわけではあります。が、経済閣僚会議で説明は受けました。そしてまた、総理談話というものは閣議にかかつておつて、総理大臣はこれに對する談話を発表しておるわけですね。我々はその談話について了承をしておるわけですから、そういう意味においては私どももその責任がある。談話の中身を見てもええとわかるように、この談話は、これは日本の生きる道というものはこういうふうなところではないかというところが書かれておつて、政府は、この報告を参考として、与党とも十分な連携を図りながら、関係審議会等における調査審議をも含めて早急に必要な検討をいたしますと、世界に對しましても訴えていきたいというふうなことを言つておるわけでございます。

したがって、これは表にオープンになつておりますから、アメリカの方も中身についてよく知つておられます。それに対して、そういうふうな方向で日本が自由貿易を守つていくために、しかも内需の拡大をやつていくという、世界の要請にもこたえていくという内容になつておりますから、

それに対してはやはり評価されたものと考えておられますし、総理大臣は、やはりそういうものを中心にして今後の日本のいかに取り回す上において参考にしてやっていきたいと言ったことだけありますから、私、それ自身が国会議員ということには直接はつながらないんじゃないか。その後でいろいろな法案が出てきたときに、それそれに対して賛否の機会というものはもちろん国会にあるわけですし、議論の機会もあるわけですから、ですからそれは御批判あるいは御叱咤、それは大変私にはたくさんやっていただいて結構なことであると、そう思っております。

○梶原敬義君　まあ答弁は要りませんが、大いにやると言ったって、これは私的諮問機関ですが、国の金で謝金とか旅費とか全部払ってやるんですよ。恐らく一つの委員会に何百万か何千万か知らぬが使っているんですよ。これは私も調べてみて、大いにやるならやってくれよ。だから、国の金を使わないような形で諮問機関を何ばでもつくればいい、ポケットマネーから出してやればいいじゃないですか。国家行政組織法第八条で問題だと、こう言っている。国会答弁で問題だと、こう言っている。それをどんだんやるなら、個人的にやるならポケットマネーでやってもらいたい、これが私の言い分です。

それから、日本を代表する委員の皆さんが集まっておると言うが、大抵ね、いいですか、ほとんどが戦前の教育を受けたような人たちがばかりですよ。この中には本当に苦しい中小企業の代表者もない。今度の貿易摩擦で一生生きるか死ぬかというのを反映できる代表者もない。この問題をアメリカで話した内容からいいますと、農家の皆さんが困ります。そういう代表者が入っていない中で答申なさっている。婦人も入っていない。これは偉い人かなんかわからぬですが、本当に国民の考え方が集約されるような形になっていないんです。これは問題なんですよ、この人選自体。だから、この人選も、勝手に好きな人を選ぶから行政組織法とは区別をしなきゃいけない。

い、こうなっているんですよ。好きな者だけ集めて好きな結論出す。平和問題研究会もそうでしょう。そして、そこで出なかった結論に、中曽根さんがまた鉛筆で手を入れて、一歩問題を扱うときには曲げていった。今度の経構研も総理大臣が不満を示したんです。新聞報道に出てくるじゃないですか。問題なんですよ、そういうあり方で世論をつくっていくというやり方は、これは大臣とは議論になりませんから、改めて引き続いてやりましょう。

そこで、大臣、前川前日銀総裁が座長を務めておられます、この人が本当からかわかりませんが、これは新聞で言っていますから、新聞社の方にもいるからうそだって言えば、呼んで私も一回聞かなきゃいけないんですが、この新聞の内容を見ますと、けしからぬことを次々に言っているんですよ。

毎日新聞の四月九日の内容です。囲み欄に出ておられますが、ちよつと読み上げてみますと、「提言は日本が国際社会で生きていくための道筋を示したもので、日米首脳会談や東京サミットの場で披露し、披露しです、ここ問題ですよ。」「わが国の「国際公約」にすべきだ」と、この経構研の答申を、こう言っているんですよ。それから次に、「国内にはほとんどの推進力、首相の指導力がない」と提言内容の確実な実行がむずかしいかもしれない、さらにこう言っているんですよ。「内閣が代わったら方針変更では困る。かといって国内からつねに実行への推進力を働かせるのはむずかしいので、外圧」を利用するしかない、最後に、「提言の実行は歴代内閣で保証していくべきだ」と、こう言っている。これは座長ですよ。ここまで、国会の審議に入ってくるようなことまでこの座長が言っている。内閣の裏に、さらにこういう院政をしくような、こういうようなやり方が次々に出る。これはもうけしからぬと思うんですよ。この点について一体どうお考えか。

それからもう一つ、これは新聞でしかわからないんですが、日経の四月十五日によりますと、組

理大臣はレーガンとの間で、これをいろいろやっていくと十一兆円の内需拡大に及ぶだろうと、この約束している、十一兆円。ところが、経済企画庁は、いやそれは一兆一千億の間違いじゃないかというところで、電話をやりとりしているんですよ。総理大臣は、ある試算によればと、こういう言い方をしておりますし、後藤田官房長官も、総合経済対策で二兆三千億、円高差益分が三兆五千億、原油価格低下分が二兆二千億、等々合わせればそれくらいになるんじゃないかと、こう言っているんですよ。

これは中曽根総理大臣が十一兆の内需拡大をこれで行いますよという約束を一体したのかどうなのか。この事実の問題と、経済企画庁に聞きますが、そういうようなことに一体なるのかどうなのかですね。二点お尋ねをいたします。

○国務大臣(渡辺美智雄君)　先に私の方から答弁しますが、前川さんが何という記者会見でお話したかは知りません。その新聞も読んでおりません。おりませんが、やはり皆さんを奮励をして、半年がかりで心血を注いでつくった自分の答申です。ですから、答申をつくった人から見ればこれがもう最高最上のものである、したがって何が何でもこいつはぜひ実行していただきたい、我々が進言したんですからそれについてはやってくれと、そこを言うまで責めるといふことはちよつとこれは酷なような気がいたします。しかし、外圧を利用してなるといふのは、ちよつとこれは少し言葉が多過ぎで、だからと同じようなことでありましてね、ちよつと多過ぎるという感じがいたします。

それから、十一兆円云々の部分につきましては、私もちよつと見当がつかみませんので、どういうことかというようにおっしゃったか、会って聞いてみないといわありませんから、ここではお答えできません。

○説明員(大塚功君)　今回の総合経済対策の効果につきまして、経済企画庁といたしまして試算をしたところを申し上げます。今回の総合経済対策につきましては、七本ほどの項目が含まれておりまして、金融政策の機動的運営であるとか、あるいは公共事業の施行促進、あるいは円高差益、原油価格低下のメリットの還元、それから中小企業対策等々でございますが、そのうちには、例えば規制緩和によります市街地再開発のように計量化が困難なものも入っております。

そこで、私もどなたもいたしましては、計量化の可能なものだけを取り出して計算をしてみたわけでございまして、それは例えば電力、ガスにつきまして、円高差益、原油価格低下のメリットを約一兆円ほど還元をするというように含めておられますし、それから、電力でありますとか、NTTの投資の追加を行う、こういった計数的に出せる施策がございまして、それを計算してみただけでございます。そういういたしますと、上半期につきましては、六十一年度の上半期でございますが、年率にいたしました二兆円を上回る効果が期待できるといふ計算ができました。

上半期につきましてやりましたのは、今回の総合経済対策の趣旨をいたしまして、年度の後半には円高のプラス面、いわゆる交易条件改善効果でありますとか、それから原油価格低下のプラスの効果、これが本格的にあらわれると期待されるわけですが、年度の前半につきましては、円高のマイナス面、輸出数量の減少等のマイナス面でございますが、これがやはり出ますので、その円高と原油価格低下のメリット面をなるべく早く経済全体に均てんさせるというのが主眼でございます。たので、上半期についてやってみようということでございます。

ただいま先生御指摘の十一兆円という効果につきまして報道がなされたのは承知いたしておりますが、その内容については、私も承知をいたしております。あるいは今お話しになりましたように、一つの計算によりますと、円高のいわゆる交易条件改善効果が三・五兆円という計算もできますし、それから原油価格が一バレル当たり十ドルほど低下いたしますれば、二・二兆円ほどの輪

入節約効果が出てくるというような計算もできませんので、そういったものがベースになって発言がなされたらすれば行われたのかもしれないが、内容につきましてもはいずれにいたしましても承知をいたしております。

○梶原敬義君 また経企庁長官がおるときにこの問題はちよつと突っ込んで聞かしていただきたいと思っております。

ただ一つは、この新聞によりますと、すぐ経企庁はアメリカと電話をしてやりとりをしたというような内容になっておりますが、それは事実関係はあるのかどうか、それだけ。

○説明員(大塚功君) 報道がなされましたので連絡をとりまして聞いてみたわけでございますが、中身につきましては明確にはわからなかったというところでございます。

○梶原敬義君 日本の中でのいろいろな内需拡大とかあるいはそういう問題を言っても、総理大臣はなかなか聞かない。アメリカから言われるとはいはいはいはい全部聞いてくるといった本当に奇妙な現象ですが、大臣よく閣議でちゃんと抑えていただきたいと思うんですね。

次に移ります。円高差益と円高差益の還元についてお尋ねしますが、今、いいですか大臣、後藤田さんは閣僚の重要な一人ですよ。この人が三兆五千億円高差益があると、こう言っているんですよ。資源エネルギー庁は、円高差益は昭和六十一年の九月から三月までと、それからこれからの一年の見通し、これについて最初に出してください。

○政府委員(野々内隆君) これは見通しの問題でございまして、一定の前提を置いて計算をするということしか申し上げられないかと思っておりますが、まず原油につきまして、これをバレル二十ドルとし百九十円としますと、三兆六千億ぐらいになると思えます。これを百八十円としますと三兆九千億ぐらいになるといふふうに考えます。これは油の値下がりという問題でございまして、それから、あとエネルギーとしましては石炭と

LN Gがございまして、石炭とLN Gにつきましてもまだ価格が変動いたしております。従来の契約どおりでございまして、円レートだけで計算しますと、八五年の石炭の輸入金額が五十二億ドル、それからLN Gの輸入金額が七十二億ドルでございまして、足しますと百二十億ドル強になろうかと思えます。これを同じく五十円ぐらい上がると仮定いたしますと六千億円、こうなると思えますので、両方足しますと、三兆六千億及び六千億で四兆二千億というのが一定の前提を置いて計算であらうかと思えます。そのほか、今後LN Gあるいは石炭価格が契約の更改交渉によりまして下がってくれば、これに上積みされるというふうな考えでいいかと思っております。

○梶原敬義君 そうすると、おおむね後藤田さんの言っている数字というのは合っているということですね、前提を置けば。

○政府委員(野々内隆君) どうも官房長官がおっしゃったのは、新聞でしか拝見しておりませんがよくわかりませんが、四兆から五兆程度になろうかというふうに考えます。

○梶原敬義君 大変結構なことですが、そこで円高差益の還元について、もう六月からやると言うのですが、相当検討が進んでおると思いますが、審議会とか何か数字を出す。その審議会だつて資料は外へ出ますからね。だから国会に大体今こまで来ておりますよ、何も審議会だけに資料を出さぬで、マル秘だマル秘だと言つたつて、審議会の中の人にはどれだけ信用できるか。国会議員の方がもっと信用できますから。今進んでいる段階について出したいと思えます。

○政府委員(野々内隆君) 実は、具体的な差益なりその還元額と申しますのは、各電力会社並びにガス会社が計算をいたしますので、審議会におきまして具体的な議論というものはいたしていいないわけでございます。

ただ、全くめどなしに議論をいただくというわけにもまいりませんので、懇談会におきまして

は、大体一兆円ぐらいの差益という感じで御議論をいたしましたが、現在私どもが御議論の前提としてお願いいたしておりますのは、一兆四千億程度の前提に議論をいたしております。これは原油の価格を二十二ドル、それから為替レートを百八十円という形で計算をさせていただいておるわけでございます。これはトータル、マクロとしての議論の前提条件でございまして、今後六月実施に向けまして各社がそれぞれ差益の計算をいたしますときには、必ずしもこれによるということではございません。

もし今後一年間二十二ドル、百八十円が続いたと仮定をし、またLN Gの価格が原油のスポットと同じように下がったというふうに仮定をしますと一兆四千億程度になり、その七〇%、これは五十三年のときも将来のリスクを考えましては七割ほど値下げに使っておりますが、同様な考え方をとるとすれば値下げ額に充てられるのは一兆円程度であらうと、こういう前提で現在議論を行っております。

○梶原敬義君 ですから、四兆か五兆かわかりませんが、そういうメリットが出る。その中で一兆円と、これではなかなか内需が回復しない。国民ももっと要望が強いのではないかと、そう思うんですね。あと前向きな検討を期待をします。

六十年度分の還元については、これも私は還元すべきだと、去年の九月から三月までは、こう思うんです。みんなそう思っております。この点についてはいかがですか。

○政府委員(野々内隆君) 先ほど四兆あるいは五兆と申し上げましたのは、これはエネルギー全体を申し上げましたわけでは、一兆円というのはそのうちの電気・ガス料金にはね返る分を申し上げましたので、若干数字の計算の根拠に差があるかと思ひます。

それからその次の、今のお尋ねの六十年度分についての扱いでございますが、実は六十年度分につきましても三月をもって切れておりますので、料金に対する対応というものを今すぐするわけに

はいかないというふうに考えております。したがって、これにつきましては、利益分は当然約半分が税金として国庫あるいは地方公共団体に入るわけでございまして、残りにつきましては積み立てておきまして、内需拡大の設備投資の資金繰りあるいは基本的には将来のコストアップを考え内部留保ということにならうかと考えております。

○梶原敬義君 六十年度分というのは、電力会社で言いますと、六十年度九月から三月まで発生している円高差益の分というのは大体幾らと見ていますか。

○政府委員(野々内隆君) これはちよつと今、三月の決算が出てまいりませんと明確にわかりませんが、円高差益につきましてもは去年の秋以降、それから原油値下がりにつきましてはことしの初めからでございまして、現実には多分ほとんど影響しなかったと思われれます。概算でございしますが、電力九社、ガス三社を足して大体三千億程度ではないかと思っておりますが、ちよつとまだ決算の確定がないと、これ以上正確なことを申し上げるのは困難かと思ひます。

○梶原敬義君 問題はどのような数字をとるかでありまして、多分電力会社あたりも契約のやり方あるいは在庫の見方で移動平均法とかあるいは後入れ先出し法とか、いろいろな払い出しの方法、恐らく原価の計算のやり方があるでしようが、前に高いものを持っていったから、そして後から安くなったけれども平均していくと高いものだから、結局利益は少ないというような形の決算をやるでしよう。恐らくそれが、今言われておりますように三千億というふうな数字になるんではないか、実際はもっとなるんではないかと、私はこう見ています。いかがですか。

○政府委員(野々内隆君) これは原価計算の方法によりまして、しかもこれは税務上適当に変えるということではできませんで、継続的に行つております。したがって、その利益が今期三月までの決算期に出るか、あるいは四月以降の決算期

に出るかという計算の問題だろうかと思っております。

○梶原敬義君 だから、私は発生ということを言っているわけですね。発生というのは、そのときから発生をするわけですね。それはまた、今度は先になりまして逆に石油が上がりたりあるいは円安になったりした時点、もうそのときに厳しくなりました。厳しくなつたけれども、まだ前に円高差益の分があるじゃないか、それはまた国民に返せと、こういうことにはなかなかないんじゃないか。

だから、やっぱり発生時点とらえていかないと、先になつてうまくいかなかったときには、これはまた値上げをするとか何とか、そういうことになりまますからね。あくまで移動平均法をとろうがどういう方法とろうが、やっぱり発生時点、発生したときから一体どのくらい発生したのか、こう政府としてはとらえて計算をすべきだ、それが国民の側に立つた私は物の考え方、処理の仕方だろうと思ふんです。強くその点については一考をしていただきたいと思ふます。

それから、この還元の仕方ですが、四百六十円とか、どうしてああいふ数字が新聞でちらちらちから出るのかわからぬ。国会には出さぬで、審議会があるいはどうかで先に出すんでしようが、そういうようなやり方じゃなくて、やっぱり早目に出してもらいたい。

同時に、私は月々に出すんじゃないで、七月なら七月、八月なら八月にまとまって、割引月間みたいなものでばつとまとめてやる。しかし、その前の分の金利の分は、四月に例えば五百円なら五百円の分に相当する分は、また八月だから、それは小さく計算してやらないと、やっぱり国民は不満を持つと思うんですよ。だけど、内需の拡大や何かから考えると、月々にちょっとずつ払うんじゃないで、八月なら八月にまとめてずつと料金の引き下げをする、そういうようなやり方を私は希望したいと思ふます。御意見があればちょっと聞いて次に移ります。

○政府委員(野々内隆君) 移動平均法がいいのか、後入れ先出しとか、どの方法がいいのかというのはそのときの経理状況によりますが、一般的には移動平均法の方がどちらかというと安定いたしております。値上がりするときにも値上がりが遅く出る、そのかわり値下がりするときにも値下がり遅く出るという形で、いずれにしても安定的な経理が必要かと思つております。

それから還元額、実はいろんな新聞がいろんな計算をなさいますので、私も困るんですが、むしろこれからは各社それぞれの計算、九電力会社それぞれの計算になりますので、余りマクロとして計算をいたしますのはいかがかと考えております。私も、私もトータルとしての計算というものは最近はいましておりません。むしろこれから各社がそれぞれ自分の見通しによって計算をし、それが五月になつて認可申請が来るというふうに考えております。

それから、まとめて返すのも実はいろいろ考えたわけではございますが、前回、五十三年のときに、月二百七十円で少なかったもので、まとめた方がより受け取った方に喜びが大きいんじゃないかという御意見もあつて、いろいろ考えたんですが、結果的にはやはり無理であろう。例えば上半期まとめて返すというふうなことになりますと、上半期だけ電力を使って下半期に引越してしまつた方は、違う還元になるということもございまして、それから電気税、ガスの支払いの問題もございまして、なかなか難しいということもございまして、なかなか難しいというところで、原価主義からいましてやはりその月々にやつた方がいいんじゃないかということもございまして。

ただ、四月にさかのぼりますと、これはもう四月分を払いませんで、十二月分につきましては十月分にまとめるという程度のことはいましております。

○梶原敬義君 エネルギー庁ありますかございまして。

それでは、中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案に關しまし

て、以下質問をいたします。

通産大臣に最初伺いたしますが、この法律案というのは中身が二つになっております。一つは、もう時間の関係で中身は繰り返しません、この法案の提出を、今なぜこれを急いでやらなければならないのか。具体的に各県なりあるいは中小企業の皆さんから強い要望が具体的に出ているのか、こういう点について最初に伺いをいたします。

○政府委員(木下博生君) コンピューターの利用による情報化というのは、経済全体の効率化のために極めて重要なことでございまして、中小企業と大企業を比較した場合に、そのコンピューターの利用の度合いは大企業の方に相当進んでおりまして、中小企業はおくれておるという状況があるわけではございます。そのようなことで、中小企業者のコンピューターの利用を進めて、それによって情報化を進展させていくことのために、単に個々の企業の努力だけではなくて、全国的に中小企業者の指導を図っていく必要があるという考え方があつてございまして。

御承知のように、中小企業者は各地方に多く存在するわけでございまして、各県におきましては、従来から中小企業者のコンピューターの利用の促進を図つておるわけでございまして、この際、各県にありまふそのような組織を十分活用いたしまして、中小企業者にコンピューターの利用についての診断と指導をより強化するような方策を講じた方がいんじゃないかということもございまして、これは各県からの御要望の線にも沿つたものでございまして。

そのようなことで、今回中小企業指導法と中小企業近代化資金等助成法の改正を行ひまして、そういう診断、指導を強化すると同時に、コンピュータープログラムについても中小企業者が導入しやすくする方策を考えたいわけでございまして。

○梶原敬義君 わかりました。次に、二つまとめて聞きますが、情報化という表現がたびたび出てくるわけでありまして、この情

報化と言つてゐる中には、私は一つは経営管理と

いいますか、決算をやつたり、賃金を払つたりする、それにコンピューターでやれば便利だと、先々安くつくと、こういうような内容のものと、要するに経営戦略上何かのデータを分析をして、その分析結果をもとにして経営戦略に役立てる、あるいはそれによって情報を集めて、その情報を先取りして中小企業の経営に役立てる、こういうことだろうと思ふんですが、どうも情報化、情報化という表現の中には、後者の経営戦略的な意味にとられてしまふが、この点は一体どうお考えですか。

さらに中小企業の場合、この情報化、要するにこういうことをコンピューターに入れて業務を進めていく上で問題になるのは、中小企業者の多くの皆さんがこの情報化の進展に対する見通しがわからないと、不安感を抱いておるというふうな調査結果をたびたび見るわけでありまして、通産省といたしましては、中小企業者の情報化の必要性を認める場合に、中小企業者に対する情報化の啓蒙の必要性について一体どうお考えになるのか、この二点をお尋ねいたします。

○政府委員(遠山八人君) 二点のお尋ねでございますが、最初の情報化というものが企業経営の中でどういうふうな役に立つかということもございまして、御指摘のように、情報化は、一つはコンピューターの利用等によりまして経理処理、事務処理等を合理化しよう、こういうことでございまして。これも非常に重要なことでございまして。それからもう一つは、御指摘のように経営戦略上その情報を積極的に経営戦略に使つていこう、こういうことでございまして。

中小企業の情報化の実態を見ますと、その中でどちらかといえば定型的な業務、つまり経理処理とか事務処理を合理化していこうという範囲にとどまつてゐるものが、多くの中小企業の情報化の現状じゃないかと思ふわけでございまして。中小企業におきましても、そういう情報を高度に使つ

に経営戦略上の使い方ができるのではないかと思いますが、おおいにそういうふうな高度な情報化という方にも進めるように、中小企業の経営規模とか、業種、あるいは業態に応じた適切な指導をしてまいりたい、そういうふうにしていく必要があるんじゃないかと考えております。

それから、中小企業がそういう形で情報化を進めます場合に、何と申ししても情報化の意味がどういふことにあるのか、あるいはどういふふう具体的に進めたいのかということ、具体的な知っていただくことが重要でございまして、そういう意味で御指摘のように啓蒙と申しますか、そういうふうなことが非常に大事でございまして、いろいろな形で啓蒙していく必要があると思っております。けれども、一つの重要なやり方としては、具体的に進められました事例、あるいはその効果等を集めて、それを情報提供という形で中小企業の方々に知っていただく、こういうことが必要なんじゃないかと思っております。

○梶原敬義君 前の問題は、もういいです。次に来ます。

一つは、中小企業の情報化を進めていく中で、中小企業地域情報センター、これは公益法人ですが、これを診断、指導機関としてこの法律の中では位置づけようとしておりますが、これは今全国で幾つあって、大体うまくいっているのかどうか、その体制は十分なのかどうか。それから、これからどう育成、強化しようとしているのか、それが一点。

それから、第二点は、この情報処理技術を有する指導担当が地域情報センターに、果たして皆さんが考えているように、そう全国に散らばっておられるのかどうか。これはもっと勉強しながらといったって、中小企業はそのときで厳しい企業競争をしながらですから、やっぱり即役立たないやいかぬわけですから、その点、二点お尋ねいたします。

○政府委員(遠山仁人君) 中小企業地域情報センターについての御質問でございますが、中小企業

地域情報センターは各県ごとに設ける、こういうふうな方針で進めておりまして、五十四年度から進めておりますが、現在三十九カ所設置されておまして、六十一年度にはさらに新しく二カ所設置する、こういうふうな予定でございまして。

地域情報センターは、従来中小企業者に役立ちます情報の提供というのを中心にしておりますけれども、そのほかコンピュータの利用等についての指導等もいたしております。このたび都道府県知事が指定いたします指定法人ということになりますと、さらにそういった診断、指導の面でも大きな役割を果たしていただくのではないかと、こういうふうに期待しているところでございます。

それから、地域情報センターの体制、能力等の問題でございますが、地域情報センター三十九カ所、職員数が全部で三百人以上になるわけでございまして、一つのセンター当たりいたしますと八名程度でございます。その中でもいろいろコンピュータを使つた方もおりますし、中小企業の経営に詳しい人もおられるわけでございまして、中小企業の情報化の中核機関として十分能力と申しますか、機能を果たしていく体制にある、こういうふうな体制を構築しております。また今後ともそういうふうな体制を一層充実していきたいと、こういうふうに思っております。

○梶原敬義君 それから企業の場合、浜本委員からも少しありましたが、中小企業の場合にはなかなか人材がやっぱりいないわけですね。もうその日その日一体どう食うか、即戦力ですから。これは養成するのは非常に重要ですが、この施策は一体どうやっていくのか。

それから昭和六十一年には六十万人ソフトのわかる人が不足すると、こういうようなことでありますが、この計算は間違いないのか。それから、ICの場合、半導体は本当に、いつか皆さんから説明聞きました当初は、相当な将来売り上げになるなと言ったが、私は競争が激化しますと、半導体の売り上げ高も下がってくるから、数量は伸びるかもしれないけれども、金額は皆さんが計算したよ

うにはならぬのじゃないかと、何回か私は聞いたことがあるんですが、そのようになりまして。これは六十万人足らぬというのが本当に見通しとしてある程度当たっているのか。当たっているのなら私もやっぱり真剣になってこれは対応をしないかなければならないと思うんですが、この点。

さらに先ほどお話がありました、特に今中小企業の皆さんには事例集を見せて宣伝するとやっぱ飛びつくし、動くと思うんです。ただ、私も調べてみましたが、この法律の関係で当面大分県の場合、小さな百分の一の県であります、一体何件ぐらいを考えているのかと言ったら、六十一年度においては、要するに協業組合みたいなような団体でやるところは二件、それからあと個人のところはせいぜい十件ぐらいじゃないか。そんなところで、まあ芽を吹いたといつちや芽を吹いたような話でありまして、やっぱり事例集あたりが、こうすれば成功して企業の経営にも中小企業はもうかますよと、経営に役立ちますよと、こういうような形の事例集をぜひ早く、うまくつくっていただきたいと思うんですが、その三つについて。

○政府委員(杉山弘君) 最初に、ソフトウェア関係の技術者の不足の問題についてお尋ねがございました。詳細は差し控えたいと思っておりますけれども、私もソフトウェアの需要を想定します際に、過去におきますソフトウェアの売り上げの伸びというのをベースにして算定をしたわけでございまして。これを二六増というふうな前提で需

要の方を考えたわけでございまして、最近時点、例えば五十八年度から五十九年度にかけましては、ソフトウェアの売り上げの伸びというのは四〇％になっておりまして、一段と加速されているような状態でございまして。これ自身が物理的なソフトウェアの需要本数の伸びとイコールというふうには申せませんが、私も想定をいたしました前提以上の伸びになっておりますので、このままの状況が続きますと、私も想定いたし

ました六十五年度六十万人というものについては、この予想を下回るようなことはまずないんじゃないかという感じがいたしております。

○政府委員(遠山仁人君) 人材養成の問題でございます。

中小企業の方々が情報化になじむように人材養成いたしますことは非常に重要なことでございまして。

私も、中小企業事業団にございます中小企業大学校におきまして、その方面の人材養成に力を入れているところでございまして。特に、その中におきましては、東京校とか関西校におきまして、中小企業者あるいは従業員に対しましてコンピュータの利用、あるいはメカトロニクス化をどう進めたいかというコースを設けております。それからそのほかの地方校におきまして、生産管理、経営管理の中でコンピュータをどう活用したいかということについての人材養成を進めているところでございまして。

それから、啓蒙の必要性につきましては、先ほども申し上げました事例集等を作成しておりますが、全国的にそういう中小企業が成功しております事例、あるいはまたコンピュータ等を導入し集める必要があると思っておりますけれども、そういうものは各地域の地域情報センターにおきまして、あるいは各地域の事例も集めていただきまして、そういう地域事例も集めていただきまして、それを地域間でも交換し合つて全体として利用できるように、そういうふうなことを進めているところでございまして。

○梶原敬義君 どこもこれも情報が全部入り合つたら、どっかがまたもうからなくなりますが、ね。これは難しい問題だと思っておりますが、ぜひそのように対応していただきたいと思っております。

それから、地域情報センターが地域の情報化の中核機関となっていくためには、その財政基盤の強化というのはいかに必要だと思っておりますが、一体この点についてはいかに考えておられるか。

もう一つ、これは最後になると思いますが、今回中小企業設備近代化資金貸付制度の中にプログラムが追加されました。私も今どういうようになっているのか、説明を聞いてもなかなかわかりませんから、きのう通産省の係長の方に案内をしていただきまして、日比谷の日本電気の展示場を見て回りまして、初めてコンパクトされた磁気テープも見てきたんですが、それを示していただきながらもう一度、このプログラムがハードより金から金がやっぱりかかってくる、こういうことでありますから、その辺のことを最後にお聞きをいたしまして、なぜプログラムの方に近代化資金の貸付制度で貸し付けていかなきゃならない必要性があるのか、その点について質問いたしまして終わります。

○政府委員(杉山弘君) それでは、私どもの方からまずプログラムの重要性についてお答えを申し上げます。先生現地でごらんになったんだろうと思いますが、ここに持ってきておりますこれがフロッピーディスクと言われているものでございます。

○榎原敬義君 それは幾らするやつですか。

○政府委員(杉山弘君) 一つ十万円くらいするものでございます。

ハードウェアとソフトウェアの重要性の問題でございますけれども、最近ハードウェア非常に技術進歩がございまして、値段等も大分下がってきております。最近私も調査しましたところでは、コンピュータ関係に要する費用のうちの六割以上がいわゆるハードウェア以外のソフトウェア、メンテナンスのための費用ということになっているようにございます。こういうことから、最近ソフトウェアの重要性というものが急速に認識をされ出してきたことであらうかと思ひますし、これから中小企業から御答弁があると思ひますけれども、中小企業の情報化に際しても、そういうソフトウェアの重要性に着目されて今回の改正というふうになつたものと考えております。

○政府委員(木下博生君) 地域情報センター、現在規模は平均して八人ぐらいの規模でございまして、今後これを強化していかなくちゃいけないわけでございますが、都道府県におきましては、財団法人形式、社団法人形式でこれを設置してあるわけでございますので、まず地元の方々からの拠金によつてできるだけ自主的にその活動が強化されるようにお願いしたいと思ひておりますけれども、国としてもその事業に対してできるだけ御協力を申し上げるということで、今年度の予算ではすべてのセンターではございせんが、基金補助のために五カ所で七億五千万、一カ所一億五千万の基金補助金を出すことにいたしておるわけでございます。これと県から出た金等によりましてまず財政的基礎ができて、それによつて事業活動が円滑に進むように協力していきたいと考えておりますし、また各種の事業費に対する補助金も考えておりますので、そのようなことで、この地域情報センターが各地域における中核的存在として活躍できるように持っていきたいと考えております。

それから、プログラムをこのたび中小企業近代化資金等助成法の対象といたしましたのは、今機械情報産業局長からも御説明申し上げましたように、今後情報化を進めていく場合には、ハードウェア、いわゆる機械の値段よりも、むしろプログラムの値段の方が高くなる傾向があるわけでございます。国全体として見ると、八対二というような割合でソフトの割合が高いというふうに言われておりますけれども、中小企業者が個々にコンピュータを導入する場合にも、相当プログラムの負担が高くなるということになるわけでございますので、プログラムだけを導入するということも今後出てくるわけでございますので、そういう資金負担の高いものについてやはり助成の必要があるだろうということで、今回中小企業近代化資金等助成法の対象とすることにいたしましたわけでございます。

○委員長(下条進一郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分開会
午後一時三十分まで休憩いたします。

○委員長(下条進一郎君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐藤榮佐久君 情報促進に関して御質問をいたしたいと思ひます。

コンピュータは十年で百倍の進歩をしてきていると聞いております。また、通信技術は人工衛星あるいは光ファイバー等により驚異的な発達をしてきております。この二つが結びついて高度情報化社会の到来を招きつつあるのは御承知のとおりです。そしてそれは、二度にわたる石油ショックにより日本沈没とまで言われ、二十一世紀に向かって希望というよりは世紀末の様相を見せている日本の経済、産業にとりましても救世主であり、希望の星でもありました。また国民にとりまして夢を与えているのも確かであります。そしてその条件あるいは基盤づくりは、石油ショックによるダメージを省エネ等を通して何とか乗り切ろうとした国民の努力によつて、図らずももたらされたものと私は考えます。

さて、質問でございますが、その国民の夢の中に、情報化社会になれば三大都市圏あるいは大都市圏と地方の格差が縮まるのではないかと期待するものがあるわけですね。地方においても末端機器を取りつけて在宅勤務をすればよろしいとか、テレビによる会議とかはその象徴的な考え方でもあります。また反対のことも考えられます。情報が増えます都市に集中してきまして、より以上に都市集中化が起こるということです。通産省も、ニューメディアコミュニティ構想あるいはテクノポリス等々、地域開発に際しても、もろもろの施策を行っておりますが、高度情報化社会と国土づくり、あるいは地域格差についての考え方を御聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(大坪健一郎君) 今佐藤先生がおっしゃいましたように、情報化が非常に進展してまいりましたので、この情報化をどういうふうにより国の全体的な発展に役立てるかというのが大変重要な通産省のテーマになっております。おっしゃいましたような中央集権的な状況の方がむしろ先行しております。本来、情報社会であれば全国的に同じような状況進展があるべきでございますけれども、ただいまの状況では、東京とか大阪のようなどころに全体の約四六%程度のコンピュータ利用が集中しているようでございます。したがって、地域の情報社会化と申しますか、そういうことのために通産省としては幾つかの政策を準備して、都道府県と協力いたしまして地域の発展を促そう、こういうわけでございます。

一つは、仰せの中にございましたようなニューメディアコミュニティ構想というものでございまして、昭和五十九年度に八地域、六十年に七地域ほど指定をいたしまして、それぞれの地域の最も個性的なテーマを中心にその活動を活性化させる、こういうことに着手しようとしております。

それから、御案内のとおり全国にございます通産局、これはブロックごとに置かれておりますが、この通産局で地域情報化ビジョンといったようなものを策定いたしました、これを全体の情報化に資するために使っていく、こういうことでございますが、これは実は本年度の間お話しをいただきました予算によつて現実化する予定でございます。

それから、これから御審議賜りますまいわゆる民活法に基づきまして、コアシティ構想と申しますか、情報化の基盤になるような施設を地域地域に整備していただきまして、それを地域情報化進展のいわば拠点にしていこう、こういう構想が生まれて現実化しようとしております。

こういった政策を幾つか使ひまして、仰せのような事態を全国的に活性化していきたい、こう考えておるわけでございます。

かえ願いたいと思ひます。

○政府委員(大坪健一郎君) 今佐藤先生がおっしゃいましたように、情報化が非常に進展してまいりましたので、この情報化をどういうふうにより国の全体的な発展に役立てるかというのが大変重要な通産省のテーマになっております。おっしゃいましたような中央集権的な状況の方がむしろ先行しております。本来、情報社会であれば全国的に同じような状況進展があるべきでございますけれども、ただいまの状況では、東京とか大阪のようなどころに全体の約四六%程度のコンピュータ利用が集中しているようでございます。したがって、地域の情報社会化と申しますか、そういうことのために通産省としては幾つかの政策を準備して、都道府県と協力いたしまして地域の発展を促そう、こういうわけでございます。

一つは、仰せの中にございましたようなニューメディアコミュニティ構想というものでございまして、昭和五十九年度に八地域、六十年に七地域ほど指定をいたしまして、それぞれの地域の最も個性的なテーマを中心にその活動を活性化させる、こういうことに着手しようとしております。

それから、御案内のとおり全国にございます通産局、これはブロックごとに置かれておりますが、この通産局で地域情報化ビジョンといったようなものを策定いたしました、これを全体の情報化に資するために使っていく、こういうことでございますが、これは実は本年度の間お話しをいただきました予算によつて現実化する予定でございます。

それから、これから御審議賜りますまいわゆる民活法に基づきまして、コアシティ構想と申しますか、情報化の基盤になるような施設を地域地域に整備していただきまして、それを地域情報化進展のいわば拠点にしていこう、こういう構想が生まれて現実化しようとしております。

こういった政策を幾つか使ひまして、仰せのような事態を全国的に活性化していきたい、こう考えておるわけでございます。

○佐藤榮佐久君 情報処理振興事業協会、すなわちIPAにより昨年シグマ計画がスタートしたわけですが、この計画は内外企業百二十五社が参画したソフトウェア生産工業化計画であり、この計画と新世代コンピュータ技術開発機構との関係を質問いたします。

実は三月十二日付読売新聞に次のような記事が載っております。ちよつと読んでみますと、

日本電気は、十一日、コンピュータのソフトウェアを自動的に組み上げることのできる本格的な「プログラム自動生成システム」の試作開発に世界で初めて成功したと発表した。これまで、手作業による、人海戦術で行っていたソフトウェアづくりが大幅に機械化できるので、プログラマーの人手不足問題の解決に大きな道を開くものになるといふ。十一日から東京で開かれた情報処理学会第三十二回全国大会で、金融機関向けに作った試作システムを発表する。年内にも実用機を開発し、社内で使うことにしているほか、将来はコンピュータを利用する企業にも販売する。

このような記事が載っております。

このシステム開発は、この記事の中で、新世代コンピュータ技術開発機構による国の委託開発の一環として研究してきたとも書いてあります。シグマ計画の目的とも同じ趣旨の研究であると思われるわけですが、この二つのプロジェクトの関係について御質問いたしたいと思います。

また、この計画には、ATT、富士ゼロックス、日本ユニバックス等々外資系の会社も参加しておりますが、世界市場の六割を占めるIBMが参加していません。これはいかなる理由によるのか、あるいはこれから参加する予定があるのか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(杉山弘君) ただいまお尋ねの件でございますが、確かに最近日電がプログラミングの自動作成システムの開発に成功したという記事が出ております。これは、新世代コンピュータ技術開発機構に同社が参画をいたしております。

開発中の第五世代コンピュータにおきますアーティフィシャルインテリジェンス技術を使つてのものということも言われているわけでございます。こういった民間の問題と、それから今お話のございましたIPAで行つておりますシグマ計画との関係でございますけれども、まずシグマ計画でねらつておりますのは、全国レベルでのソフトウェアの一貫した工業生産システムを開発しようというものでございます。日電が試作に成功したと言つておりますのは、全面的なプログラムの開発の自動化ということではなくて、その一部分に

ついての自動化ということのようでございます。もちろん民間でこういう技術が開発されますことは非常に結構なことでございます。私もやっておりますシグマ計画での工業生産化システムの開発にも、こういった民間での成果というものが取り入れられるものなら積極的に取り入れてまいりたいと考えておるところでございます。

それから、日電は第五世代コンピュータでの技術開発をもとにこのプログラミングの自動化システムに成功したと、こう言つておりますが、私も今新世代コンピュータ技術開発機構で開発をいたしております第五世代コンピュータは、十年の期間をかけてやろうと思つてゐるものでございまして、いわば将来技術のベースになるものを相当長期間かけて開発をしてゐるわけでございます。

一方、シグマ計画の方は昨年度からスタートいたしました。御案内のように五カ年計画でございますので、六十五年度には完成させ、しかも完成したものは直ちに実用的に使えるものを目標にいたしておるわけでございます。したがつて、そういう意味で二つの開発計画はフェーズに違ひがあるわけでございますが、もちろん第五世代コンピュータの開発過程での成果が、日電が使ひましたように自動プログラミングに使へるというようになつてまいりますと、我々としても今やつておりますシグマ計画の中にももちろんそういう

技術は十分に取り入れていきたい、こう考えているわけでございますが、いずれにいたしましてこの二つの開発計画は直接的には関係のないものと、こういうふうに御理解いただいてよろしいのではないかと思つております。

それから、その次に外資系企業のシグマ計画への参加のお話ございました。既にこの計画につきましては外資系企業、たしか八社でございます。たか、参加をしていただいておりますが、まだIBM自身は参加をいたしていません。ただ、私も内々承知をいたしておりますところでは、IBM自身も参加の希望を持つてゐるようでございます。まして、六十一年度にはまた新しく参加企業を公募をしたいと思いますので、私もそういったことは、その過程におきましてIBMの参加が実現することを希望いたしております。こういう時代、世の中でございますので、日本だけの開発ということじゃなくて、国際的な共同開発プロジェクトという性格もぜひ持たしていききたいと思つておりますので、そういう面からもIBMの参加については、我々としても歓迎をしたいと考えております。

○佐藤榮佐久君 このシグマ計画が考えられ、そして誕生する段階で、五十九年三月には四十万人の情報処理技術者がおつたわけですね。六十五年度は百六十万人必要となるのに対して百万人の技術者になるので、約六十万人不足するということであつたわけでございますが、現在それから二年余たつておるわけでございますが、現在の技術者は何人ぐらいになつており、そして六十五年度に対する見通しは、二年前の見通しとどのように変わつておるか、お答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(杉山弘君) 二年前に、通産省が今後の情報処理開発技術者の需給関係について想定をいたしました段階では、現存の技術者が四十万人というふうに考えておりましたが、その後五十九年度の調査の結果では五万人ほどふえておりまして、四十五万人という数字を把握をいたしております。

六十五年度に六十万人の人材不足の見通しというのを出したわけでございますが、この想定の前提といたしましては、これからのプログラム、ソフトウェアの需要というのが一体どのぐらい伸びていくのか、それに伴つて技術者の数が将来どの程度需要されるのかということをも考へたわけでございます。その段階では、ソフトウェア業の年間売り上げの伸びというものをもちまして、ソフトウェアの需要の伸びと同じというふうに想定をいたしております。その段階では年間二六%のソフトウェア業の売り上げの増加が実現しておりましたので、これからの伸びが二六%程度のソフトウェア業の売り上げ、換言すればソフトウェアの需要が伸びると、こう考えたわけでございます。

その後、新しく五十八年度から五十九年度にかけましてのソフトウェア業の売り上げの伸びというのが出てまいりますと、これが四〇%という極めて高い伸びになつております。したがひまして、むしろ状況は、私も二年前に想定した過去の実績よりはもうちよつとテンポが一段と強まつてきてゐるような感じもいたしますので、六十五年度六十万人の人材不足というのはあながち過大なものではなくて、その程度のものであるといふことができます。どうしても出てくるのではないかと、いふふうに判断をしてゐるところでございます。

○佐藤榮佐久君 シグマシステム開発本部発行の「シグマニュース」という創刊号がございします。このあいさつの中に「生産者としてのソフトウェア開発者の地位の確立」これが、ソフトウェアの究極の目的であるというふう書いておられます。大変すばらしい目的だろうというふうに考えております。そして同じようにその文章の中で「しかし、ソフトウェア開発の大部分の現状は、未だソフトウェア技術者個々の技術力・知識に大きく依存した労働集約的形態を脱しておらず、これが、派遣労働、長時間労働といった問題を生み、ソフトウェア産業の自立の大きな障害となつてゐます。」このようにございさつの中

で述べられております。

現在のプログラマーというのは、コンピュータばかりと申しますか、コンピュータが好きで好きでたまらないといった、条件等余り考えないプログラマーによって支えられているのが現状ではないかと思えます。私の友人等でも、一生懸命もう徹夜徹夜でコンピュータに張りついて、そしてコンピュータがあればもうコンピュータを操作しているというふうな友人もいるわけですが、これは産業としては、先端産業あるいは高付加価値産業になる可能性はあっても、成長が将来的に余り期待できなくなるおそれがあるわけです。そういう中でシグマ計画だろうというふうに考えるわけですが、その点に關して通産省で考えていることがありましたらお聞かせ願いたいと思えます。

○政府委員(杉山弘君) 御指摘のように、ソフトウェア業と申しますのは極めて労働集約的な産業でございまして、全体としての技術者の需給も先ほど御答弁申し上げましたような状況でございまして、どうしても仕事に追われる、そのために勤務時間が長くなることも願みないというふうな傾向がかなりあるのではないかと心配をいたしております。私もそういったソフトウェア業の労働条件の問題についても無関心ではおれませんので、私もなによりいろいろ調査もいたしておりまして、労働省が持ち前の統計で全般的な動向等どうなっているかというふうなことも突き合わせているわけでございます。

今私どもの調査にあらわれた限りにおきましては、そう一般的な傾向と隔絶した悪い就業条件ではないようではございますが、これからますます技術者の不足状況というものが強まってまいりますと、案外も許されないということでございますし、先ほど先生御指摘になりましたようなシグマ計画につきましても、ソフトウェアの機械的な生産、工業生産ということが目的でございまして、これが実現いたしますと、今のようには仕事に追いまわられるという状況から技術者を少しでも

解放することができないのではないか、こういうふうな期待をしているところではございまして、そのために一日も早く実用に供し得るようなものをつくり上げていくということが必要かと考えております。

○佐藤榮佐久君 次に、情報処理サービス業電子計算機システム安全対策実施事業所認定制度についてお尋ねしたいと思います。

この制度は情報処理業の建物やコンピュータに記憶されている情報の安全を守るために昭和五十六年制定された制度ですが、これに認定されるために防災や地震対策等で多額の投資をしているわけです。六十一年十月からは基準がまた厳しくなると聞いております。しかし、それに伴うメリットが余りないということも事実でありまして、認定事業所としての利点をはっきりさせなければ認定を受ける事業所の数は増加しないし、制度をつつた意味がなくなるのではないかと考えるわけでございますが、特に認定事業所としての税制、制度資金面等どういう施策をしておるのか、あるいは官庁関係の仕事を優先して発注等をしておるのかどうか、その辺についてお聞かせ願いたいと思えます。

○政府委員(杉山弘君) 情報処理サービス業におきます安全対策の確保を図りますために、私も安全対策基準という一つのガイドラインをお示ししたしておりますと同時に、そのガイドラインに沿った対策を講じておられるところを認定事業所として認定をいたしております。現在百七の事業所がございまして、こういう事業所が認定を受けることによりまして、お客との関係で信頼のおける事業所であるという評価が得られることを期待しているわけでございますが、一部にはそういう効果もあらわれてきておりまして、地方自治体の中には地方自治体の計算業務の委託先については、通産省の認定を受けた事業所に限るべきであるというふうな運用をされているようなところもあるようでございます。

ただ、これもまだ必ずしも十分ということでは

ございせん。おっしゃいますように、認定を受けるためにいろいろ設備投資等もされなければいけない。それに對して直接的なインセンティブがないという面の御不満もございましたので、私もさきやかではございますが、六十一年度から日本開発銀行の融資をする際に、認定事業所等につきましては通常の金利よりも若干安い金利でお貸しをするようなことも開始をいたしております。

これを手始めに、認定事業所についてのインセンティブの付与という問題についてはこれからも心がけてまいりたいと思っております。

○佐藤榮佐久君 情報技術分野の進歩が著しく、情報化が急速に進展している現在、健全な高度情報化社会を実現していくためには、情報機器やデータ等の間の自由な接続が重要であると考えます。また、国際的レベルで情報ネットワーク化が進展しつつある今日、情報機器やシステム間の自由な接続の確保は不可欠であると考えます。特にユーザー側においてその期待が強いと聞いております。

先般、ISO、すなわち国際標準化機構の会長に日本人として初めて山下勇氏が選出されたこともあり、今後日本が世界の先頭に立って、国際的視野で情報分野の標準化に取り組むべきだと考えます。標準化の担当官庁である通産省としては、大型プロジェクトであるインターネットオペラ・データベースシステム・プロジェクト等を実施しているようですが、情報分野の標準化に対する取り組み方を伺いたいと思えます。

○政府委員(杉山弘君) 情報分野におきます標準化の問題につきましては、日本工業標準調査会という通産省の附属機関がございまして、ここが昨年通産大臣に對しまして情報関係の工業標準について建議をいたしておりました。その中で、情報関係の標準化を促進すべしということ、及びその標準化に当たっては国際的な標準との十分な整合性を保つように、こういうことでござい

ます。

私どもといたしましては、こういった工業標準調査会の建議に對応いたしましたので、これからも積極的に工業標準問題を特に情報の分野で進めていきたいと考えております。

また、国際標準との調整の問題につきましては、ISO、国際標準化機構等の国際的な標準機関との連絡を日ごろから密接にいたしておりました。また最近では、政府関係レベルで情報通信分野の標準化の推進に關しまして、日・E.C.の間で第一回の会合も持っております。また業界間でもそれぞれ相当の組織がありまして、この間の連携についても密にいたしておりました。この間の連携についてお尋ねです。こういったことを含めまして、情報関連技術につきまします標準化の問題については、これまで以上に私ども今後力を入れていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○佐藤榮佐久君 情報化社会が進むと、考えられないような犯罪がいろいろ現出しておるわけですね。また、物の価値と全然違う価値が存在しているわけでございますので、そういう面でも余り悪いことをしていないというふうな感じでの犯罪も出てくるわけでございます。そういう意味で、過日、公益法人の軽自動車協会の一千万台のデータ盗難という犯罪がございましたけれども、これは通産省にお聞きするのはいいかどうかは別にしまして、こういう犯罪に對しての通産省としてのコメントをいただいて、最後の質問にいたしたいと思います。

○政府委員(杉山弘君) ただいま御指摘のございました社団法人全国軽自動車協会連合会の持つておりますデータの漏えい問題につきましては、現在捜査当局の手によりまして事実解明の努力がなされておるわけでございますが、これに關連をいたしましたして、私も新聞で報道されました自動車会社から事情聴取をいたしましたところ、昭和五十二年まではこの連合会から、自動車会社はデータをすべて提供していただいていたようでございますが、プライバシーの保護の問題等もありまして連合会が公表を差し控える、こういうことになったようでございます。

ただ自動車メーカーといましては、製造にふぐあいがあってリコール等をやりました場合に、それを円滑に進めるためにもこういうデータが必要だということで、自動車工業会と連合会との間のお約束で、各社がそれぞれ自社の分について提供したデータについてはもう一度フィードバックをしていただく、ただし、相互の間でこのデータの交換はしない、こういう条件つきで連合会からデータをいただいていたようにございまして、残念なことに、何社かの間でそれぞれいただいたデータの交換をしておいた、こういうことのようにございまして、それで、それも五十八年に問題になりました、それ以降は中止をしておいたということのようでございまして、どうもそういうことを背景に、どうしても仕事上欲しいデータというようにございまして、今回どういう経緯か存じませんが、データが外部に漏れたということのようでございまして。

私も、自動車業界に對しましては、こういった約束を守らないということ自身は極めて遺憾なことであるということで、本日もきつ注意をいたしておりますが、情報化時代になりますと各種のデータが外部に漏れいされ、思わぬ問題を引き起こすというようにございまして、やはりプライバシーの保護の問題なり、先ほどもお尋ねのありました安全性の問題というところについては、さらに力を入れていく必要があると考えるわけでございます。

この問題につきましては、通産省だけで対応するということとはなかなか難しゅうございまして、各省庁挙げてこれに取り組むということで、役所側が持っておりますデータに関するプライバシー保護の問題につきましては総務庁が中心になり、またコンピュータの安全問題につきましては、情報処理の安全問題につきましては内閣審議室が中心となりまして、各省庁との間の連絡会議を鋭意進めているところでございまして、大体今までの議論でかなり方向も出てきたと思っております。通産省もその一員として参加をいたしております。

りますが、こういう場を通じて積極的にこれから努力をしてまいりたい、かように考えております。

○杉元恒雄君 一、先に、先ほどお話に出ましたIPAの中小企業向け汎用プログラムの開発についてお尋ねしたいと思ひます。

きょう私質問させていただきますのは、いずれも中小企業に向けての質問に絞りたいと思ひます。したがって、そういうところに焦点を合わせて御答弁をいただきたい、こう思っているわけですが、

大部分の中小企業は、人材や資金が十分でありませんから、ソフトウェアを自分が開発する、あるいは金を使って他に委託して開発をする、こういうことが大変困難であります。このことから、俗に言えば大部分のこういった中小企業は、いわばソフトウェアのオーダーメイドを手にするという、そういう実力がございせん。したがって、言ってみれば既製品に期待する、こういう意味で、情報化の進展に對してはかなければならぬ中小企業が、IPAの汎用プログラムに期待するものは日増しに大きくなってきております。この要望にこたえるために、通産省も、IPAはもちろんでありますが、その責任がだんだん重くなってくるわけでありまして、我々の期待にぜひこたえてほしいと、こういうふうに思っております。

IPAは、四十五年の十月に発足いたしました。汎用プログラムの開発にずっと努力をして成果を上げてきております。三年前から中小企業向け汎用プログラムを開発してきているわけでありますが、その内容と申しますか、状況というのか、どのくらい強中小企業に關心を向けてやっていたのか。また、実際に具体的に中小企業のためにこういうぐあいに役に立ちましたよ、こういうことを話していただきたい、こう思うわけでありまして、これが一つであります。それで御答弁いただきますようか。

○政府委員(杉山弘君) 情報処理振興事業協会、

IPAにおきましては、お話のように、五十八年度から中小企業の方々に比較的手軽な料金でソフトウェアの御利用をいただけるようにということ、中小企業向けの汎用ソフトウェアの開発をやつてまいりました。これまで三年度にわたりました毎年度十五件ずつ開発を、六十年代は十六件でございまして、三年度にわたりました四十六件の開発をいたしました。既に五十八年度及び五十九年度最初の二年度間に開発をいたしました三十件につきましては、御希望がある中小企業の方々にそれをお使いいただくということにいたしておりますが、現在までのところ延べ三百二十四件御利用をいただいております。

内容につきましては、中には相当多くの御利用をいただいたのがありまして、あるプログラムにおきましては百二十四の中小企業の方々から御利用いただいているものもございまして。

こういった開発の成果につきましては、なるべく広く中小企業の方々に御利用いただくことが必要かと考えておりました。私も地方公共団体なり中小企業団体とも連携をいたしまして、説明会をやりましたり、また実際にソフトウェアを使うプロセスを見ていただくということで、デモンストレーションなんかもやつておりますが、今後は開発だけではなくて、こういった普及の面につきましても力を入れて、広く成果を中小企業の皆さんにお使いいただくようなことで努力をしてまいりたいと思っております。

○杉元恒雄君 今回の中小企業指導法の改正と情報処理促進法の改正の趣旨は、いずれも中小企業の情報処理システムの導入に大きく寄与するものだと思ひます。これによって、IPAは今後中小企業向けの汎用プログラムの開発、普及のために大きな力を発揮してくれることを期待しているわけでありまして、さて、開発したプログラムが具体的に現場で活用されて、初めてこの施策が生きてくる、こういうことだと思ひます。

一方また、今回中小企業指導法の改正によりまして地域情報センターはより大きな力を与えられ

る。そこで、この地域情報センターは、今日の中小企業の情報化対応に關する要望あるいは表に出ているものだけでなく、積極的に潜在的なものにも目を向けて、そうしてそれを、ニーズのあるものをIPAに連絡をする。IPAはそれを尊重して、研究開発をしつかりやつてもらおう。同時に、地域情報センターは、IPAの持つところのソフトについてしっかりと自分のところの情報を持つておいて、それによって中小企業が汎用プログラムを利用できる、活用できるように、いわばきめ細かい努力をしてもらいたい。両者がそういう意味で連携を密にしてもらいたい、こういうふうに思ふんですが、いかがでございませうか。

○政府委員(杉山弘君) 今回、中小企業の情報化促進のために今御提案申し上げておりますような法律改正をお願いしているわけでございますが、そういうような環境にもなつてまいりましたので、私もいたしましては、IPAのやつております中小企業向けの汎用プログラムの開発事業につきましては、これまで中小企業者のニーズの把握についてはそれなりに努力をしてきたつもりではございまして、今回の法律改正に關連いたします中小企業情報センター、さらには指定法人、そういった中小企業関係の情報化について、それこそ情報を持っておられる団体との連携を密にして、中小企業の情報化についてのニーズがどこにあるか、またどういった汎用プログラムの製作を求めているかということも十分伺ひ、またその結果開発したものについては、こういうものがありますので、できるだけ御利用いただきたいという、お使いをいただく面でのPRも、またこういったセンター等にもお願いをしたいと考えておりますので、できましたら、中小企業情報センター等とは定期的な連絡の機会等もつくつて意見交換、情報収集をやつていきたいと、かように考えております。

○杉元恒雄君 中小企業庁の方々の意気込みはどのくらいですか。

○政府委員(遠山仁人君) 中小企業の多くは、み

ずからプログラムを開発したりすることがなかなかできないわけでごいまして、汎用プログラムで使いやすいものを利用していくというのは非常に重要でございます。そういう意味で、情報処理振興事業協会の方で開発をしていただきます中小企業プログラムは非常に重要でございます。

先生の御指摘の中小企業地域情報センターは、通常から中小企業に対して情報提供等いたしておりますが、これから中小企業の情報化についてより大きな役割を果たしていくことが期待されているわけでございますので、そういった中小企業からの相談等も踏まえまして、中小企業が真に求めているプログラムを、IPAの方でも開発していただくようお願いをしたいと思っております。

○杉元恒雄君 ありがとうございます。

その次に参りたいと思っております。

中小企業事業団の高度化事業について、昨年から、コンピュータ導入に伴うソフトウェアの開発、取得をその貸し付けの対象に加えております。今回は、このソフトウェアについて近代化資金等助成法の改正によって対象にすることになるわけでありまして、

御承知のように、ソフトはハードと一体になって使用されるものでありますから、これらの措置は、今日の中小企業が情報化に対応していくために強く求めていたもので、それにこたえるという意味でも極めて適切な施策であると思っております。私はなお、今度の改正は、中小企業の情報化の進展に対応していく、こういう中で行われたものであるけれども、その奥には、やはり今、国の内外から求められておる内需拡大ということにずっとつながっていると思うわけでありまして、そういう意味からも、時宜に適したものだと思っております。

そこで、同様の趣旨から、税制面の助成措置としてメカトロ税制の対象にソフトウェアを加えてはどうか、またさらに、このほかにも対象機器の拡充を考へる時期に来ている、こう思います。

そこで、伺いたいわけですが、このことについては、既に衆議院商工委員会が議論されましたが、その際に大蔵省は、財政上の理由ということから否定的な答弁をしておるうちに、議事録を通じて見受けられます。私があえて主張したいのは、このメカトロ税制もまた民間の投資を活発にする、そしてやはりその奥につながるものは内需拡大ということにずっとつながっているということになりますと、先ほど申し上げたこととおおむねルーツは同じであって、ただ単に財政的にこういふときだからということではなく、一歩そのところへ突っ込んで見直してもらいたい。

そういう意味で、ソフトを今度はメカトロ税制の対象にする、またあわせてお願いするわけでありまして、情報化関係のそのほかの機器についてもひとつ御検討をいただきたい、こう思いますが、御答弁をそれぞれにいただきたいと思っております。

○説明員(塩田重雄君) ただいま先生から御指摘のごいしましたメカトロ税制でございますけれども、中小企業の事業の高度化に資するというところで、厳しい財政事情のもとで中小企業に対する精いっぱい配慮ということ、御承知のように昭和五十九年度の税制改正において創設されたものでございます。御指摘のように、対象の施設としては、電子の特性を高度に利用した機械あるいは装置、そういったものに限定しております。コンピュータ等は対象としておりますけれども、御指摘のようにプログラムは対象にしていないということでございます。

こういうふうに現在の制度がなっておりますのは、中小企業の設備の近代化あるいは事務処理の効率化等、そういったことに必要な機械の設置を促進するために設けたということでございます。が、先生今おっしゃいましたように、財政的に乏しいといえますか、厳しい状況にございますので、そういう制約条件の中で、できるだけ幅広く中小企業に利用していただけるような電子機器利用設備を対象としたということでございます。そういうことで、政策目的にかんがみまして、機器

に限定したということでございます。

なお、先生御指摘の対象設備といえますか、対象を拡大してどうかということでございますけれども、今回の改正によりまして、厳しい財政事情のもとではございますけれども、対象設備の拡充をしているところでございますので、御理解をいただければ幸いです。

○政府委員(遠山仁人君) メカトロ税制につきましては、今もお話ございましたけれども、情報化の進展に対応しまして、中小企業がメカトロ機器あるいはコンピュータ等の導入を促進し、その生産性の向上あるいは経営の近代化等を図りますために必要なこととございます。また、中小企業の設備投資の促進にもなるわけでございます。それを通じて内需拡大にも結びつく、こういうものでございまして、私どもとして、中小企業のそういう近代化等におきまして非常に重要な税制である、こういうふうに考えておるわけでございます。

今もお話ございましたが、六十一年度の税制改正におきまして、その適用期間を二年延長しますとともに、メカトロニクス機器、新しい装置等を含めまして、三十一装置を新たに追加をして拡充をしたところでございます。こういう状況でございますので、技術革新の進展に伴いまして対象設備の見直し等は今後とも進めてまいりたい、こういうふうに思っております。

なお、ソフトウェアの問題でございますけれども、ソフトウェアの問題につきましましては、税制上の取り扱い等、種々の問題がございますので、その対象に含めるということにつきましては難しいのではないかと考えております。

○杉元恒雄君 なかなか難しいことのようにありますが、私の申し上げたところをひとつ御理解いただまして、それぞれよろしく願いたいと思っております。

先へ進ませていただきますが、このごろ第二次流通革命という言葉が時々耳に入ってくるようになりました。前に流通革命という言葉が出てま

いりましたが、そのときは、高度成長期で、大量生産、大量販売、大量消費というような中であったわけでありまして。そして、このことは、量販店とメーカーとが直接つながってやっていた、あるいは小売業が協同組合をつくって、ボランティアチェーンなんかをつくりました。そういう動きがございまして、その中で小売が協同組合の協同購入を進めていく、こういう中では、問屋はどうなんだと、問屋の価値が、卸売の価値が非常に低くなってきたというふうな経験をしております。

今日、再び一部の識者から問屋無用論というふうなものが指摘されるようになりました。今回の背景は、言うまでもなく情報化の進展とかかわり合っているわけでございます。これからの卸売業者は、物流のみを扱う、それでいいという消極的な姿勢でなくて、もしそういうようなことでありますと、その卸売業の発展が望めないばかりじゃなく、その卸売業は競争場裏から脱落していくおそれがあるというように、今の経済社会はそう進んでいる、こう思うわけです。

ここに通産省の産業政策局商政課が編さんしました「情報武装型卸売業ビジョン」、副題に「情報ネットワーク社会における卸売業のあり方」という冊子がございまして。この中で、情報武装型卸売業についてこう書いてあるわけですね。「情報武装型卸売業」とは、オンライン・ネットワークを構築し、コンピュータを高度に使いこなし、「モノ」を販売するだけでなく、ネットワークにより収集・蓄積される「情報」や、補充発注等の「システム」を販売する卸売業のことですと、こういうふうに出てきています。これは高度情報化社会に向かつて進んでいる現実、この中であって激動する経済環境のもとで、卸売業はこれからどうあるべきか、どうやっていったらいいかということとを非常に丁寧に示してくれておると思うのでございます。

私も考えますのに、卸売業が生き残るためには、私は、具体的には得意先である小売業に対して、ただ物を売ればいいということではなく、有効

な情報を持つてその小売業を指導する、あるいは小売業の先にある消費者、これは今日の姿ではもうニーズが多様化し、個性化しておるわけであり、そのニーズをくみ取る、あるいは商品に関する情報を小売業が消費者に提供する、こういう関係に立って、小売業を、自分の得意先、そこまで体を運んで、突っ込んで引き出して、いかにやらないといふと、卸売に對する存在価値というのがなくなつてきて、したがって企業の発展は望めない、こういう時代に来ている、こういう認識に立っているわけであります。

そこで一方、小売業者の多くは情報化の進展に關心は持つていて、不安も持つております。何しろ情報化の問題は、耳にはたくさん入る、このままではいけば、近頃は、競争の相手になるものはほとんど武装化してくる、こっちの方はおくれしてしまふ、そういう心配を持つておられるわけですね。

時間がないので結論だけ言わせていただきますが、私は、一つ提案させてもらいたいと思うのは、卸売がホストコンピュータを導入するようになって、そしてそのお得意である小売業がグループをつくつて、そしてPOSとかEOSとかいう末端の機器を導入させて、そして卸売とオンラインを結ぶ、こういう方向に進んでいくことが望ましいし、そうなるだろうと思うんだが、こういうときには、例の地域情報センターが高度化資金を導入してリースをやるという考えが出てきておるわけですから、情報アドバイザーの制度とも絡んで、そういうときにはそれをひとつ対象にして助成してやつてほしい、こういうことを提案したいんですが、御答弁をいただければ幸いです。

○政府委員(遠山仁人君) お話のように、最近の消費はニーズの多様化あるいは短サイクル化という、非常に多様化した形になっておりまして、昔とは違った消費の形態でございますし、また生産の形態もそういうニーズに合わせた形ではないかなければならない。また、それに合わせまして、流通部門におきましても従来とは違った流通が求め

られておるということは御指摘のとおりだと私も思うわけでございます。

そういう中で、情報化が非常に進展をしております。情報ネットワークの進展によりまして卸売業が新しい行き方をしているかなくちやならないということでございます。従来とも卸売業が、メーカーから小売に移ります流通の中心にありまして、情報というものを非常に把握し得るところにありまして、情報化をてこにしまして、卸売が持つておりました情報機能みたいなものもこれからやつていく、こういうふうなことで、卸売自体の行き方も新しい行き方が求められておるわけでございます。そういう中で情報化が進んでおりまして、情報化も情報ネットワーク化の時代でございます。

御指摘のように、卸売業が小売業とオンラインのネットワークを結ぶというのは、受発注業務の合理化のためばかりではなくて、小売業に役立つ情報の提供等につきましても非常に重要なことだと思つております。

御提案いただきましたそういう手法、つまり中小の卸売業と小売業の情報ネットワークを具体的にどういうふうな結ぶかということにつきまして、中小企業地域情報センターがいろいろ指導、調査等を行つたり、あるいは高度化資金を活用して具体的にどういうふうに進めたいかというふうな方策につきまして鋭意検討してまいる所存でございます。

○杉元恒雄君 時間が半端になりましたから、これで終わります。

○田代富士男君 実は、法案の審議の前に今日の午前の問題でございまして、然る工連の質問を大臣にする予定でございまして、大臣が本委員会へおいでになる時間が十五分ぐらいおくれられるというところでございまして、大臣がおいでになるまで法案の質問をいたしまして、法案質問の途中でございしますが、大臣が御出席になりましたならば、然

糸工連の質問に一部移さしていただいて、それが終わりましたならば、本法案の質問へ入らせていただきます。前もって御了解を得ておきたいと思つております。

最初に、昨今世間では、序々情報という言葉が飛び交つておりますけれども、この情報化の推進が本法案の大きな目的でもあると思つております。この際、情報化の定義を私は明確にしておきたいと思つておるわけでございます。

というのは、なぜかといへば、大半とは言わないまでも、一般の中小企業者にとりまして、情報化といふものはすなわち情報機器を導入することであるといふような考え方をされておることであり、私はこの情報化といふのは、機器導入、それもそうかもしれないけれども、それに先立ちまして、この情報の機器依存度あるいは情報機器化によるメリットの分析などの前提条件の把握あるいは整備が必要ではないかと考えますので、まず最初にこの情報化の意義、また中小企業にその前提条件は整つたとお考えになつておられるかどうか、ここからお尋ねをしてみたいと思つております。

○政府委員(木下博生君) 現代社会におきましては、コンピュータが非常に広い範囲で使われるようになってきておりますが、大企業分野と中小企業分野を比較しました場合に、中小企業分野においてコンピュータの利用がおくれているというの、また私どもの調べたところでも事実でございます。

問題は、今先生御指摘のように、情報化といふとすぐコンピュータという機械を入れることを考えがちなわけでございまして、これは従来中小企業者がいろいろ事業をやります場合には、まず設備を入れるというのを考えるというのをやめて、それを工作機械であらうと何か物をつくる機械であらうと、そういう形でございまして、そのことを考えてやつておつたわけでございまして、情報機器の場合でも同じような考え方に基いてますコンピュータを入れるということを考

えてやつておるわけでございます。ところが、現実にはいろいろ聞いてみますと、コンピュータは入れてみたけれどもうまく使えない。したがって、入れたものが半分はほこりをかぶつておるというふうなところもあるのも現実であります。もちろん中小企業者の中には、うまくコンピュータを使って工場近代化をやつて自動化をやつておるようなことをやつておるものもございまして、必ずしもすべての中小企業がそういう状況ではないということが言われております。

それは一つは、コンピュータを入れます場合に、コンピュータを入れたらそれが自動的に動いてくれる、会社のためにやつてくれるという期待感で入るんでしようが、コンピュータは機械よりも、むしろそれがいかにして使うかということにあるわけでございまして、使うことの重要性、言つてみればそのコンピュータを動かすソフトウェアがどういふものがあるか、それをいかに自分が使いこなすかということの重要性について認識が十分でなかったということもあるかと思つております。

また、コンピュータメーカー、売る方も責任の一端を担つておるのかもしれないが、何しろ機器を売り込むことを中心に物事を考えているというところで、実際に買った人たちがそれをいかに有効に会社のために利用するかということについてまで十分なアドバイスを与えていないというふうなところもあるような気がするのでございまして。そういうような反省があつて、入れたけれどもうまく使えないという声を私もよく聞きます。もつてはコンピュータといふもののがいかなるものか、また、そういうふうなハードよりもむしろソフトの方が重要なんだということも十分認識した上で、その上でその企業に合った機械を、コンピュータシステムを入れていくということが重要ではないかと考えるわけでございまして。そういう意味で、普及、啓蒙というのが極めて

重要だと私も考えておりまして、地域情報センターにおいて、地方における中小企業者の方々にコンピュータに関する知識を十分に与えていく。それから、必要に応じて研修等の業務も行っていくというようなことで、コンピュータに対する知識を高めてもらった上で、その企業に即したコンピュータを入れていただければ、必ずやそのコンピュータはその企業にとって有効に使われ、企業の発展のために役立つものになるだろうというふうに考えるわけでございます。

○田代富士男君 中小企業の情報化について、例えば中小企業白書などに見られますように、社会のあらゆる面で情報の重要性が飛躍的に増大しているのに比べて、この機器の利用率やオンライン化率が低い、そういう立場から直ちに情報化が立ちおくれをしているというような、こういうことが言われておるわけでございます。しかしそこには、中小企業にとって何ゆえに情報化か、あるいは情報機器導入が必要なのかという、言うなればベシッ的な分析がなされてないというように私は思うんですけれども、この辺の認識はいかがでございましょうか。

○政府委員(木下博生君) まさに先生御指摘のとおりだと私も考えております。工場設備を動かすのにコンピュータを使っていくということになりますと、工場設備全体がうまく動くように仕組みをつくっていくわけでございますから、比較的的目的もはっきりするわけでございますが、会社の経営あるいは取引にコンピュータを使っていくというようなことになりまして、十分にコンピュータを使ってどんなことをするのかという点についての意識がはっきりしてないと、宝の持ちぐされになってしまうということかと思っております。

コンピュータをうまく使って、例えば流通業の場合でございまして、在庫管理あるいは売れ筋情報を十分に早くつかむというような意味でうまくコンピュータを使えば、会社の、企業の経営に非常に有効になるわけでございます。

ども、何となく機械を入れてワープロみたいな格好に使っていくとか、あるいは単に会社の売り上げの統計かなんかをつくるだけに使ってしまうというようなことで、まだそれを会社の経営の実践にうまく活用していくという面が足りない面も多いだろうと思っております。そういう点で、私どもも、中小企業者の方々に對して十分今後とも指導、啓蒙等をやっていく必要があると思っております。

○田代富士男君 日本情報処理開発協会の産業情報化動向実態調査によりますと、中小企業におきましては、「情報化について検討を行ったことはなし」とする回答が二四・一%、こういう数字、約四分の一出でおります。この四分の一近くもの中小企業者が、検討すら行ったことがないというのであるならば、この政府の情報化施策が十分であるとは考えられないのではないかと私は思うのであります。

また、このような実態のままで、今回趣旨説明でも述べられておりますし、同僚の質疑を通じても指摘されておりますが、この法改正が行き届かぬものになりはしないかという心配が私はありますけれども、この点はいかがでございましょうか。

○政府委員(遠山仁人君) ただいま先生の御指摘の日本情報処理開発協会の調査で、御指摘のような数字があるわけでございますが、ただ私どももいたしましては、中小企業は非常にいろいろな業種、業態、それから経営規模、経営サイズもいろいろございまして、零細な中小企業もあるわけでございまして、そういうふうな全体の中で、今お話のような二四・一%が「情報化について検討を行ったことはなし」、こういうふうに回答しているわけでございます。

私どもの方としては、むしろ「情報化について検討を行ったことがある」というのが四社に三社、零細なところも含めまして四社に三社が検討を行ったことがあるという回答の方に着目しまして、むしろ中小企業の情報化についての意識と申

しますか、関心は非常に強いんじゃないかなと、こういうふうな思っているわけでございます。いずれにいたしましても、そういう関心はそういう数字で示される程度のものでありまして、具体的に、それじゃ中小企業がそういうものになじめるか、情報化になじめるかと、こう申しますと、なかなかそうではない面があるわけでござい

こういった状態になる原因といたしましては、やはりそういう機器の扱いが難しい、あるいは人的な知識、人材等がそぐわないというふうな面があるようでございまして、情報技術の進展に伴いまして、コンピュータ等の機器が安くなったあるいは使いやすくなる、そういうことも必要でございまして、それから、そういうものになじめるような中小企業側の対応も期待されるわけでございまして、したがって、先ほどからもお話が出ておりますが、情報化に對します知識を高め、あるいは円滑にそういうものになじめるように普及、啓蒙策を進めていくということが必要なんじゃないか、こういうふうに思っております。

○田代富士男君 ただいま御答弁にありましたとおり、監督官庁といたしましてこの知識を高めるように努力をされていることは事実でありますけれども、同じ調査によりますと、中小企業が情報化に對し「不安を感じている」という回答が六〇%の数字が出ております、御承知のとおりでござい

ますが、その内訳は、「情報化への対応の仕方がわからない」とするものが二九%、また「情報化を進めるための人材の確保・育成ができていない」とするものが二三%あります。しかし、これはいずれも同じ不安でありまして、最初と後の二者の間では大きな違いがあります、今数字の面から指摘したとおり、一方では情報化に對し全く何ともいいますか、五里霧中であるというものと

に對しまして、もう一方の方は問題点をしっかりと認識している。言うなればこのような二極化に對しまして、情報化施策におきましてもそれぞれ異なった取り組みが考えられるべきではないかと

思いますけれども、この点はいかがでござい

○政府委員(遠山仁人君) ただいまのお話にございましたように、「不安を感じている」というのが六割でございまして、「対応の仕方がわからない」とか、あるいは「人材の確保・育成ができていない」というのが二割から三割、こういう状況でございまして、それ以外の方々は、不安なだけども、その不安の原因もなかなかわからないというふうな中小企業の方もおられるんじゃないか、こういうふうな感じがするわけでござい

ます。したがって、中小企業は一般的に申しまして知識、人材が不足している、特に情報化になじむような知識、人材が不足しているということとでございまして、きめ細かな相談、指導、あるいはそういう中小企業のレベルに即したような形で人材の養成、そういうのが必要なんじゃないかと思

います。具体的に申しますと、中小企業地域情報センターが、中小企業にわかりやすくそういう情報化についての啓蒙、普及をいたしましたり、あるいは相談に應じたりすることが必要でござい

ます。それから中小企業大学校等におきまして中小企業者に対するそういう人材の養成等もいたしていく必要があるんじゃないか、こういうふうに考えております。

○田代富士男君 ただいま御答弁にありましたとおり、中小企業は知識、人材が不足をしている、そういう意味できめ細かな相談が必要である、こういう御答弁でありますけれども、私もそのとおりではないかと思

るのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(遠山仁人君) ただいま御指摘いただきましたように、中小企業の情報化を具体的にどのように進めたいのか、どういふふうなやり方が中小企業に効果的なのかというふうなことを非常に検討する必要があるということで、実は私も、一昨年から昨年の六月にかけまして、中小企業近代化審議会の中に分科会を設けて、そこでいろいろ御検討をいただいたわけでござい

ます。その検討結果によりまして、今御指摘のございましたように、中小企業が業種、業態いろいろございまして、経営サイズもいろいろござい

ますが、そういうものに応じて情報化を、例えば事務処理の合理化とか自動化とか、そういうふうな形で使うのか、それとももう少し経営戦略的に使うのか、そういったような情報化の目的あるいは進め方につきましても、できるだけやりやすいところから段階的にやっていくとか、そういうふうなことを御検討いただいたわけでござい

ます。そういうふうなものをベースにいたしまして、先ほど申しました中小企業地域情報センター、それから中小企業事業団に設けております中小企業OAシステムセンター、そういったところを通じて、そういう中小企業者に対して基礎的な相談に乗れるようなきめの細かい相談体制をこれからより充実していく必要がある、こういうふうなことを考えているところでございます。

○田代富士男君 渡辺通産大臣がお見えになりましたから、最初お願ひしましたとおり、今日の質問であります燃糸工運事件に対しては、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

渡辺通産大臣も御存じのとおり、今回の事件というものは、もう昨日のテレビ、新聞等を通じて、政界の注目の的を呈してきておりました。今後の展開は現在のところ予断を許しませんけれども、いずれにいたしましても、まことに残念なことと言わねばなりません。憲法にも明らかなよ

うに、すべての公務員は全体の奉仕者であつて一部の奉仕者ではなく、その使命はまことに重大であります。その重大な使命を忘れて私利私欲に走る者がいるとするならば、それを指導監督する者の責任もまた重大であります。

渡辺通産大臣は、政治家としてまた通産省という省の長たる大臣として、日ごろよりどのように心がけ、またどのように指導されているのか、まづお聞かせいただきたいと思ひます。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 四月十六日に、燃糸工運事件に関連をいたしまして通産省の職員が逮捕をされました者が起訴をされるということになりました。まことに残念至極に存する次第でございます。

当省といたしましては、今回のこのような事態に至つたことを改めて厳粛に受けとめ、さきに設置をいたしました綱紀問題委員会におきまして検討を進め、一層綱紀の厳正に努めてまいりたいと思ひます。公務員としては常に身を慎んで、いやしくも国民の疑念を招くことのないよう心がけていくべきであると考えております。

今後とも、国民の信頼を回復するために、全省を挙げて努力してまいりたいと思ひます。

○田代富士男君 そこで、政府が、この厳しい財政事情にもかかわらず、燃糸など不況産業に對しては、関係業界の窮状を救ひ、ひいては国民生活に不安を与えないようにするものであります。このことは私も理解をいたします。それだけに、この関係業界の指導者には自戒自重を望むところであります。今大臣もちよつと申されましたけれども、私はこういう立場からも通産大臣としての所信を再度お尋ねしたいと思ひますが、いかがですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) まさに田代委員がおっしゃいましたように、非常に窮乏した財政事情の中にあつて不況産業である、その原因が過剰生産だと。これは本来からいへば、自分たちだけ

で、私企業でありますから当然に自分たちで話し合いをして生産調整をするというのが、私は自由社会における原則だと思ひます。しかしいろいろな事情があつて、政府としては温かい手を差し伸べてやろうというふうなことから、政府資金を出してその過剰施設を買収して、それでお金を払つてやると。しかも過剰施設を買収するに当たりまして、実際の何倍とか時価の半分とかい

つて、実際それだけの高い基準を本に出す必要があつたのかどうなのか、私自身今まで不勉強でよく知つておらなかったものですからなにですが、ちよつと甘過ぎたんじゃないかという感じもいたします。

さらにそこは今度は悪乗りをして、それで正規の機械でないものと差しかえてしまふというやうなことは、まさに詐欺まがいみたいな話でございまして、これは国民の税金で本に困つた人を面

倒見ようという、国会並びに国民を代表する政府の意圖したところよりもはるかにまずい結果に、結果的にこれなつちやつたわけでござい

ます。構造的な問題も私は非常にあるんじゃないかと。そういうような観点も踏まえて、これはそういうことのないやうに厳重にやつていく必要がある。だから、制度の存廃も含めて、これは一過本に根本的な洗い直しをしないといふと、と

ても責任が持てないといふやうなことに発展しかねないわけであり

ます。特に業界の方は、信頼の關係において、これはもう本に経済援助みたいなものですよね、ある意味では確かに、ですから、そいつが裏切られるといふやうなことになるのでは、これは大変な問題なんです。したがつて、これは本にそういう趣旨をよくわきまえていただい

た上でやるとすれば、一層その趣旨を徹底をし

て、業界の方に厳密に私は申し渡す必要がある、そう思つておるわけでござい

ます。○田代富士男君 今、渡辺通産大臣が、大臣に就任するまでは余りこういう具体的な問題については知らなかったけれども、これは非常に正しいことであるし、悪乗りしたものであるし、こういう困つた人を、本来であるならば自分たちで立ち上

がらなくちゃならないのを、経済援助というやうな立場ともいへば国民の税金でやろうという趣旨を間違えて、こういうことをやつたということ

は許されないのである。構造的な問題がある、制度上も根本から洗いざらいやつていかなくちゃならない、今大臣の御答弁でござい

ました。私もそうしなければならぬと思ひます。

そこで、燃糸工運がこのやうな事件を起こしまして私思ふのは、国民の目がそちらに向いてお

りますけれども、忘れてならないことは、今申されたとおり燃糸工業界全体のことではないかと思

ひます。だから通産省はこの業界の現状を洗いざらいするとおっしゃるけれども、根本から、構造的な問題だからやるとおっしゃるけれども、現在どこまで掌握していらつしやるのか。今申され

たとおり私はお聞きをいたしました。が、そういうことと、今回の事件を契機にいたしまして政策の方向転換というやうなものも考へていらつし

やるのか。国民の税金、これを経済援助の形でやつておられるけれども、趣旨を踏まえていないといふことであるならば、こういうことも考へられるのか、私はそれまただしておきたいと思ひ

ます。この問題については今国会今日まで質疑等がなされましたけれども、そのときに資料の提出等がなされました。当然のことでございますが、司直にあるため通産省として事件の捜査を進めることができないといふやうな答弁等もなされてお

ります。問題は根本的に洗い直すといふその気になるならば、職員からこの事情を聴取することができ

るのではないかとと思ひますけれども、こういうことを含めましてお答えをいただきたいと思ひ

ます。

○田代富士男君 今、渡辺通産大臣が、大臣に就任するまでは余りこういう具体的な問題については知らなかったけれども、これは非常に正しいことであるし、悪乗りしたものであるし、こういう困つた人を、本来であるならば自分たちで立ち上

がらなくちゃならないのを、経済援助というやうな立場ともいへば国民の税金でやろうという趣旨を間違えて、こういうことをやつたということ

は許されないのである。構造的な問題がある、制度上も根本から洗いざらいやつていかなくちゃならない、今大臣の御答弁でござい

ました。私もそうしなければならぬと思ひます。

そこで、燃糸工運がこのやうな事件を起こしまして私思ふのは、国民の目がそちらに向いてお

りますけれども、忘れてならないことは、今申されたとおり燃糸工業界全体のことではないかと思

ひます。だから通産省はこの業界の現状を洗いざらいするとおっしゃるけれども、根本から、構造的な問題だからやるとおっしゃるけれども、現在どこまで掌握していらつしやるのか。今申され

たとおり私はお聞きをいたしました。が、そういうことと、今回の事件を契機にいたしまして政策の方向転換というやうなものも考へていらつし

す。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私はそういう気持ちでやっておりますが、何分これ物理的に時間が無いわけですね。毎日昼間は衆議院、参議院と両方持っておりますし、日曜にやるというわけにもなかなかいかない。したがって、局長も同じなんです。しかもそこへもって来て、書類は全部持っていかにして何もないというようにして、本間に進んでいないと言っても過言ではありません。

したがって、国会終了後は速やかに、少なくともことしまた概算要求というのを下さざるを得ないわけですから、予算要求を出す前に、果たしてこういうことを継続してこのままのとりやめのかやらないのかこれは決めざるを得ないわけですから、だからやはり、これはここだけしか本間に全然そういうようなインテンシではないのか、何かわからぬわけですよ、これは絶対だと思っておりますが、けれども、これ制度上の問題もありますから、やはり国会終了後概算要求等を前にいたしまして、その担当者は全力を挙げて真相をきちんと説明をする。

そのうちに、検査の方も必要最小限の書類はなにをするでしょうが、その他のものは返してよすでしょうから、そういうのも受け取って、やはり我々としては一体どうなっているんだということとをしっかりとつかまないと、またぞろでたらめやられちゃったと——汚職関係はこれは論外ですよ、論外だけれども、現場ででたらめやられたのではわからぬわけですから、これは、わからぬで済まぬわけですから、私の方は、後で出てきたときにはもう謝るほかにいわけで、そのときは、もう本心に申しわけないと言ったって、それは事前になぜやらなかったと言われるに決まっておるの、それは本心に抜本的に、もう末端の事態をつかんでいかうかが問題なんです、一番最末端を。そういうことも含めまして、これは洗い直しをするとお約束いたします。

○田代富士男君 今、洗い直しをするということをお約束いただきました、今さっきの答弁で大臣

は、信頼関係で経済援助のようなものであるのを裏切られてしまった、こういうことがあつてはならない。しかし、通産省という監督官庁は、直接そういう企業との結びつきの一審強い省庁であることを私も理解をしておりますし、このよう、然る工連のみに限らずいろいろ現在不況産業があります。こういう不況産業に対しても、いろいろな政策で措置されていると思ひますけれども、今後の不況産業も含み、そういうものに臨む通産大臣としての決意をお聞きいたします、この然る工連の問題に対する質問は終わりたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 今後さらに不況産業で同じように、施設を買ってこれとか、廃棄したとか、転換したいとかというように、これに似たようなことをやるかやらぬかということはまだ決まっております。おりませんが、こういう問題が起きたことでもございまして、慎重に対処しなかならぬと、そう思っております。

○田代富士男君 では、次に法案の質疑に入ります。

中小企業近代化審議会が三月にまとめた「中小企業情報化施策のあり方について」という提言には、中小企業情報化の支援体制の整備に当たって、人材の養成・確保が急務の課題であると述べられております。この人材の養成のような問題は、私が申し上げるまでもなく速成できるようなものではなく、長い目で見なければならぬと思ひます。しかし、反面、今問題を提起されております中小企業情報化のために焦眉の急を告げる問題であります。このような相反した問題解決のため、いかなる哲学を持って臨まれるのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(木下博生君) 中小企業の情報化を進めようためには、それらをうまくやれる人材がどうしても必要なのでございまして、その人材の確保、養成が急務であるという点は先生の御指摘のとおりだと思ひます。

ところが、中小企業分野におきましては、そういう人たちの数が極めて少ないということがございまして、従来から中小企業関係では、中小企業大学校におきまして、主として東京校と関西校におきまして、コンピュータ関係の研修をやつてきておたつたわけでございまして、本年度からはほかの地方校におきまして同じような研修をやるといふことを考えております。この中小企業大学校における人材養成は、非常に中小企業者の間でも好評でございまして、こういうコースを今後とも拡充していきたいというふうに考えております。

それと同時に、各地方においてそういうコンピュータを利用できる人たちの指導をいけるような人たちがやはり必要になってくるわけでございまして、そういう指導できるような人たちの研修もあわせて行つていきたいということを考えております。昭和六十一年度からは、中小企業診断士というのがございまして、その診断士の中に、特に情報部門について専門的な知識と能力を有する人をつくつていくということを考えておるわけでございまして、そういう人たちによつて地方レベルでの各中小企業に対する指導を行うというふうなことで、時間はかかりますけれども、人材育成に最重点を置いて進めていきたいというふうに考えております。

○田代富士男君 また、同じ提言の中で、OJTによりまして中小企業の人材育成を図ることも必要と言つておりますけれども、しかしこの中小企業の実態からして、OJTを実施できる企業というものは数が少ないのではないかと私は思ふのでございまして、その日その日の業務に追われて、ノーハウの蓄積あるいは人材の育成まで至らないのではないかと、そういう立場から具体的なOJTの進め方についてどうお考えになつておられるのかお聞かせいただきたいのが第一点。

(委員長退席、理事前田勲男君着席)
また、この提言の中に、中小企業の経営管理等に関する実態と情報システムの双方に詳しい人材

の早急な養成が必要であると、こういうことが述べられておりますけれども、こういうことは言うことはやさしいですけれども、行うことは難しいのではないかと思ひます。

そういうことで、ただいま御答弁の中に出ておりましたけれども、中小企業大学校において情報コースが今年度から新設されることもそのための対策の一つであらうかと思ひますけれども、それ以外にはどんな対策を考えられているのかお尋ねをしたいと思ひますし、あわせて中小企業大学校における情報コースの運営方針、研修生の採用数、資格、研修内容等についてもあわせて御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(遠山仁人君) 中小企業のオン・ザ・ジョブ・トレーニング、OJTでございましてけれども、御指摘のように、中小企業は一般に業務を行ないながら仕事を覚える、トレーニングをする、こういうことが非常に難しいわけでございまして。特に中小企業の情報化ということに對しましては、なかなか社内ですういふシステムがなかったり、あるいはそういうのになじみなかったりというので難しいわけでございまして、できればそういうふうな格好が実際の情報化を進めるのに効果的な人材養成の手法である、こういうふうなことで、その提言にもそういうふうな指摘があるわけでございます。

しかしながら、中小企業の中でそういうことをいたしますのは、やはり人材、資金力不足等によりましてなかなかできないわけでございまして、先ほども長官からちよつとお答えがございしましたけれども、中小企業大学校で中小企業向けの研修事業といたしまして、パーソナルコンピュータ等を使いまして、実際に機械を動かしてトレーニングをする、人材養成をする、こういうことをいたしておるわけでございまして、そういうやり方が非常に効果的なのではないかと、こういうふうに思つております。

それから人材の養成、特に指導員の養成につきまして、中小企業の経営とそれから情報化と両方

おきましてそういう指導員の情報化についての養成をいたしますと同時に、お互いに十分情報交換し合いながら進める必要があると思ひますし、それから場合によっては情報提供に關しましてネットワークといったものをつくつて対応していくのも必要なんじゃないか、こういうふうに思ひてゐるところでございます。

○田代富士男君 たいだいまも御答弁の中に出ておりました地域情報センターの設置場所というのは、御存じのとおりに県庁所在地あるいはそれに準ずる地方都市が多いわけでございますが、これはこの地域から離れたところに居住する中小企業者にとっては利便が悪い場合もあります。その際、センターの機構整備も必要と思ひますけれども、何よりも現在第一線で日々中小企業者と接しております商工会あるいは商工会議所の経営指導員が重要な役割を果たすことになるのではないかと、私はこのように思つております。この経営指導員に対する情報関係の教育が急務となりますけれども、このような対策として六十一年度はどのようなものを考えていらっしゃるのか。指導員のための情報関係の研修事業を始めたかどうかと思ひます。

残余の質問がありますが、私の質問時間が参りまして、準備をしていただいた各局ありますけれども、この質問で私の質問を終わらせていただきますと思ひます。

（理事前田勲男君退席、委員長着席）

○政府委員（照山正夫君） たいだいま御指摘の、商工会、商工会議所における指導体制の中で情報化を進めるといふお話につきまして御答弁申し上げますが、御指摘のように、現在、商工会、商工会議所で、第一線で中小企業者のために経営指導、技術指導あるいは労務、税制等の指導を行つてゐるわけでございますが、最近の情報化の中では、確かに経営の面で情報化をいかに生かしていくかという点もまた今後の中小企業者の重要なポイントになるわけでございますので、従来は必ずしもそういう点については十分でなかったと思ひます。

が、これからは経営指導員がそういった情報化を生かすという点につきましても十分指導していかねければならない、このように考えておるわけでございます。そして、そのために情報化指導担当者養成、先ほどからお話でございます中小企業大学校での研修にも指導員を出していくという形で、指導員自身の資質の向上、これも今後大いに力を入れていきたい、このように考えるわけでございます。

○伏見康治君 商工委員会に出入りする前に、遠くの方から通産省のおうわさを承つておりますと、何でも日本株式会社というのがある、その中核が通産省だというふうなお話を伺つておりました。そして日本の経済成長における諸善の根源及び諸悪の根源はみんな通産省だというお話なんです。私も外の方から眺めていた限りにおきましては、半導体工業を育成されたのはすばらしい御業績であつたと思ひます。近ごろ貿易摩擦でそれもまた悪いことになるおそれがありますけれども、私はそれは思ひませんので、大いにその線でまだ諸善を積んでいただきたいと思つてゐるわけです。

ところが、一応大型コンピュータをつくれるような会社をたくさん育成されて、大要めでたいわけですが、コンピュータの発展はどまていくかわからないというわけで、次の将来に向かって、通産省としてはいろんなことをお考えになつてゐる、そういう将来のコンピュータというもののに対する手の打ち方というものが幾つかあつたんだらうと思ひますが、これももうわさの程度で申しわけないんですけれども、第五世代コンピュータというものの研究開発ということを指揮しておられるというお話なので、そのお話をまずちょっと承りたいと思ひます。

○政府委員（杉山弘君） 第五世代コンピュータの開発でございますが、第五世代コンピュータにつきましては、従来のコンピュータとは基本的な考え方が全く違つた、いわば新しいアーキテクチャーというものに基づくものでございます。

平たく申しますと、人間の知能と同じような作用ができるもの、推論機構を持つもの、こういうふうな言われているわけでございまして、私もこれにつきましても十数年間で開発しようということになってございまして、今年度、昭和六十一年度はその中期計画、四年目の第二年度目に当たります。

したがいまして、これまでに既に四年間開発に時間を使つてまいつたわけでございまして、第一期の三年間では、新しいアイデアに基づきますコンピュータの基本的な考え方についての開発を進めるといふことでございまして、これにつきましては、ほぼ当初の目標どおりの成果を得ることができました。その成果につきましては、五十九年の十一月に開催をしました国際的なシンポジウムでも発表をいたしました、高い評価をちょうだいをいたしております。中期計画は四年を予定をいたしておりますが、ここでは前期計画で開発をしました基本的な構想に基づいて幾つかの基本部分についての設計をやり、また試作もやろう、そういうことを踏まえて、今度は後期の三年間で全体をつくりあげていこう、こういう構想によるものでございまして。

○伏見康治君 まず、その第五世代コンピュータの計画が順調に進行しているというお話を承りました。第一期での成果は国際的な評価を受けているというふうなことで、お祝ひ申すべきかなと思つてゐるんですが、そういういわば赫赫たる成果を上げておられるプロジェクトの予算が、今年度逆に減つてゐるということを知つたんです。それはどういふ事情なんでしょうか。

○政府委員（杉山弘君） 予算は、御指摘のように、六十一年度は四十五億圓を計上いたしております。六十年度が四十八億圓でございますので、三億圓ほど減少になつてゐるわけでございまして、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、十年という長期をかけてやつてまいりますので、その年々によりましては、その年にやります計画との関係で予算が必ずしも常にふえていく、そういうものでなくともよろしいのではないかと考えております。

全般的にはこういった財政事情でございますし、予算要求のシーリング等の関係がありまして、我々は本来もう少し予算金額として大きなものをいただきたと思つて要求もしたわけでございますが、結果的には今申し上げましたような数字に落ち着いたわけでございまして、ただ、こうなつたからといって、六十一年度の開発について大きな支障が生ずるかといふことになりまして、何とかやりくりをしてまいりましたら、予定をしております計画については、本年度内一応進める見通しがあると、こういうふうに考えているところでございまして。

○伏見康治君 財政不如意の段階でございましてから、いろいろなプロジェクトの予算が締めつけられてゐるというのは当然でございまして、こういう財政緊縮時代におきましては、要するにつまらぬプロジェクトをやめにして、いいプロジェクトだけを残すという行き方ではないと思ひます。うんですが、全部一様に減らすという考え方は余り適当でないように思ひます。そういう意味で頑張つていただきたいと思ひます。

ところで、これだけの自信のあるものがどんどん進行しているのは大変結構でございますが、しかし、第三者の意見というものもやっぱり伺つてみたいと思ひます。このプロジェクトは日本の産業界としてはどういふふうな受け取つてゐるか、またよその国では似たようなプロジェクトがあつて、それと競争的なことになつてゐるのかどうかといったような点を説明していただきたいと思ひます。

○政府委員（杉山弘君） 産業界の本プロジェクトに対する認識がどうか、こういうお尋ねでございますが、産業界と申しましては、私も直接身近に感じておりますのはやはりコンピュータのメーカーでございます。コンピュータのメーカーにつきましては、やはり次の世代の新しいコンピュータの開発計画ということで、これにつ

いは極めて大きな関心を寄せていただいているというふうに承知しております。既に御案内のように、財団法人新世代コンピュータ技術開発機構というものをつくっておりますけれども、ここには主なコンピュータ関連メーカーの御参加をいただいております。研究も実際上分担もしていただいております。

それからまた、海外で同様の構想があるかということでもございますが、私も承知しております。ところで、アメリカ、イギリス、ドイツそれからEC全体、くしくも一九八四年から同じような考え方の新しいアーキテクチャーに基づくコンピュータの開発、関連するいろんな計画がスタートをいたしております。先ほど申し上げましたように、日本の計画の方が先にスタートをしたわけでございまして、あるいは日本が先にスタートをしたことは、各国のそういった研究開発をスタートさせる刺激にもなったのかなという感じもしているわけでございます。いずれにいたしましても、各先進国が競ってこういう問題について技術開発に当たるといことは、全体的な技術水準の向上のためにも極めて好ましいことであり、我々としても各国の開発に劣らないような成果を上げるように努力したいと、かように考えております。

○伏見康治君 日本がもし世界をリードして新しいことをやるということになれば大変おめでたいことだと思っております。同時に、パイオニアとしてのいろんな責任も背負わなければならぬというところになると思っております。この第五世代コンピュータのお話と、今議論になっております情報処理の促進に関する法律の対象としての格段の差のある、レベルの違う話になっていると思っております。このレベルの違う方のお話、つまり情報処理の促進の方は、コンピュータのハードウェアは非常に進歩したものができてしまったけれども、それとそれを社会に実際に生かす上での措置というものがいささか手おくれであったという感じを受けるわけですね。もしそ

れを今経験して、ある意味でしまったということになっているとすれば、この第五世代コンピュータというものが本当に実現したときに、それが社会の中でどういう役割を果たすであろうかというふうなイメージも相当描いておく必要があると思っております。その方の手当てはしてあるんですか。

○政府委員(杉山弘君) 第五世代のコンピュータの開発が成功した場合に、それが社会でどう使われ、どういうふうな社会活動、経済活動等が変革されるのか、こういうお尋ねでございます。私も、まず十年かけて新しいものをつくっていくという点に重点を置いておりますので、それが利用された場合に、果たしてどういうインパクトを与えるのかということについては、余り具体的なイメージを持ってはいるわけでございませぬけれども、先ほど申し上げましたように、第五世代のコンピュータと申しますのは、人工知能、推論機能を持つもの、こういうふうな言われたいです。例えば企業経営の経営戦略を決定するというような場合には、もちろん各種のデータ等の提供はいたしていただけますが、最終的な判断になりますと、必ずしもコンピュータは役に立たなかったわけでございます。

今私どもがやっておりますコンピュータは、うまくいきますと、こういう経営戦略、経営判断にわたるような部分についても、最終的に経営者が判断を下す際の幾つかの貴重なそれに先行する判断、情報というものを与えてくれるのではないかと思います。かなり今までのコンピュータの使い方とは違った使われ方が社会、経済の各分野でされてくるのではないかと、こういうふうな考えでおります。

社会におけるあり方について御議論を重ねられておいた方がいいのではないかとこのことを感ずるわけですが、もう既にやっておられるのかもしれないが、それで、先ほどもちょっと申し上げましたように、今の法案で問題にしているようなレベルのお話と、第五世代のコンピュータのお話との間には非常に大きなレベルの差がある。その間を埋めるものが幾つかあると思っております。例えばシグマシステムの計画というものがあろうというふうな伺っているんです。そういうふうな、その中間にあるものとして僕は位置づけてみたんですが、そんなふうな考えてよろしいのでしょうか。つまり非常に最先端のものと非常に現実的なお話と、全体の見通しみたいなものはどういうふうにしておられますか。

○政府委員(杉山弘君) 私どもが進めておりますシグマ計画と第五世代のコンピュータの研究開発との関連についてお尋ねがございましたが、先ほど来御説明いたしておりましたように、第五世代のコンピュータにつきましては、全体で十年かけて開発をする、現在はようやく五年度目に入るところでございます。また、その目標も、先ほど申し上げましたように、従来のコンピュータとは基本的に違ったアーキテクチャーに基づくものと、こういうことでございまして、十年たった後、成功したら直ちにそれが実用になるのかというところ、私ども必ずしもそのまでの自信を持ってはいるわけではございませんので、さらに改良が加えられてその後実用になるものがあらわれてくる、こういうものではなからうかと思っております。

これに對しまして、シグマ計画の方は、むしろ現実的に今使われておりますコンピュータ用のソフトウェアをできるだけ機械的につくり出す、そのための大規模なソフトウェアの開発ということでございます。これは開発期間は五年を予定しております。最終年度は六十四年度でございまして、開発年度が終了しましたら直ちに、成功した場合にはその成果を実際ソフトウェアの開発に

お使いをいただく、こういうものでございませぬ。もちろんその過程におきまして、第五世代コンピュータで開発しておりますような人工知能技術等、シグマ計画にあるいは反映できるものも出てくる可能性もあろうと、現に一部はそういうものも生じておりますので、そういうものについてはこのシグマプロジェクトの中に取り入れていくことは可能でございますが、計画全体としては、二つはちよつとフェーズの違ったもの、こういうような理解をしているわけでございませぬ。

○伏見康治君 先ほど同僚議員の質問の中に出てまいりましたNECがプログラムを自動的につくすることを考え出したといったようなお話があるんですが、それはシグマ計画の中、あるいは第五世代、どちらなんですか。

○政府委員(杉山弘君) お尋ねのありました日電が開発した自動プログラミングの問題につきましては、第五世代コンピュータの研究開発の過程で得られました技術的な成果を使ってソフトウェアを生産する場合の工程の一部を自動化をする、こういうものでございます。私どものシグマ計画は、工程の一部と申しますよりは、工程のほとんどすべての部分にわたって自動化を考えているということでございます。いずれにいたしましても、両者の間では全体が一部という問題はありませんが、関連性はございます。そういう意味におきまして、私先ほどの御答弁の中で、第五世代コンピュータの開発による技術成果等利用できるものがあればぜひシグマ計画の中に取り入れていきたい、こういうふうな申し上げたわけでございます。

○伏見康治君 これは今思いついた質問なんです。が、前回の商工委員会では問題になりました航空機のお話なんかですと、いろんな省庁に話が分かれていて、非常にアドバンストの先端的なところは例えば科技厅でやっている。通産が面倒を見ているのはもっと今日の生産にすぐ結びついているようなものであるというふうなことであつたわけ

ですが、コンピュータの場合にもそういう考え方はあり得ると思うんです。非常に先端的なものは例えば科技厅のようなところにやらせる、通産省はもつとあしたもうけにつながるというようなものをやる、そういう分業が考えられるようにも思うんですが、そういう理由があるんですか。

○政府委員(杉山弘君) むしろ先生御指摘のように、科技厅と通産省の間では研究開発につきましてもある程度段階によりまして仕分けができていて、承認をいたしております。私どもの方は、ある具体的な実用化への見通しにつながるような段階での研究開発をやっておりますし、むしろ科学技術庁の方では、もう一つより基本的な段階での、例えば直接どういう目的に使うかは別として、新しい技術開発の可能性があり、萌芽があればそれを何とか育てていこう、こういう関係で、今私ち

よとプロジェクトの名前は忘れましたが、数年前に科学技術庁の方でそういう制度も発足しておりましたので、むしろ横の分組と申しますよりは、研究の進捗の過程におきます縦の段階での分組ということで、科学技術庁と通産省との間ではある程度の仕分けができていて、こういうふう

に考えます。

○伏見康治君 いろいろお聞きしたいんですが、まず今度の法案の改正の趣旨というものはどんなところにあるのか、ちよと説明してください。

○政府委員(杉山弘君) 今回御提案いたしております法律案提出の背景でございますが、コンピュータの設置というのは急速に進んでおりまして、全体で約十八万台でございますが、になつておりますが、コンピュータを使いますソフトウエアの需要というものは、これまでのところ大体

年率二〇%以上の伸びで来ております。こういった状況が続きますと、コンピュータを設置しても、それを使うためのソフトウエアの供給が追いつかなくなる可能性がある。またソフトウエアの値段が非常に高くなる可能性がある。そういう面から情報化の進展が阻外されるおそれがある。これに

対しましては、先ほど来御説明をいたしてお

りますシグマプロジェクトによりましてソフトウエア生産工業化によりまして生産性の向上ということも一つございまして、また技術者の量的な確保ということもそのための対策の一つになるかと思

います。もう一つの対策といたしましては、できるだけ汎用のソフトウエアを多くの方々に使

いただくということが、社会全体として見ますと重複投資を避けることにもなりますし、ソフトウ

エアの技術者の不足というものをカバーする手だてにもなるわけでございまして。

そういう意味合いにおきまして、これまで情報処理振興事業協会がやってきております汎用ソフトウエアの開発事業というものを、この際拡大を

したいと考えたわけでございまして、昨今の財政事情から、従来のような一般会計からの資金に依

存している限りはこれが難しい、こういうことでございまして、昨年の予算編成の段階で、財政当

局の御理解もいただきまして、産業投資特別会計からの出資を仰ぎ、それによってこの事業をや

つていこうと考えたわけでございまして。幸い、情報処理振興事業協会がやっております汎用ソフトウエアの開発事業は、中長期的に見ますと収支採算

が十分とれる、出資対象事業として適格性を持つて

いるということでございます。今回そのためにこの法律案を改正しまして、汎用プログラム開

発事業のために産業投資特別会計からの出資を受けることができるようにするというのがその主

たるねらいになっていくわけでございまして。

○伏見康治君 この汎用プログラムというものが、アメリカなんかのと比較いたしますと、い

わば利用率、普及率といったようなものが極めて劣っている、非常に低調である、ハードウ

エアの方は非常にいいところへ行ったのに、ソフトウエアの方で非常におくれをとっている、とよく

言われているわけでございまして、その主な理由は、どういふところにあるとお考えなんでしょうか。

○政府委員(杉山弘君) 理由は、供給サイド、需

要サイド、それぞれにあるように思っています。ど

ち

らが先かという点については、なかなかお答えし

にくい点があるわけでございまして、供給サイド

の問題といたしましては、ソフトウエアの生産に

携わっておりますソフトウエア業、これが極めて

脆弱でございまして、優秀な汎用ソフトウエアを

つくって世の中に提供するには足るだけの十分な資

金的な余力、財政的な余力がない、したがって、

そのためにこれまで優秀なソフトウエアの供給が

されなかったということも一つあるかと思いま

す。また、そういう状態を受けてまして、電子計算

機の利用者の方でも、各利用者の利用目的に応じ

たいわばオーダーメイドのソフトウエアの発注、

むしろそれが最も効率的なものだということ、

オーダーメイドのソフトウエアを愛好するという

ような意識がユーザーの方にもあったのではな

くろうか。

そういう二つの要因がそれぞれ相乗作用をい

たしまして、これまでのところ、日本の場合には

ソフトウエア業の売り上げに占めます汎用ソフト

ウエアの割合というのはわずかに一〇%程度、ア

メリカの場合にはそれが五割を超え、むしろ六割に

近い割合まで行っている、こういうようなこと

になったのではなからうかというふうに推察をして

いるところでございまして。

○伏見康治君 まあ通産省ですから、そういう経

済的な仕組みみたいなものに原因を求められるの

は当然だと思うのですが、私はもう一つ、日本人

のサイコロジが物を言っていると思うんです

ね。江戸時代の日本の数字というものは非常に高

度な発達を遂げたのですけれども、関孝和のよう

な偉い人が出てくるのですが、残念ながら和算家

というものは、みんな自分の考えたことを、いわ

ば独立して世間に売るといふことを考えなかつ

た、みんなその一門のいわば秘術であつて、門外

不出の高度な知識であると考えていた。それと同

じメンタリティーが今のそのいろんな大きなコン

ピューターをおつくりになつていく会社の中にあ

つて、自分で考えたソフトウエアはハードウエア

に結びつけてのみ売るといふ、そのソフトウエア

を単独で売りに出すといったような思想がなかつ

たのじゃないか、少なくとも育ちにくかつたのじ

やないか。その日本人のサイコロジが私は非常

に物を言っていると思うので、まあそれもお考え

願いたいと思うのですが、それを質問しても無意

味ですか、あるいは何か考えられますか。

○政府委員(杉山弘君) 御指摘のような、日本人

特有のサイコロジというののもあったと思いま

す。また、ハードウエアというものは非常に重視

をいたしますけれども、目に見えないソフトウエ

アというののについては余り関心がいかなかった

という、これまでの日本のやはり社会の全体的な

傾向というののも、今お話しするようなことに加

えてあるいは理由に挙げられるのではないかと思

います。

○伏見康治君 今のお話は、私は行政全般にとつ

て、ある意味ではよく考えなければならぬ問題

だと思つてます。そもそも、ここには大蔵省のお

役人のおられないのが残念ですが、大蔵省が予算

を出すときに、ハードウエアには予算を出すけれ

ども、ソフトウエアには予算を出さないという傾

向が非常に強いんですね。つまり、例えば研究所な

んかをつくり出すときに、建物といったような目

に見えるもの、そういう物質の塊に対しては割合

に予算がよくつくのですが、ところがその研究の

内容をよく吟味するために外国に出張して、外国

の研究状況を調べてきたいという出張旅費になる

と、金額にしてみればはるかに小さな額であるに

もかわらず、大蔵省の方から言わせると、い

と、出張の費用といったようなものは後に残らな

い、目に見えるものとしては後に残らないものだ

からと言つて、しばしばお出しにならないわけ

なんです。その辺のところから、つまり大蔵省の

サイコロジから少し改造してかからないと、コン

ピューターの正しい使い方というものはできな

いのではないかと思うのですが、まあそれに同調

を求めても余りはかばかしいお答えは得られな

いと思うから、言うだけ言つておきますが。

それで、ソフトウエアが世の中に単独に売られ

る

第九部 商工委員会会議録第七号 昭和六十一年四月十七日【参議院】

二七

たり買われたりすることのために、ソフトウェアがある特定の機械に結びついて、その機械以外では使えないというような形では実は困るわけですね。そのことのために、コンピュータの一つの汎用性というものがあって、Aというコンピュータで役に立つものはすぐBというコンピュータにも役立つという、そういう意味の汎用性ができないといけないと思うのですが、そのためには、何らかの意味の規格というものがあって、統一された仕組みになっていないといけないと思うのですが、そういう意味の規格という面ではどういうことをお考えになっていますか。

○政府委員(杉山弘君) 情報関係の規格化の問題につきましても、私どもの附属機関としてございまして日本工業標準調査会に情報技術標準化特別委員会というのがございまして、ここで情報技術分野におきますハード、ソフト両面に關する標準化問題についていろいろと御検討をいただいておりますし、またその方向について建議等もいただいております。私も、こういうものを受けまして、情報技術分野におきますJISの早期制定というように力を入れているところでございます。

標準化というものももちろん重要でございますが、余り画一的な標準化を進めますとまた技術進歩を阻害するというような側面もないわけではございません。したがって、ある程度まで標準化を進めると同時に、そうした中でも幾つかのパラメーターがあるシステム、ハードウェアというものを相互に互換性を持って運用できるようにしていく必要がある。

そういう観点から、私も昨年度からインターオペラブル・データベースシステムの開発というもの工業技術院の大型プロジェクトのテーマといたしまして、研究開発に着手したところでございまして、こういった両面、すなわち標準化を一方では進める、そうしてまた他方では違ったシステム、ハードウェアというものを結びつけられ

るようなソフトウェアを開発していく、こういうことで、今先生御指摘の問題の解決に当たりたいというところで努力をしているところでございます。

○伏見康治君 通産省の行政としては、私はもう少し早目に規格ということを考えてよかったです。はいかという、少し手おくれのままにいろんな機種がともち榮えてしまったという感じを受けるわけですね。

ビデオでVHSとベータ方式が並んで併存してしまつて、近ごろ勝負がついたのかもしれないけれども、大変なむだをさせるということになったんではないかと思うんですが、その辺のところは、お役所としては早目に何か手を打つべきではなかったかという印象を免れたいんですが、ひとつよろしくお願いしたいと思ひます。

今おっしゃったことに該当するんですが、違つた会社が相互によその会社の道具を使おうという意識をまず持つていただかないといけないと思うんですが、それを奨励するような相互に乗り入れるといったようなことがしやすくなるような何か施策は講じておられるのですか。

○政府委員(杉山弘君) ただいまの御質問の中でも申されましたように、異なるシステム、機械、ハードウェアを相互に連携利用できるようにソフトウェアの開発というものをやっておるわけでございますが、こういうものがうまくできると、一方で標準化を進めながら他方で技術開発から出てきた幾つかの異なるタイプのシステム、ハードウェアというものが円滑にまた運営され、利用されるということになるように思ひわけでございます。

それからまた、こういった問題は、単に国内の問題だけではなくて、やはり国際的にも同じようなことをやっていく必要があるかと思ひつております。標準化を進めます場合には、国際標準との調整ということも考えていかなければいけないと思ひつております。特に情報技術関係の国際標準につきましては、ISOがつくつておりますオープンシステムズ・インターコネクション、OSIと

いうものがございまして。こういったものとの調整をこれから図っていくことになるわけでございますが、政府関係レベルでもつい先ごろ、ECと私どもの間で情報通信技術に關する標準化問題につきましまして、できるだけ力を合わせてやっていく、こういうことで会合を持っております。これから年に数回同じような会合を持ちまして、ECとの間の連携も深めていきたい、こういうふうに考えてやっております。

○伏見康治君 一つのソフトウェアが方々で使われるようになることを私は大いに希望したいんですが、そのためには、ソフトウェアが商品としてちゃんと自分の値段を持つていて、その値段が皆さんに尊重されるということが必要だと思ひますが、そのことについては何かやっておられるんですか。

○政府委員(杉山弘君) あるいはお尋ねが、ソフトウェアのいわば價格的な面における評価の基準、スタンダードといったものについてのことかと存じますけれども、この問題につきましては、前国会におきまして、この法案の改正の御審議をいただきました際の附帯決議の中で、ソフトウェアの價格的、技術的な面における評価方法、評価問題について検討をするように、こういうような御決議もいただいておりますので、私もこの点につきましましては、業界団体にお願いをしまして有識者にお集まりいただいて、評価方法等についての確立をお願いをしているところでございますが、なかなかやはり客観的な基準となりますと難しいようございまして、必ずしも順調に進捗しているということにはなっておりませんけれども、私もこの研究会においてなるべく早く妥当な結論を出していただけるようお願いもし、協力もしてまいりたいと思ひつておるところでございます。

○伏見康治君 一つのソフトウェアというものがほかの人に利用されるということが必要だと思ひますが、これも日本人のサイコロジの中にも潜んでいるんですが、Aという人が苦心して

つくつたソフトウェアを、Bという技術者が、おれにだつてそれくらいのことではできるといふ對抗意識みたいなものがあつて、Aが開発したものと同じものをまたBも開発するという傾向が強いと思ひますね、ほうつておきますとね。つまり、Aが先にやつた仕事をみんなが尊重して、後から行く人はそれを使うということにしないと、私はむだな重複を省くという意味では余りよくないと思ひますが、それについては何か手当てはあるんですか。

○政府委員(杉山弘君) 今お話しした点につきまして、特に行政的な手当てと申しますと、私も余り用意がないわけでございますが、確かにおっしゃいますように、同種のものをつくらせて開発をするというふうになりますと、費用、マンパワーの点でも重複投資になるわけでございますが、そういうものを余り制限いたしますと、今度は相互の間の競争という点において欠けてくることになるのではないかと心配もいたすわけでございまして。

工業所有權法の体系で申しますと、先行發明者だけに權利が与えられ、獨立してやりますとその權利外ということにはなるわけでございましてけれども、行政的に、おっしゃるやうに何か手当てをするという点については、極めて難しいんじゃないかと思ひます。これは研究者の良識にまづということが基本になるのかなという感じもいたしております。

○伏見康治君 話をかえまして、情報処理技術者の養成問題について二、三お伺ひいたしたいと思います。

既に同僚議員が何度も同じことを質問しているわけですが、六十五年度には六十万人情報処理技術者が不足するといふ、その見通しというものはどういふ根拠に基づいて出されたんですか。

○政府委員(杉山弘君) これは、二年ほど前に通産省の方で作成をした見通しによるものでございまして、端的に申しますと、まず将来におきますソフトウェアの需要がどうなるかということを通

議論はなかなかできないのではないか。今のお話の中には、大企業では企業の中でみんな社内教育でつくっていると思うんですが、その数字も入っているんですか。

○政府委員(杉山弘君) 技術者の増加の割合と申しますのは、おっしゃいますように、各企業が社内で研修をして技術者をつくり上げるという数字も入っております。

○伏見康治君 ところで、そういう技術者を養成する研修のプログラム、カリキュラムといったよ

うなものは一応でき上がっているんですか。

○政府委員(杉山弘道) あつては各企業が社内におきましてそのための特殊なカリキュラム、プログラムというものをつくっているかもしれないけれども、私どもは、そういった点について各企業の努力にまつだけではなくて、むしろ積極的に役所の方でコンピュータを使いましたCAI手法を使った技術者研修用のプログラムを一般的、共通的に御利用いただける形でつくり上げまして、それを御希望になる各方面に御利用いただくというところで技術者不足対策のお手伝いをしようということ、今回御提案申し上げております情報処理振興事業協会の汎用プログラム開発事業の中にそういうものも入れ込みまして、今年度からスタートをしたいと考えているところなのでございます。

○伏見康治君 うっかりして時間がそろそろ迫つ

てきましたので、文部省の方に来ていただいております。

りますので文部省に伺います。文部省としては情報化時代に備えて、情報処理技術者ばかりでなく、もっと高度のこともやれるような人も含め、文部省としては従来どんな計画で情報化時代に当たる人材を育ててきたか、今後どうするつもりかといったようなところをお伺いします。

○説明員（小林敬治君） お答え申し上げます。

情報化の急速な進展に伴いまして、コンピュータを開発したりあるいはこれを十分に使いこなす多様なレベルの人材がますます今後必要になってまいるわけですが、その中でも特に高

生御指摘のように、アメリカ、ヨーロッパの各国に比べまして、我が国の導入状況は非常に低いものがございます。特に小学校などでは、まだまだ日本の場合はほとんど導入されていないような実態ではございます。ただこれ、かなりここ数年の間に相当導入の傾向は出てまいりましたし、文部省といたしましても、昨年度から二十億円を予算措置をいたしまして、パソコンを含みます新しい教育機器を導入するというふうなことを始めております。既に昨年度では、ほぼ五千台程度のパソコン

また一方、初等中等教育でございますので、専門技術者の養成と申しますより、基礎、基本の教育を充実するという観点で、情報化への対応を考へていただかなければならぬだろうというふうに思っております。その教育内容、方法のあり方につきましては、現在関係の審議会でございますとか協力者会議を設けてまして、適切な教育内容、方法の指針を示していただきますとともに、学校におきます具体的な実践というものも、研究指定校などを通じて実践例を積み上げまして適切な対応をしてまいりたいと思っております。

○伏見康治君 最後の質問になると思いますが、

小学校にパソコンを置くというのも大事かもしれない。

ないんですけど、それとコンピュータ的な機能もいろいろあり得ると思うんですが、CAIというのですか、要するにコンピュータを使って教育という面もあるんでしょうし、それから小学生、中学生あたりは、ファミコンとかいう不思議な道具を既に持っていて、自分で勝手にいろいろなことを、いわゆるスタウオーズをやっているんじゃないんですか。

やないかと思うんですが、そういうものと教育の場との関係といったようなものについての考え方みたいなものを教えていただいておしまいにしたいと思います。

○説明員(林田英樹君) 御指摘のように、ファミコンと言われるものが最近非常にたくさん家庭の中に入ってきておる。特に、小中学生がこれに非常に熱中しておるといふようなことが言われておるわけでございます。

その事態のよしあしは、利用の仕方などいろいろあるかと思ひます。また、よい面、悪い面もあるかと思ひます。小さいときからそういう機械になれ親しみというふうなことはいい面もあるわけでございますけれども、一方で、友達と遊ぶ時間がなくなつておるとかいうふうなことでの弊害もいろいろ指摘をされておるわけでございます。まだまだ状況が進んでおる段階でございます。学校において教育すべきこと、家庭において配慮すべきことも含めまして、今後検討していかなければならないと思つておるわけでございます。

○伏見康治君 ありがとうございます。

○市川正一君 本委員会において、私は燃糸工連事件をたびたび取り上げて、特に政治献金絡みでの政界との癒着問題を指摘し、繰り返して追及してまいつたことは御承知のとおりであります。遺憾ながら、私のこの指摘は、昨日既に報道されているような事態に発展をいたしました。この段階において、改めて冒頭の問題を取り上げざるを得ないのであります。

まず法務省に伺いたいんですが、報道などによりまして、日本燃糸工連の小田理事長らが政界にばらまいた金は数億円とも言われ、中には一人で三千万円ももらった政治家もいるとも伝えられております。それには、政治献金もあれば、パーティー券あるいは盆暮れのつけ届けなどもあるとされておりますが、要するに日本燃糸工連からのこうした政界への金の流れを、法務省としては当然把握されるべきだし、また把握されていらっしゃると思ひますが、いかがでしょうか。

○説明員(原田明夫君) お答え申し上げます。お尋ねの件につきましては、現に捜査中の具体的事件に関連する事柄でございますので、この段階におきまして御答弁は差し控えていたしたいと思います。

○市川正一君 しかし、金の流れを調べられるということは、これは法務省としては当然のお仕事だと思ふんですが、いかがですか。

○説明員(原田明夫君) 検察当局におきましては、いろいろ国会においても御議論がなされ、また各種報道機関によつて報道されている事実につきまして、私も関心を持っておると思ひますし、必要な調査は遂げるものと考えております。

○市川正一君 そうしますと、きのうの報道によりますと、例えば設備共同廃棄事業について通産省に圧力をかけた国会議員が数名おり、その謝礼の総額は数千万円とされておりますが、もしこれが事実であるとしたら、これらの議員も昨日事情聴取された議員同様、受託収賄に該当すると思ひますが、そのようにお考えですか。

○説明員(原田明夫君) 具体的事実に関しましては、いかなる犯罪が成立するか、あるいは構成要件上どのような問題があるかという点に関しまして、具体的な事実自身が明らかになりませんと何とも申し上げかねるところでございますので、その点御了承いただきたいと思ひます。

○市川正一君 それでは一般的にお伺いしますが、そのほかにも単純収賄が成立するケースがあると思ひますが、すなわち国会議員の一般的職務権限からして、日本燃糸工連側が、廃棄事業の継続などを有利に取り計らつてもらいたいという意図をもつて金を渡した場合、これは単純収賄が成立する可能性があると思ひますが、いかがですか。

○説明員(原田明夫君) お尋ねが具体的事件に関するものでございますので、ある一定の事実を仮定いたしました。それにつきまして犯罪の構成要件に該当することになるのかどうかという点に関しましてお答え申し上げます。これは適当でないと考えらるるでございますが、あくまで一般論ということになりますと、公務員がその職務に關していろいろを收受するというになりますれば、収賄罪が成立するということは明らかであると思ひます。

○市川正一君 私は、いずれにしても、金の流れを徹底的に解明すべきである、そして国民からの疑惑にこたへるべきであるということを強く主張したいんであります。重ねて伺ひます。

金をもし受け取つていた場合に、当然これは政治資金規正法に基づいて届けてはならないはずであります。これが届けられていないのかどうか。これは、金の流れを把握しておりますならば、政治資金規正法に違反する虚偽の届け出になっていないかどうか。明白になると思ひますが、その点はどのような認識をされておられますか。

○説明員(原田明夫君) 政治資金規正法との関係につきましては、具体的な事実に基づきません。事実があるのかという点に關して具体的に申し上げるのは適当でないと考えるわけでございます。いづれにいたしましても、検察当局におきましては、本件の捜査の過程を通じて、できるだけ捜査の徹底を期して事案の解明のために努力するものと考えております。

○市川正一君 私は、一般論としてもお伺ひしているんですが、政治資金規正法の十二条及び同二十五条の一項などに基づいてその究明を進めていただきたいということを望みます。

次に、大蔵省国税庁に伺ひます。

もつた金額が数百万円、あるいは三千万円に及ぶ政治家もあつておるんであります。この金はどういう金で、当然雑収入として申告しなければならぬものであります。しかるに、これが申告されているかどうか。濃厚に脱税の疑いを経過から見持たざるを得ないのであります。国税庁としては徹底的にそれについて究明されるべきであると思ひますが、いかがでしょうか。

○説明員(加藤泰彦君) 個別の事柄につきましてはお答えを差し控えなければならぬ立場にありますが、御理解をいただきたいと思います。

税当局は適正、公平な課税の実現を図るために、国会で論議された事柄や新聞、雑誌等で報道されている事柄を含めまして各種資料情報の収集に努め、これらの諸情報と納税者から提出された申告書を総合検討し、課税上問題があると認められる場合には、実地調査を行うなど適正な課税に努めているところであります。今後とも適正課税の実現のために努力してまいりたいと思ひております。

○市川正一君 渡辺大臣に最後にお伺ひしますが、この問題について私たびたび指摘してまいりましたように、日本燃糸工連への融資というのは、無利子で十五年返済という、言うならば国の補助金に匹敵するようなそういう国民の血税である。そこからの金を受け取るということは、これは政治家としてあるまじきことであるということについて、大臣も、私なら受け取らない、こういう答弁をなすことがございますが、今日のこういう事態のもとで、政治家として大臣の所見を承りたいと思ひます。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 燃糸工連というのは何をやっているのかよくつまづきからではあります。が、国から借りた無利子のお金だけ運用をしておつて、そういうところから政治献金を受けるといふことは適当ではない、そう思つております。しかし、あの団体は何か他に収益事業もやっているとかが話もありますから、燃糸工連から政治献金を受けたこと自体が、不法性、不当性があるかどうかは、その金額その他によつて判断すべきものではないか、そう思つております。

○市川正一君 この金はどの金で、この金はあの金でというふうに分けはできぬので、この点は、今までもやつてまいりましたが、引き続き、また事態の進展に応じて明らかにしたいと思ひます。

そこで、法案について審議に入っていきたいと思ひます。

まず、情報処理振興法であります。今回の改正の趣旨は、昨年の改正でシグマ計画を推進す

るために産投出資の道を開きましたが、これに引き続いて、IPAの従来の業務である汎用プログラムの開発にも産投資金を使えるようにしたことであると考えるべきであります。

そこで伺いたいのは、ここにIPAのソフトウェアカタログの八四年版を持ってまいりました。IPAが開発したプログラムの総数は何本なのか、そのうち中小企業が特に利用しているのは何本なのか、あるいは中小企業の利用率はどのくらいになるのか、最近の状況を明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(杉山弘君) 情報処理振興事業協会、IPAがこれまで開発をいたしました汎用プログラムの数は、合計で二百五十七本でございます。その中で、中小企業向けの汎用プログラムの開発本数でございますが、合計で四十六本になります。中小企業向けの汎用プログラムのうち、実際に中小企業の方々に御利用をいただいております本数は、五十八、五十九の両年度に開発をいたしましたプログラム三十本についてでございますが、現在まで、その三十本につきまして延べ三百二十四件の御利用をいただいております。

○市川正一君 私、前回この問題について、ちょうどここにいらつしやる木下さんが、当時機械情報産業局長でありましたので、この問題お伺いしましたが、後で少し触れたいと思ひますが、中小企業者のソフトウェアに関するニーズを産産省としてはどういうふう把握していらつしやるのか伺いたいと思ひます。

○政府委員(杉山弘君) 情報処理振興事業協会が中小企業向けの汎用プログラムの開発をするに当たりましては、基本的にはソフトウェア業者からのテーマの公募というのをやるわけでございますが、ただ、IPAといたしましても、中小企業サイドにどういう汎用プログラムについてのニーズが高いかということについても、あらかじめ十分承知をしておく必要があるということでございます。そのために、中小企業団体でございますとか、パソコン業界等と広く協力をいたしまして、

どういった中小企業分野における汎用プログラムについてのニーズがあるかということの調査をいたしておるところでございます。

○市川正一君 先ほど私引用いたしました去年の改正の際に、当時の木下局長とのやりとりの中で、昭和五十八年度から中小企業向け汎用プログラムの開発普及制度を開始したとして、その運用実績が、六十年三月末時点で、十四本のプログラムが開発され百四十二件が普及している、こういうふうにおつしやりました。本日は、延べにして三百二十四件である。若干の前進はありますけれども、そしてまたそのニーズの把握の上でも、私は今おつしやつたように、確かに業界、団体その他にいろいろアンケートをとるなどの措置はとっていらつしやるんですが、実際の業者のニーズから見ると、その要望とプログラムとの間にいかにかなりのギャップがある。そして、お仕着せでなしに、もっと自分たちの求めているものというのが熾烈な要求としてやばり普遍的にある。

ですから私は、今日のこの普及率が、去年の御報告では一本平均で十件です。これは四十六本で三百二十四件ですから、いわば十件以下の状況なんです。平均しまして、そういう状況では、やばり数百万と言われる中小企業を対象とする場合に、もっとそこに大きな力と努力を注ぐべきだということを私はこの機会に重ねて指摘をしておきたいと思ひますが、もし杉山さん何かありましたら。

○政府委員(杉山弘君) IPAが汎用プログラムを開発するに当たって、中小企業向けのニーズを十分くみ上げるべきではないか、この御指摘は、私もまことにそのとおりであらうかと思ひます。これまでもいろいろ努力はいたしておりますが、今回中小企業関係の情報化を進めるために法律改正をお願いいたしております。各地の中小企業情報センター、さらには今回の改正によります指定法人等において、中小企業の情報化に対していろいろ施策も講ぜられることになりまして、で、そういうところとも今まで以上に連絡を密に

いたしまして、中小企業向けのニーズを十分把握し、またそれと同時に、開発されたプログラムについてもできるだけその周知を図って御利用をいたしてまいりたいと思つております。

○市川正一君 次に、中小企業指導法等の一部改正についてお聞きします。これは中小企業の情報化対策を促進するため、一定の措置をとる内容として我が党も賛成できるものであります。同時に、情報化対策ももちろん必要であります。今中小企業が直面している深刻な問題は、やはり円高問題であるというところを指摘しなければなりません。

そこで何うんであります。円高による緊急経営安定対策の指定業種は何業種で、どのくらい指定されたのか、また国際経済調整対策等特別貸付制度の利用件数、金額はどれくらいに相なっているのか承りたいと思ひます。

○政府委員(木下博生君) 二月二十五日に施行いたしました特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法に基づきまして、三月四日に業種指定をいたしましたわけでございますが、いわゆる円高対策の対象となる業種といたしましては百二十八業種を指定いたしました。それ以降、それに基づいて別種の信用保証等の措置がとられておるわけでございますが、別途政府関係金融機関からの低利融資が行われておまして、低利融資が行われました金額は三月末までで約千七百三十件、四百五十億円でございまして、それから、法律に基づきまして各都道府県におきまして事業者の認定を行つておるわけでございまして、それは四月三日現在で千五百八十八件ということになっております。

○市川正一君 東京商工リサーチの調べによりますと、円高による倒産が二月の十三件から三月には三十三件と急増し、また今後の見通しとしても円高倒産の急速な増大傾向を指摘いたしております。日刊工業新聞社が実施いたしました聞き取り調査、これは三月三十一日付に出ておりますが、こ

れによりますと、全国各地の深刻な、あるいは悲痛とも言ふべき声が紹介されております。例えば、新潟県の熱の金属洋食器では、一ドル二百円になった時点で県や市の緊急融資にむつと殺到しました。それが一ドル百七十四円になるに及んだ中ではもうあきらめに似た状況にあって、最近洋食器の仕事を廃業したいんだ、生産設備を買い上げてほしい、こういう意見さえ出てきたと、ここには述べております。

前回、兵庫県の西脇の播州織のことを長官にもお聞きいたしましたけれども、こういう燕のような深刻、切実、悲痛な事態というものを政府はどう受けとめていらつしやるんですか。お聞きしたい。

○政府委員(木下博生君) 円高は急速にかつ大幅に進展いたしました結果、各産地におきまして、今先生御指摘のような厳しい事態が起こっているのは事実でございます。中小企業庁といたしまして、過去四回にわたつて調査をいたしました。調査をやるたびに事態は深刻だという感じになっております。

そういうことでございまして、先ほど申し上げました法律が二月の二十五日に施行されて以降も、対策についてさらに充実したものを必要があるかどうかをずっと見てきておつたわけでございまして、四月の八日に総合経済対策が実施されました。内閣府といたしまして、中小企業対策がさらに一段と強化されたわけでございまして、その内容といたしましては、五・五％の融資を事業転換部分については五％に下げると、それからその他のつなぎ融資的な融資については五・三％にするということをしていまして、同時に、下請企業対策あるいは先生今御指摘の事業転換についても、もうこれ以上従来の仕事を続けられないという声も相当私も聞いておりますので、それについて各都道府県におきまして協議会を設ける、それからまた企業経営に経験のある方々を派遣してアドバイザーとして今後の経営の方向についても助言、指導するというような

対策を打ち出したわけでございます。

○市川正一君 具体的に伺うんですが、かくのごとく円高による影響を受けているにもかかわらず、まだ緊急経営安定対策の対象になつていない業界が幾つか残っているんです。私大阪から聞いた中でも、例えば製品の六割から七割を輸出している鋼の自動車業界、また円高で二四％値下がりした非鉄金属スクラップ加工処理業界などがございいます。私はこれらの業界も含めて、指定の対象をもっと広げるように図られるべきだと思つていますが、いかがでしょうか。

○政府委員(木下博生君) 今御指摘の自動車の業界につきましては、私どもの円高の影響調査の対象業界でもあつたわけでございまして、相当厳しい情勢にあるという事はわかつておつたわけでございまして、ただ三月四日に指定いたしますときに、やはり一応の客観的な基準に基づいて業種を指定するというにいたしました結果、自動車の場合には昨年の輸出がその前年よりもふえているという事象があつたために、その客観的な基準になかなか適合できなかったために指定から外したわけでございます。

ただ、御承知のように、法律には個別の企業ごとに認定をするという制度がございまして、その個別の企業ごとの認定という制度をできるだけ弾力的に運用いたしまして、同じような状態にある個々の企業に対しては十分な対策措置を講じたというふうに考えておりまして、その旨は都道府県にも十分私どもの方からお伝えしてあるわけでございます。

○市川正一君 その点、もっと温かいまた実効のある指導措置を強めていただくことを大臣にもこの機会にあわせてお願い申し上げます。うなずかれましたんで、心強く次の質問に入ります。

政府は、四月八日に総合経済対策を発表されて、今長官も触れられましたが、金利について年五・五％を五・三％にいたしました。もともと我が党は、この国際経済調整対策等特別貸付制度の金利については三％にすることを主張し、本委員

会でも力説をいたしました。渡辺通産大臣も、そのとおりだけれども、銭がないやと、こうおっしゃつた。しかし、今やこの我が党が提起いたしました三％すら深刻な事態の進展の実態には合致なくなつてきております。

すなわち、この間に公定歩合は、〇・五％の幅で、一月三十日とそれから三月十日と、二回で合計一％引き下げられました。さらに、通産省は三月二十七日、円高と市況低迷に苦しむ非鉄金属業界の支援のための緊急融資制度の金利二・七％を、〇・五％下げて二・二％にされました。こうした公定歩合の下げ幅であるいは非鉄金属業界への金利などの実例からしても、今回の総合経済対策の国際経済調整対策等特別貸付制度の金利引き下げは、余りにも私少な過ぎる、小さ過ぎる。ですから、具体的には非鉄金属業界の緊急融資という実例もあるんですから、せめてそれ並みにまで引き下げるという決断は大臣がございせんか。

○政府委員(木下博生君) 法律案を御審議いただきましたときから、低利融資をすべきだという御指摘をいただいております。御承知のように、政府関係金融機関から貸し出します金利につきましては、一つの大きな体系がございまして、郵便貯金を原資といたします資金を使つてお貸しするわけでございまして、基準金利であるいは財政金利等を考へて、それ以上の金利で貸すのが普通の状況でやつておるわけでございまして、特別に今回は五・五％の融資で低い金利を適用するというにいたしましたわけでございまして、そのときにも住宅金融公庫の金利等とのバランス等を考へて実施いたしましたわけでございまして、今回の総合経済対策の中で住宅金融公庫の金利は五・二五％に引き下げられたわけでございまして、事業者の立場からすれば、このように非常に厳しい情勢でございまして、金利はそれは幾らでも安い方がいいというお気持ちがあるのは十分私どももわかるわけでございまして、全体のそういう政府関係金融機関の金利体系の中で、特別の異例ともいふ低い金利を適用したというものが、

今回の五％及び五・三％の金利だということ御理解いただきたいと思います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは、金利というのは横並びというのがあるもので、

○市川正一君 非鉄の二・二……

○国務大臣(渡辺美智雄君) いやいや、横並び。大きな例えは住宅とかなんかなんて横並びがあるんですよ。そこで、〇・五反に下げるといふことになりまして、そのものだけ下げるといふわけにいきませんので、それは何千億円という金のやつを下げますから、予算措置が必要になつてきます。そういうような関係で、非鉄金属の方は特別に予算がついていてやうが、金額が、金額が、ちっちゃい、そういうのはです。今、金額が、非常に大きな金額になるものから、今度はさらに金融事情が変わつて、また金利を下げるといふような事態にもしなければ、なればですよ、そのときにはその状況に応じて考えていきたいと思います。

○市川正一君 時間があつたら、私この問題を少しやりたかつたんですが、そういうふうにおつちやつていた一方では、例えば二月二十六日に、輸出関連中小企業への低利融資などの緊急対策を、アメリカがガット違反だと文句をつけてきた、いちゃもんつけてきた、これに対する弁明資料を発表されているんですが、それによりまして、例えば融資規模の三千億というのは、中小企業向けの事業用資金融資高全体のわずか〇・一七％にしかすぎない。貸付限度額六千万円は、平均的中小企業の数カ月の資金繰りを賄う程度の規模にしかすぎません。あるいは融資対象中小企業は一萬ないし三万で、全中小製造業の一・三八ないし四・一四％にしかすぎませんというふうに、アメリカ向けにはいかにもこれはもう大したことないんだと。

このことを報道した新聞によれば、「円高にもなう中小企業への悪影響を極力回避することが今回の緊急融資の狙いのはず。それが、こんなわ

ずかな政策効果しか望めないのなら、政策として意味がないのでは、と思えるほど徹底した逆宣伝ぶり。」と、こう皮肉つていらっしゃるんですね。

私はこの問題自身、もう少し今度時間をかけてゆつくりやりますから、そのときにひとつ、中小企業庁長官、心得て臨んでほしいんですが、私はこれはやっぱりアメリカ向けに言っていることが本音であつて、国民向けには見えなことをいっている、この新聞によれば、「いつもなら針小棒大ともいえる大げさな宣伝が得意な通産省、中小企業庁が」と、こういうふうなま言を言われているんです。私は、この問題はぜひ検討したいというところを、今の大臣答弁をきょうの新しい討論の出发点にしながら、次回にひとつやらせていただきます、こう思うわけでありまして、私、時間の関係で、中小企業の一分野でもある木材業界の問題に関連して質問を進めざるを得ないんであります。木下さん、次の機会をひとつよろしく願ひします。

けさの新聞報道によりますと、フィリピン政府は、木材輸出の全面禁止の方針を明らかにしたと言つております。先日、フィリピンの木材密輸の問題で、日本の商社がこれに関係していたということが明らかにされております。この問題は、日本の木材関連の中小企業、さらには我が国の林業経営にもかかわる問題なのでありますので、ただしたいんであります。

実は、私は三年前の一九八三年三月二十三日の本委員会での問題をとり上げ、その際にただした疑惑が、今度はフィリピン側の調査でも明るみに出され、当時の疑惑が根拠のあるものであることを証明したものだと思つておりますが、ここ数年間におけるフィリピンとの木材貿易において、フィリピンから日本向け丸太の輸出数量と、日本のフィリピンからの丸太の輸入数量との間に相当の乖離があると思つてすけれども、外務省でも林野庁でも結構でありますから、御答弁を承りたいと思ひます。

○説明員(小林秀明君) お答えいたします。

過去五年間、一九八〇年以降のフィリピン側の統計によりますフィリピン側が提起するところの丸太の対日輸出統計でございすけれども、一九八〇年は五十五万立方メートル、それから一九八一年は四十八万立方メートル、一九八二年は五十五万立方メートル、一九八三年は四十八万立方メートル、一九八四年は六十一万立方メートルということでございす。

○市川正一君 日本。輸入の方。

○説明員(小林秀明君) これは日本側の通関統計と承知しておりますが、一九八〇年につきましては百十七万立方メートル、それから八一年につきましては百四十七万立方メートル、八二年につきましては百四十五万立方メートル、それから八三年につきましては七十一万立方メートル、それから八四年につきましては百一十一万立方メートルというふうに承知いたしております。

○市川正一君 私どもの調査でも、今の外務省のお答えと大体匹敵しておりますが、それを比率的に見ると八〇年が二・三四倍、八一年が三・〇六倍、八二年が二・六四倍、八三年が一・四八倍、八四年が一・六六倍というふうに、いずれもそのギャップというか、乖離があるわけであります。なぜこんなに食い違いがあるのか、それをどう見ていらつしやるのか。どちらからでも結構ですが、解明していただきたい。林野庁の方がいいんじゃないですか。

○説明員(脇元裕嗣君) 丸太の我が国への輸入につきましては完全に自由化をされております、御承知のとおりでございますが、つまりフィリピン側の輸出業者が生産、販売するものを我が国の輸入業者が買付ける、こういう格好で行っております。一方、輸出につきましては、フィリピン国内におきまして適切な手続を経て輸出されているものと承知しておりますが、現段階で私どもとしてフィリピンの現実的な輸出の形態、承知しておりませんので、具体的にはよく承知をしております。

ただ、丸太の輸入の手続に関して申し上げます。

と、丸太が我が国の港灣に到着後、輸入業者によって再検査された上で税関に申告することになっておりますし、また一方で港灣施設の使用等を要するために密輸入があるというところは考えられないと思ひます。我が国の法令上は、丸太の輸入業者におきましては、品名と再検査に基づきます数量等を記入した輸入申告書を提出することになつておりますが、その際には相手国の輸出業者の発行する貨物の品名、数量等を記入した仕入れ書を添付することになっておりまして、これに基づいて輸入をしております。

したがって、以上のように我が国の木材輸入につきましては、我が国の法令に従って適切に行われていると考えておりまして、林野庁としては今後とも木材貿易が適切に行われるよう対処してまいりたい。しかしながら、今のお話のように、我が国の通関統計上の輸入数量と、今外務省からお話のありましたフィリピン側における輸出数量との差が何に起因するものかということについては、私ども現段階でわかりません。

○市川正一君 わからぬならわからぬで責任ある答弁をすればいいんで、長々と時間とって何ですか。それで、結果わからぬという、そんなふざけた答弁しないで。

外務省に伺いますけれども、フィリピン政府が八二年から八三年にかけて、この食い違いについて調査団を派遣したという公電が入つてきた、しかし我が国の方が積極的な調査協力をしなかつたということとを前回の質問のときに私は明らかにしたんですが、それ以来の三年間に、フィリピン政府から我が国に対して何らかの協力要請はございましたか。

○説明員(小林秀明君) 御質問の件につきまして、フィリピン側よりは、昨年来、我が国のフィリピンよりの丸太の輸入量についての情報の入手につき、我が方の協力を得たいという要請はございました。それで、既に我が方より、我が国の通関統計に基づきましてフィリピンよりの丸太の輸入量をフィリピン側に伝えてございす。

○市川正一君 結局、フィリピン側からもこの問題を解明したいということとで正式に申し入れがあったんだけれども、日本の政府の方は今日まで何も積極的にはやっていないんで。

そこで、なぜこういう食い違いが出るのか調べてみたのでありますが、わかりやすく話を進めるために、委員長の御了解を得まして資料をお配りし、それに基づいて説明をいたしたいのでありますが、お許しを願いたいと思ひます。

○委員長(下条進一郎君) よろしいです。

(資料配付)

○市川正一君 この図の向かって右の上にある日本木材輸入業者、例えばここに日商岩井、三井物産、伊藤忠などと書いておきました、これが香港にある自分の会社の支店に木材を、例えばここに三万立方メートルというふうにしておきました、この買付けを指示します。この間は本店と支店の間の取引になります。次にその日本商社の香港支店は、香港にあるスイッチャー、仲介業と申しますが、仲介人といひますか、三万立方メートルの契約をそれと結びます。そのスイッチャーは、フィリピン国内の木材の伐採権とか輸出枠を持っているブローカーとまず一立方メートルの契約を結ぶ。しかし、これには裏契約があつて、三万立方メートルを積み込むことになっておりますし、代金の決済もその三万立方メートルということに相なっております。

ブローカーは、フィリピン政府から一立方メートルの輸出許可を取り、フィリピン税関に提出します。その際に、フィリピン税関を買収して、実際は三万立方メートルを船積みし、書類もちゃんと三万立方メートルにかえるんです。そして、三万立方メートルの木材はフィリピンから日本へ直行し、陸揚げされる。日本の通関実績は、書類もちゃんと整つておるわけですから、三万立方メートルに相なるわけでありす。

一方、代金はどうかというと、日本商社の香港支店からスイッチャーに三万立方メートルを支払います。スイッチャーはブローカーに三万立方メートルの代金を支払うんですが、フィリピン向けには一立方メートルだけしか送金いたしません。残りの二万立方

米分は、ブローカーの指示に従つて香港なりその他の第三国の銀行の隠し口座に振り込みます。かくて、フィリピンでは一立方メートル輸出をし、一立方メートルの入金で決済完了です。日本の方も、三万立方メートル輸入し、三万立方メートル支払つて決済完了であります。こうして、この仕組みの中で浮かされた分、今のこの例で申しますと、二万立方メートルの中からマルコス前フィリピン大統領に政治献金がなされ、不正蓄財の一部になる。こういう、いわば疑獄が今日報道されているところであります。

この点について、業界筋は、日本側が密輸と知りながら買つていたというのは一方的な言い方であり、盛んに弁明をいたしておりますが、こういうからくりは、常識から言うても知らずにできるものではありません。また、双方の合意なくしてはできません。ですから、その事実を私は関係者から確認しているところであります。証言もありま

す。私は、林野庁がこういうことを全く知らぬでさっきのような答弁をなさつたのかどうか、もう一度責任ある答弁を伺いたいと思ひます。

○説明員(脇元裕嗣君) ただいま先生がお配りの、この資料を見させていただいたわけであります。輸入商社の集まりであります木材輸入協会というのがございすが、こことも常々私ども連携をとつておりますが、輸入協会におきましても、個別の商社の輸入のシステムについて詳しく承知していないということもございすが、私どもも、こういう形態がなされているということについては、実は林野庁として承知はしております。○市川正一君 そうしたら、これを一遍洗つてくれませんか、今大きな国際的な、社会的な問題になつていふんですから。

○説明員(脇元裕嗣君) 先生御指摘のように、関係業界とも連携をとりまして、調査をいたしたいと思ひます。○市川正一君 権威を持ってやってくださいよ。向こうの言いなりに聞いておつたらあきまへんよ。

そこで伺いますが、この当時、フィリピンはどのような林業政策や原木の輸出政策をとっていたか、外務省、林野庁、どちらでもわかっておられたら聞かせてください。

○説明員(小林秀明君) 簡単に申し上げますと、八二年五月以前は、丸太の輸出量をフィリピン政府は会社別に割り当てていたわけでございます。八二年の五月に丸太の全面禁輸という政策がとられました。八二年の七月には一部、条件つきでございまして、丸太の全面禁輸という措置は解除されております。八五年、去年の七月以降は、前年度の製材、製品の輸出量と同等の丸太輸出を認めるという政策をとってきておると承知しております。

○市川正一君 フィリピンの木材資源は、今、外務省からもあったように、こういう日本の商社によるフィリピン木材の乱伐あるいは密輸出の補助もあって、荒れほうだいなようになっております。さすのマルコス政権も、森林資源の保全と付加価値を高める輸出という立場から、一定の規制措置をとらざるを得なかったものであります。そして同時に、我が国も、経済協力の一環としてこういうフィリピンの森林資源保全のためにいろいろ協力をするという措置をとっております。

ところが、他方では、それを内部から突き崩すような今紹介したようなやり方、手口で密輸入を遂行する。同時に、そういうフィリピン木材を初めとした輸入木材の影響で、我が国の林業経営と木材関係の中小業者を危機的状態に追い込んでいます。これは、さきに発表された一九八五年の林業白書でも、日本の森林が荒廃し、そしてまた林業が危機にあるというところを指摘しているじゃないですか、林野庁。そうでしょう。そうなりまして、私は、こういう商社の活動の実態をよく調査し、そして横暴な企業活動を是正させる指導が今非常に重要になってきていると思うのであります。

本日の報道によりまして、フィリピン政府は、この問題で合同特別調査委員会を設置し、日本の

業者が密輸にかかわっていたかどうかという調査の対象を明らかにしております。したがって、これは外交問題にも発展しかねない大きな問題であります。

外務省に伺いたいのではあります。独自にこの実態を調査して、そしてまた企業活動のあり方を是正させる必要があると思うのであります。その見解をしっかりと承りたいと思います。

○説明員(小林秀明君) 外務省といたしまして、フィリピンからの原木の輸入に際して密輸等のうわさがあるということについては注目してきておりまして、ただいまの委員の資料に基づく御説明を参考にさせていただきたいと思っております。本件は、基本的にはフィリピン側の問題かと思っております。今のところ、委員御承知のとおり、フィリピン側より日本政府に対して特段の調査等の具体的な要請がまいていないわけでございまして、けれども、我が国といたしましては、今後仮にフィリピン政府から何らかの協力要請というものがある場合には、これがなされた段階で具体的な要請の内容を踏まえまして、いかなる協力が可能かということを検討していきたいと思っております。

○市川正一君 ぜひ嚴重な調査をお願いします。最後に、時間の範囲でもう一つフィリピン関係の問題について伺いますが、林野庁お引き取り願って結構です。しっかりとやってください。

マルコス文書では、東陽通商がフィリピン沿岸警備隊のLST、揚陸艇とも申ししますが、その軍用艦船の修理を受注し、一五%のリベートをマルコス側近に支払ったとされております。先日ちょっと聞いたしました資料に出ております。

ここで問題にいたしましたのは、このLSTが米軍から自衛隊に供与され、自衛隊が使用していたものが含まれていたということでありまして、しかも、このLST等の船舶はフィリピン海軍、ネービー直属の沿岸警備隊船舶、すなわち軍用として使用されていたという事実であります。

通産省に伺いますが、一つは、自衛隊がかつて

使用していたLST等の船舶は、民生用としてフィリピンに送られたのか、軍用として送られたのか、どうだったのか。もう一つは、東陽通商の関係者は、米軍艦と日本艦と両方あったと証言をいたしております。艦の移しかえは行われたのか。それはどういう経過であったのか。二点についてまず伺います。

○政府委員(杉山弘君) 二点のお尋ねがございました。

軍用として出したのか、それとも汎用のものとして出したのか、こういうことでございまして、本件につきましては省内の内規によりまして文書の保存期間が既に経過いたしておりますので、私もフィリピンに調査いたしました四借款の問題とは直接関連のない件ではございますが、お尋ねの武器輸出三原則等との絡みもございまして、この点については関心を持っていろいろ調査を進めておりますが、まだ必ずしも詳細を十分把握し切っておりません。

第二点でお尋ねのございました、東陽通商が日本船舶と、それからアメリカ船舶と両方あったと、こういうようなお話でございまして、これについても事実関係の確認がまだ相済みませんが、これが、自衛隊が使用をいたしてございましたものが、不要になりました際に、これを米軍に返還するということが決まりました。これは日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定、MDA協定ではつきりと書かれておりますので、自衛隊が使用してございましたものが不要になった段階では、日本政府から米政府に返還の申し出が当然されていくものというふうには考えますが、この時点で船舶がいずれにあつたかということの事実の確認はまだいたしてございません。

○市川正一君 私はいづれにしても、かつて自衛隊が使用していた軍艦がフィリピンで軍用に使用されていた、ネービーに。しかもその船を日本の民間会社が修理したということが今明らかになってきたので、その修理内容が武器輸出三原則に触れないのか触れているのかという問題が浮上せざるを得ないのです。私は、通産省は資料がもうないとおっしゃるけれども、大事な問題なのでこのLST等の船舶修理が武器輸出三原則に抵触しないのかどうかということについて、修理申請された船名と、あるいは修理内容というものを調べらるかにすべきであると思っております。御調査願いますか。

○政府委員(杉山弘君) ただいまも申し上げましたように、私もこの問題について関心を持っています。いろいろ調べておるところでございまして、い

かんせん、かなり年数も経過していることでございまして、調査をいたしましても限界はあろうかと思っておりますが、できるだけ努力はいたしたいと思っております。

○市川正一君 例えば東陽通商、それから実際にこれを修理したのは住友重工と佐世保重工などあります。また防衛庁も絡んでいるわけでありまして、そういうところから事情を聞いていただきたいと思うんですが、そういう努力をなさいますか。

○政府委員(杉山弘君) 御指摘のありましたような方面からの事情聴取を初めとして、できるだけ努力はしてみたいと思っております。

○市川正一君 時間が参りましたので、最後の質問であります。もうしますと、この東陽通商が、修理の際に一五%の高額のリベートをマルコス側近に支払うということ、当時の手続として日本政府がこれを認めたということになっているのであります。

そうしますと、結果的にはそういう一五%というリベートを政府が公認をしたという極めて重大な問題も含まれております。通産省は、当時の資料がもはやないというふうなことで事をあいまにするのじゃないに、やっぱりこの点はしっかりと必要があると思うんです。ですから重ねて厳重に調査して責任ある報告を提出されることを求めまして、私の質問を終わりたいと思っております。

○政府委員(村岡茂生君) ただいまの船舶の修理に関連いたしまして一五%の手数料を通産省が許

可したと、そのような新聞報道がございまして、そのような御質問があったわけでございしますが、私どもの局の調べによりますと、船舶修理に伴いますコミッションの支払いは通産省の権限ではございせん。かつまた、その当時、支払いは自由化されておりました。したがって、その新聞の記事は誤りと考えております。

○市川正一君 この点はやりとりいたしません。大蔵省が絡んでくると、そして当時のいわゆる貿易管理令との関連があるという事は承知しております。

したがって、通産省というふうに私は申しましたか。政府というふうには言わなかったですか。〔言わなかった〕と呼ぶ者あり。言わなかった。それじゃその点は、政府というふうに広く訂正をいたします。通産省という名指しは謹んで訂正をいたしまして、これで私の質問を終わります。

○井上計君 法案の質疑に入る前に、大臣にお伺いをいたしたいことがあります。

けさはど来、燃糸工連にまつわる不祥事件等についての同僚議員からいろいろと質疑がなされております。

〔委員長退席、理事前田勲男君着席〕

既に御承知のように、私どもとしては、我が党の同僚議員のこゝとして大きく昨日から新聞あるいはニュース等で報道されておりました。大変なショックを受けておるわけであります。

そこで、けさほどの梶原議員の質問に対して、梶原議員が御界までついに波及したと、これについて大臣はどうお考えであるかというふうな趣旨の質問をなされました。そこで大臣の御答弁、私記録したのでありますが、間違ひなからうと思ひますが、明らかに大臣は、政治倫理が叫ばれている折からまことに遺憾に思ひますと、こういうふうな御答弁をされたと思ひます。私は大臣の言葉じりをつかまえて食いつくわけじゃありませんけれども、この大臣の御答弁を聞きますと、考えよ

れているようないわば被疑事実があったと、このように実はお考えになつてのこういうふうな御答弁だとすると、いさか大臣にお尋ねを申し上げたい、こういうことではあります。

私どもとしては、昨日大変なショックを受けておりました。したがって、本人から我々、昨晩も、またけさいろいろと実情を実は聞きました。本人の釈明も聞きました。どうしても合点がいかぬことがあります。

といひますのは、おとつきの夕方ごろ地検特捜部から電話があつて、極秘でお会いをして事情聴取をいたしたい、あしたの御都合のいい時間に来てほしいという連絡があつたのであります。そこで、おとつきの夕方ごろでありますから、あした、すなわち昨日の時間を約束したものであります。向こうの方では、こちらから行くといひるゝと周囲に漏れて目立つといひないもので、こちらは方に来てほしいといひることであつたので、実は行くことを決めたのであります。ところが既に、一昨日の晩、報道陣からの問い合わせがあり、昨日、朝七時過ぎに宿舎を出ましたら、報道陣の車がもう数台並んでおつて、彼が出たところ、直ちに報道陣がおりてきて、地下鉄に乗るまでずっとカメラで写真を撮り続けたといひること、これが第一点。

したがって、我々は昨日の午前の段階では全く知らなかつたわけであります。彼が地検特捜部に行きまして事情聴取を受けて、いろいろと率直に彼は説明したものであります。また後日を約束して、帰りに乗った車の中でラジオのニュースを聞いたら、ついに政界に波及と、こう言われたので、だれであらうかと思つて聞き耳を立てたら、実は自分のことを言われてびっくりした。同時に、既に家宅捜索が議員会館等始まつておるといふことで、全くびっくり仰天したといふことを彼は言つておるのであります。

この問題については、大臣の御答弁と違ひますが、もうそれ以上は言ひませんけれども、我々は、そういうふうないささつから見て、現時点に

おいては本人の潔白を私は信じております。本人もまた、天地神明に誓つてこのように言つておるわけでありまして、現在新聞報道、ニュース等によつて、明らかに金銭授受があつて、すなわち全くの不祥事件であるといふこと報道については、私どもとしては大変な不満と疑義を持つておるわけであります。

したがって、大臣の先ほどの御答弁のように、政治倫理が叫ばれておる折から大変遺憾に思ひますという御答弁は、新聞報道等によつて本人が明らかに金銭授受を行つておる、したがつてそういうふうな、言われておるような事実がある、こういうお考えでおつたといふことと御訂正を願ひなうてはいかぬ、こう思ひます。言葉じりをつかまえるわけではありせんけれども、そのことをまずひとつ大臣にお伺ひをしたいと思います。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 私は、事実関係は一切調査をいたしておりますからわかりません。わかりませんが、政界全体にそのようなうわさとかその他もあるといふことについて、一般論として、そういうふうなことはない方がよいといふような意味で申し上げたんですが、それが個別の案件と重なるといふような誤解を与えたとすれば、それは取り消させていただきます。

○井上計君 ありがとうございます。

大臣、どうか中座をしていただいて結構であります。

それでは法案の質疑に入ります。

既に、けさほど来同僚議員からも詳細な質疑が行われておりますから短縮をして、重複するものを省略して、特に私が感じております点を二、三点お伺ひをいたしたい、こう思ひます。

対して、現在の中小企業者の、言へば情報というものに対する認識あるいは知識の程度が、果たして十分これらのものを活用できるかどうかといふことについては、やはり私は大きな不安を持つておるということであるわけであります。そこで、いろいろと教育等についても、先ほど御答弁もありましたからもう省略しますが、何といつても、機械、特にコンピューター等々の情報機器にまず頭より先に体がなじんでいけるような、そういうふうな教育といふものがや

つぱり絶対必要だ、こう思ひますから、杉山局長が同僚議員への答弁で、小学校教育等いろいろおつしやつておられました。が、ぜひそういうふうな面を通産省としても積極的に文部省に強くお申し入れをいたしたい、そういうふうなことをお願いしたい、これが第一点。

それから問題は、中小企業等については、現在いる従業員の中で、どうしても企業内で配置転換をしてそういうふうな技術者を持つていかなければ、雇用の問題があるわけです。新しい技術者をどんどん入れれば、では要らなくなった社員、従業員をどうするかという問題、これは重要な問題なんです。ですから、現在いる従業員をそのような技術者に養成するための方法を、これは特に細部にわたつて考えていかなくちゃいかぬ、こう思ひます。

これは、直接各地域にできる情報センター等々によつてそういうふうなものが、具体的に細部にわたつての教育はなかなか困難だと思ひますけれども、そこで、業界と連絡して、業界の中でそういうふうな技術者への転換をするような教育を業界が独自でやれるような、そういうふうな制度、指導をひとつお願いできないものであらうか。教育の問題についてそのようなことを希望し、お尋ねをするわけであります。まず、これをひとつお願いいたします。

○政府委員(杉山弘君) 学校教育課程におきますコンピューターの導入問題等、体がコンピューターになれるようなことを考えたいかがか、こ

ういう御指摘でございます。

よく言われることでございますが、昔は、読み書きそろばんと言ったようにございまして、最近ではもうそろばんのかわりにパソコンということになるようにございまして、私ももうできるだけ、国民各層が余り異和感なくコンピュータに接していただけるということがこれからの高度情報化社会にとっては必要なんではなからうか、そのためには、どうしてもやっぱり感受性の鋭い学校教育課程からこういったものになれ親しんでいただくことが必要ではないか、こう考えております。

学校教育課程におきましては、日本は小学校では一足らず、これに対して米国ではもう八〇%強が導入されている、こういうような状況でございまして、ハードウェアの導入問題については文部省の方の御努力をお願いせざるを得ないわけでございまして、私もその方としてできるだけこういう問題についてはお手伝いをしたいということでございます。文部省と一緒になりまして近くこのための財団法人をつくっていきなさいと考えているわけでございまして。名称は、仮称でございまして、コンピュータ教育開発センターとでも名づけようかと思っております。

この財団法人におきましては、教育用のコンピュータシステムにつきましても標準的な仕様をつくりましますと、さらにCAIシステムを高度化していくための技術開発の問題についてやっています。さらにはコンピュータ教育の普及、啓蒙、実態調査といったようなことをやりまして、学校教育課程からのコンピュータ教育のあり方の問題についてぜひ力をかしていただきたいということで設立を急いでおりまして、できましたら六月にでもスタートをしたいと考えているところでございます。

○井上計君 そのような教育を、ぜひそういう面で実施されることが大いに期待できると、こう思っています。

が、印刷業界で、今から約十年あるいは十五年ほど前まではいろんな、文字どおりタイプをほとんど使っておった。したがって、タイプを使う従業員が非常に多かったわけですね。ところが現在、タイプというものはほとんど使われておりません。そういう従業員をどこに転換したかということ、コンピュータによる文字組み版機というものに全部転換したわけですね。それは全部企業内、それからメーカー等々とタイアップした企業内訓練でやったわけですね。

ですから、私は今後、コンピュータの使用等について、やはり国が、今おっしゃったような教育開発センターもできる、あるいはまた地域の情報センター等々、これらのもので教育をするわけでありまして、そういう教育だけでは急速に進む情報化、情報機器の普及というのになかなか対応できないんじゃないか、こういうことを懸念するものですから、そういう面もひとつお考えいただきたい。言えればそれだけの企業が、企業内で、国の指導を受けながら、自主的にそういうような職場内の転換による技術者養成ができるような、そういう制度を今後運用の中でぜひお考えをいただきたい、これはひとつ要望しておきます。

それから、やはりこれも同僚議員からお話が午前にあったと思えますけれども、ことしから実施されている人材派遣業の登録であります。これについては、今後コンピュータの技術者等が人材派遣業の中にならぬウエートを占めるであろうというふうに私も思っておりますが、現在、労働省の人材派遣業の認可といいますが、等々かなり厳しいんですね。したがって、中小企業が必要とする人材、特にコンピュータ関係の人材は、現在の人材派遣業では実際はどうであらうかと、当初からそう思っておりますけれども、したがって、この人材派遣業法について、やはり実態的に、中小企業が派遣を受けることができるような、そういう面についてもこれは通産省としてもお考えいただきたい、労働省にもまた十分御協議いただく必要があるんじゃないか、こう思います。これは要望であります。

は要望であります。

それから次に、先ほどこれまた話がありました。コンピュータといえれば高いものの、全く難しいものというふうな固定観念がありますから、なかなかなじめない、入り込めないというのが大体ほとんどの中小企業であらうと、こう思っています。特に商店なんかはそういうふうな傾向が強いと思いますが、言えればファックスにしても、一種の情報機器なんですから、そういうものからでも入っていくことがこれまた高度なコンピュータ等になじむ、先ほど申し上げました体でます入っていく一つの手段、方法であらうと、こう思っています。

だからリース等々によつて、資金助成の中でファックス等についても何らかの助成ができるような方法をも今後考えていくことが、やはり言えればコンピュータ化、そういうふうな情報化を進めるために効果があるんじゃないかというふうにも考えております。

それから、ついでにもう一つですから申し上げます。まず私は、中小企業等に対してはなかなか個々にといつてもそう容易なことでは入れません。そこで、それぞれ地域にありましますところの商工組合あるいは協同組合等々と、それらのものと連携をして地域ごとどこかにやっぱりそういうふうな、何といひますか、中小企業の集約的な共同事業による情報センターのようなもの、モデルをつまず早急につくつてもらおう。そうすると、モデルがあれば、それを見れば、あつという事で人がふえてくる、参加者がふえてくるというふうなことがあるわけですね。また、また論より証拠で、一つ形をつくつて、百聞は一見にしかずという事で、実際にそれを見ることが、情報化に対するというふうなものをやることによつて実地教育と、実地教育を進めていくために、特に中小企業として重要、必要だと、こう考えますが、そのようなモデル設定も今後の指導等の中でお考えがあるかどうか。

あれこれ申し上げましたけれども、まとめて幾つかお伺いをして、時間を短縮する意味で私の質問は以上で終わりますので、御答弁よろしくお願いをいたします。

○政府委員(杉山弘君) 三点お尋ねがございましたが、人材派遣業法の問題、それからファックス等のリースによる供給の問題について私の方からお答えを申し上げます。

まず、人材派遣業法に基づきます情報処理関係の利用者の規制でございまして、これはもう届け出だけで人材派遣ができるということになっております。したがって、新法施行後、私も特別な問題を承知いたしておりますけれども、もし何か問題がありますようでしたら、私もその方、労働省と十分連絡をとつてこの問題の処理に当たつてまいりたいと思っておりますので、お聞かせをいただきたいと思っております。

それから、人材派遣問題といひますのは、現在情報処理関係では約二〇%ぐらいがそういう派遣形態をとつておられるようでございますが、長期的な問題として考えますと、私も、こういう派遣の形をいつまでも続けるということが果たしていいのかどうかという点については問題を感しております。まして、むしろ、最終的にはこの法律の適用を受けなくても正規の委託形式で十分処理できるようになつていくということが、今後の情報処理業のステータスの確立のために必要ではないか、そういうことで業界の指導に当たつてまいりたいと考えているところでございます。

それから、ファックス等コンピュータに似たような機械類について、リースでの普及等を考えるというところが、コンピュータに対してなれ親しむという観点からも必要ではないか、こういうお話でございまして、リースの問題につきましまして、通産省も幾つかが制度を持っております。御案内の機械保険もその一つでございまして、それから情報処理業に対してIPAが債務保証をやっておりますが、その対象にもなり得ると思っております。機械保険の方につきましては、私、今断定的に申

し上げることはできませんが、おおよそ情報関係の機械は入っているはずでございますので、多分そういう面ではやっておるはずでございますけれども、もし対象になってないようなことでもございましたら、これは改めて勉強させていただきます、かように思っております。

○政府委員(木下博生君) 中小企業分野でコンピュータの利用が広がっておりますのは、今先生御指摘のように、結局、何か可能性はある機械だとは思いますが、なかなか使えないと、わからないという、中小企業者にとってなかなか難しい機械だという感じがするに、そういう問題が起きているのだらうと思っております。

そのような汎用のコンピュータでございます、確かにコンピュータソフトなればただの箱と言われるように、ソフトがちゃんとしていなくちゃいけないし、そのソフトについての知識がないと何にも使えないことになるわけですが、専用のものでございます、ただいま先生御指摘のように、印刷の機械、言ってみれば、これはもうコンピュータと組み合わせるものでございまして、NC工作機械であれば、その中にコンピュータが入っておりますが、最近では女性の従業員でも十分にそれを動かすことができる、それからワープロもコンピュータでございます、これでもだれでも使えるようになっているというところで、割合そういう専用のものであれば相当の人たちが使うような世の中にもなっていると思っております。

今後は、先ほど伏見先生等から御指摘もございましたけれども、汎用のソフトウェアで、それから中小企業が十分にそれを容易に、言ってみればパソコンみたいな形で使えるような形になってくれば、これはどんな人でも使えるようになっているわけでございます、人材の養成あるいは使ひ方の勉強ということと同時に、そういうソフトの開発あるいは機器の開発等でも、十分サプライヤー側の方でも勉強を今後もしていただきたいというふうに考えております。

現実には、中小企業でも既にうまくコンピュータを使っている分野がございます、中小のスーパーでも、POSシステムを入れて非常に有効にそれを使っているという例もありますので、むしろ今後は、そういう実際にうまく使っている商店街あるいは組合と、そういうものをほかの人たちが十分に勉強するということの形のものも必要になってくるのだらうと思っております。

それで、中小企業庁といたしましては、そういう意味で、中小企業の情報化を進めるに当たりましては、できるだけ限りそういう組合ベースあるいは商工会ベース、商工会議所ベース、そういう中小企業の一つの組織の中でうまくみんなが勉強し、使えるようなものをモデルにつくっていくというようにすることに対していろいろと助成をしていきたいというふうに考えておりますので、そういう面から私どもとしては情報化を進めていきたいと思っております。

○本平八郎君 また例によつて、私今回は質問をいろいろ七項目ぐらゐ用意したんですけれども、ほとんど全部言い尽くされてしまったので、それからこの法案の内容については、けさ方からもう皆、各委員からいろいろと細かいところまで突っ込まれておりますので、私はこの法案には賛成です、今後の対応の仕方という点から、せっかく時間を五十分初めていただきましたので、少し使わしていただきたいと思っております。

それで初めに、私非常に勉強不足で申しわけないので、二、三のことをちょっと教えていただきたいと思つてますが、まず、地域情報センターでいろいろコンサルタント、それから相談、指導に乗っておられますが、それは無料で全部やっておられるのかどうか、まずお聞きしたいんですが。

○政府委員(遠山仁人君) 中小企業地域情報センターは、公益法人でございます、その中には社団法人、それから財団法人とありまして、財団法人の方が数が多いわけでございます。中小企業地域情報センターは、そこと結びます中小企業事業団のデータベース、そこからの情報提供もいたし

ておりまして、中小企業者に対して情報提供をいたしておりますが、そういう情報提供は社団法人の場合でも広く海外に対しても提供しておるわけでございます、そういう情報提供は原則として無料でございます。

○本平八郎君 それからまた、ちょっと飛び飛びになって申しわけないんですけれども、IPAは今現在自分で相当プログラムを開発なさつていますね。私は、むしろIPAは、民間のいろいろのところが開発したソフトを買い上げて、そしてそれをユーザーに有料で貸す。ということは、ユーザーに使ってもらえないようなソフトを買い上げた、これはもう購買の失敗ですからね。そういうシステムはとれないかどうか、ちょっとお伺いしたいんですが。

○政府委員(杉山弘君) IPAの汎用ソフトウェアの開発につきましては、IPAみずから開発するという格好はとっておりませんで、民間に委託開発をするという形をとっております。

(理事前田勲男君退席、委員長着席)
委託開発をいたします際の手続といたしましては、ソフトウェア業者からどういうプログラムの開発を希望するかという希望をとりまして、学識経験者から成る審査委員会での適否につきまして意見を求めまして、適当と思われるものについてIPAとして正式に応募をしてきたソフトウェア業者に委託開発をお願いをする、こういうシステムをとっておりますので、現状はほぼ先生御指摘のような状況になっているのではないかと考える次第でございます。

○本平八郎君 もちろんそういうことをこのなにかうかがえるんですけれども、今まではそれでもいいと思つておるんですけれども、これだけ財政が厳しくなつてきて、政府は金がなくなつてきていますから、できるだけこういうIPAのようなところも独立採算に持たせていった方が、指導した方がいいんじゃないかということが一つです。それからやはり国家的な見地から必要な、有用なソフトを開発しろと、こういいますと、私の

IPAはよく知りませんが、会社のEDP部門でも、自分の好きなプログラムを非常に一生懸命開発するんですね。それで、実際は立派なものではあるけれども、全然営業では役に立たないというものが開発されかねないんです。したがって、今後のIPAのあり方としては、やっぱり開発したらユーザーに使ってもらえる、どんなに使ってもらえるようなものを目指すべきである、私はそう思つておるんですけれども、しかし政府として考えた場合には、学問的といいますか、技術的といいますか、そういう見地から、余り売れなくてもIPAにやらせるといふような要素があるかどうかお伺いしたいんですが。

○政府委員(杉山弘君) IPAの汎用プログラム開発事業につきましては、二つねらいがございます、一つは、ソフトウェア業者が技術的に極めて弱いという観点から、何とか高度の汎用プログラムの開発をやることを通じてソフトウェア業者の技術のレベルアップをしていこうというねらいが一つございますし、もう一つは市場性と申しますが、なるべく広いユーザーに使っていただけるようなものを開発しよう。従来どちらかといいますと、二つのねらいのうち、技術性の方に重点を置いて私どもはやってきたように感じております。

採算性については、努力はしておりますが、これまでのところ、まだ単年度で収支採算がとれる状況には残念ながらありません。これから、おっしゃるような状況でございますので、むしろ市場性のあるものを開発をしていくということにスタンスの重心を置きましてやっています、そういう結果として、私どもの見通しでは、これから十年ぐらいたちましたら単年度での収支採算はとれるようにぜひしたい、十五年ぐらいたちましたら、これまでの累積で考えましても何とか収支が黒になるように、そういうところまで持っていきたい、こう考えておるわけでございます。

○本平八郎君 まあ十年、十五年とおっしゃらずに、できるだけ早くやっていただいて、こういう財政の非常に破綻状態がありますと、何をやるにももうきくしやくしやくして、必ずそれにひっかかってきますので、できるだけこういうところにもそういう採算がとれるように努力していただきたいと思ひます。

それで、次に木下長官にまたお伺ひしたいんですがね。ここで中小企業とおっしゃっていますけれども、いつもの質問なんですけれども、いわゆる零細企業といいますが、小規模企業といわゆる中小と、こう分けた場合、この法案の対象はどちらかといえば、どちらにウェイトがあるのかまうお聞きしたいんですが。

○政府委員(照山正夫君) 先生御指摘のように、中小企業、またその中には中小企業並びに小規模企業、零細企業と俗に申しますか、そういうことである規模のものがあるわけでございまして、私どものところの設備近代化で申しますと、これは資金力の乏しい中小企業ということで、どちらかといえば零細企業、俗に言へば零細企業にやや重点を置いて運用することによってやるわけでございまして。

○本平八郎君 そうすると、私らよと、非常に知識がないので申しわけないですけれども、中小企業の方ですね、いわゆる零細を除いた、そちらの方は先ほどのこの説明にありましたように、大企業に比べてコンピューター化されている比率が三十何%とか何かありましたね。あれから見れば大分高いわけですか。大企業にほとんど等しいぐらいコンピューター化されているのかどうか、その辺どうでしょう。

○政府委員(木下博生君) 中小企業にもいろいろの種類があるわけでございますが、比較的規模の大きい中小企業、言ってみれば中企業に当たる企業で、しかも製造業を営んでいる企業の場合には、相当部分がもうコンピューターを使っているというところではないかと思ひます。

このコンピューターの利用状況を見ましても、

特に利用度の低い分野は小売サービス業であるわけでございますが、小売業といひますのは、結局一人、二人の従業員を雇っている零細小売店が大部分でございますので、そういうところはなかなかやっぱりコンピューターは使えないということでございますから、分野的に見ると、そういう零細企業の分野の方がやはりコンピューターを使う度合いが非常に低いということは一般的には言えるだろうと思ひます。

○委員長(下条進一郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、岩本政光君及び守住有信君が委員を辞任され、その補欠として石井道子君及び志村哲良君が選任されました。

○本平八郎君 これは、必ずしも法案とかその説明にあるわけじゃないんですけれども、情報企業が企業の生命を制する時代になったというふうなことがうたわれていまして、これは当然、常識的にはしよつちゅうそういうことが言われるわけですね。それから、あるいはこの説明で、どうしてこういう法案が改めて出てきたかということ、企業競争が激化したとか、需要が多様化しているとか、あるいは需要の高度化とか、経営の効率化を急がなきゃいけないことになったとか、それからあるいは今までどうしてこういうコンピューター化ができなかったかという点では、企業自身が余り必要だとは思っていないとか、あるいは非常に値段が高いので資金負担が大きくてちよつと手に負えないとか、あるいはそれをマネージする人材がいなかったとか、あるいは適当な機器がなかったとか、それからそのリスクが大きいとか、導入のメリットが余り考えられない、情報化の今後の見通しが立たないとか、どういふふうに対応していいかわからぬとか、いろいろこうあったわけですね。

そういうものが新しく出てきたわけですからね、今ここでコンピューター化というのは、ねら

つておられるのは、いわゆる事務処理じゃないかと思うんですけれども、マネジメントサイエンスの管理情報をとるとか、そういうことも少しうかがえるんですが、マーケティングだとか市場情報とか。その点で、今いわれる零細企業とおっしゃいましたけれども、事務処理とそれからMSと二つに分けますと、どちらをねらっておられるんですか。

○政府委員(遠山仁人君) 企業が情報化をいたしますのに、情報化がどういふところにねらいがあるか、こういう御質問かと思ひますが、情報化といふのはいろいろなやり方がございまして、いろいろ業種、業態によつて、それからまた企業の規模等によつても、いろいろ、それをどういふふうにご利用するかといふのは非常に多種多様だと思ひます。

特に中小企業の場合には、その中でどういふ面が中心かという御質問かと思ひますが、大きく分けると、中小企業の場合、情報化をいたしますのに、コンピューター等を利用して事務処理の効率化あるいは生産工程の自動化とか、そういうふうないわゆる企業活動の一部を効率的にやるといふ面がございまして。それから、その次の段階としていふか、それとは違う段階として、情報をよく、うまく活用して、例えば在庫管理を適正にするとか、あるいは生産活動を例えば消費者のニーズに合わせて効率的に行うとか、配送を合理化するとか、そういうふうな問題がございまして。それから、さらにそれを企業経営に高度に役立てるといふ意味で、例えばそういうニーズ情報等を分析して、どういふ方向で生産活動をやったらいいか、あるいは流通、取り扱う商品を決めたらいいか、そういうふうな問題があると思ひます。

中小企業にとりましてはいずれも大事なことでございますが、業種、業態によつていろいろなんですけれども、その中でも特に自動化あるいはOA化とか、そういうところから入っていくのが入りやすいんじゃないかという感じがいたします。

が、ただ、それも中小企業の対応の仕方によつて、さらに情報をいろいろな面で活用していくというところも必要でございまして、私どもとしてはそういうふうないろいろな面で活用できるような方策を考えていきたい、こういうふうにしております。

○本平八郎君 今のお話で、それはもういろいろ、八百屋みたいな何でもかんでもやりたいというには、それは理想論としてはわかるんですが、けれども、実際問題としては、これはむしろ杉山さんの方にお聞きした方がいいのかもしませんけれども、現在、大企業でもほとんど事務処理の範囲を出ていないですね。私、もう会社やめてから三年になりますから、三年間にどう変わったかしりませんけれども、それで、MSなんというものは、いろいろやっていますけれども、本当にそれは社内ですべて利用しているのはなかなかできてない。私はまあ、前に言つてたんですけれども、コンピューターなんというのは巨大なおもちゃで、体裁上各企業は持っているだけで、余り有効に使われていない、事務処理は別ですよ。そういうふうな思ひんですがね。そういう点からいいますと、やっぱり中小企業、あるいは零細企業になりますと、まず事務処理にものコンセンストをレイトすべきじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(木下博生君) 中小企業の場合、確かに事務処理の分野、例えば経理処理とか、そういう分野で非常にコンピューターが有用であるのはもう申すまでもないことでございまして、ただ、流通関係で、最近特に顕著な、いわゆるPOSシステムでございまして、バーコードのついたものをレジスターでそのままとつてやる。その制度は、事務処理を非常に合理化させると同時に、在庫管理も一掃にする、あるいは売れ筋情報をフラッシュチャートやチェーンや何かの場合には、全体をまとめて、どういう商品が今どういふところによく売れているかというふうなところの情報まで一掃

にとりますので、何というんですか、情報処理も一緒にやっているわけでごさいますね。したがって、単にそういう事務処理の分野だけではないくて、その事務処理をやる過程において非常に大量の情報をうまく分析して、それをまた経営活動に当てていくという面も今後出てくるだろうと思っております。

ただ、個々の零細な個人商店が直ちにそういうシステムを一緒に導入できるかどうかという点は非常に難しいところかと思ひます。

○木平八郎君　やはりそこで情報を取ることは簡単にできると思ふんですね。ある意味じゃハードですからね。さつとやればそれ登録されちゃうわけですね。ところが、先ほどありましたように、それを分析してマネージする人材の問題なんです。中小企業というのは、大体社長さんが情報を全部集めて、自分で判断してやっておられるわけですね。余り科学的じゃないかもしれぬけれども、やっておられる。今の情報の問題は、私ある国に長期出張しております、それで日本からやる電報から電話から全部盗聴されて、全部コピーとってあるんですね。ところが、その内部の人に聞いたなら、わあっとするけれども、もう分析するながないんで、テープなんかは古いやつからまた順番に出して、またどどん新しくていくと。とるだけで、コピーはわんざわんざあつて、もうしょうがないから、何カ月かたつとそれを皆捨てていくというふうな情報収集している国もあつたわけですね。

したがって、幾ら情報をとっていても、結局分析して、それを利用する能力がないと、これもいわゆる紙のむだ、製紙会社を喜ばせるだけということになっちゃうわけですね。したがって、私はやはりそこをどういうふうに周りでバックアップしていくか、サポートしていくか、この点を考えないといかぬと思うんですが、その辺はどういうふうにお考えになっていますか。

○政府委員(木下博生君)　確かに、おっしゃるように非常に難しいところでありまして、通産省に

もそういう情報検索システムがありますけれども、使っている人は使っておりますが、全体のコストとして見てどのくらいそれじゃ使っているかという点になると、必ずしもまだ十分ではないという面はあろうかと思ひます。

ただ、先ほど申し上げましたような流通関係でございまして、一つの商店でそういうものを全部処理していくということは実際上不可能でございまして。しかし、例えば薬屋さんのチェーンが、そういう情報でネットワークのチェーンがありまして、薬屋さん同士で自分のところで販売した情報があるセンターに流れていくと、センターでそれを分析して、分析した上で必要な情報をまた加盟者に渡すというふうな仕組みで、うまくやっているとあるわけでごさいます。それは個々の企業者が独立して事業を行ないながら、一種の協同組合みたいな形でやっておるわけでごさいます。

そのときに、自分の店の情報をほかの店に渡すことがプラスかマイナスかという問題がいつも起こってくるわけでごさいます。全体のシステムに入っている人たちの話を聞きますと、むしろ自分のところの情報は競争相手であるほかの薬屋さんに渡しても、お互いにそういう情報交換し合うことが結局みんなのためになるというふうな判断をしているようでごさいます。そういうような形での利用の仕方というのは、難しいですが徐々にふえてくるのではないかと思ひます。

○木平八郎君　それで、やはり中小企業のコンピュータ化していくときに、私なりに考えなさいかぬことがいろいろあると思うんですね。それはまず、大きいことを望みながらですけれども、今ほとんど何にもないという状況なら、とりあえず手近なものから、簡単なものから、やれるものからやっていくということがまず必要だろうと思うんですね。それでその範囲は使いこなしていく、少なくとも買った物と売った物とどれだけもうかっているか。例えばこの商品はいかにも

とか、そういうことが少なくともわかる範囲のこととでやばりやるということが必要なんじゃないかという気がするわけですね。

それから、やはりそういう人手のないところでやるためには、コンピュータも、先ほどのテレビとか電話みたいなもので、理屈も仕組みも何もわからぬけれども、ただボタンを押せばぱつと出てくるというふうなやり方が必要なんじゃないかという気がするわけですね。私はそういうふうなことをやるためには、むしろこの際というか、今後なんですけれども、地域情報センターとかそういったところに、国で大きなコンピュータを置いて置いてやると、そこへ電話線がつながつていて、それでレジならレジにこうやれば、そのまま情報が行ってしまふ。それで後で、夕方あるいは店が閉まってから必要な情報をそこへ入れていって、大きなコンピュータの中に全部入っている、タイムシェアリングで入っているというふうなコンピュータ化が一番いいんじゃないか、共同利用というのがいんじゃないかと思ふんですが、その辺はどういうふうにお考えになっていますか。

○政府委員(遠山仁人君)　中小企業にとりましては、なかなか高度なシステムを利用するわけにはいかないで、とりあえず手近なところから利用できるようにしたらどうか、こういう御指摘だと思います。

私も、昨年、中小企業近代化審議会の分科会におきましておまとめたいただきました報告書でございまして、そういう中でも、中小企業の場合、無理な情報化というのをやりますと、かえって経営上負担になるという場合もあるので十分注意しなければならぬということが指摘されておるところでございまして、そういう点十分考えなければいけないと思ひます。それから情報化を進めます場合にも、先々は高度なシステムを使うにしても、やはりそれも段階的に使っていく必要があるんじゃないか、こういうふうなことも感じているわけでごさいます。

具体的に、地域情報センターで、そういうふうなだれでも使えるような、簡単に使えるようなシステムをつくって、中小企業の情報化をそういう面に進めたいんじゃないか、こういう御指摘でございまして、私も、私どもとしても、できる限りそういうふうな方向で、地域情報センターが、そういう形で具体的に中小企業がなじめるように、例えばOA機器の展示をしまして、それで実際にさわってみてどういうことができるのかということがわかるようなものをやるとか、あるいは共同のデータベースをつくりまして、そういうデータベースを利用しますとこういうことがわかるのだというふうに知っていただく、そういうことが必要なんじゃないかと思ひまして、そういう方向で活動をしていただくことを期待しているわけでごさいます。私どもとしてもその方向で推進したいと思っております。

○木平八郎君　やはり私はその物の考え方、中小企業の人々がユーザーであつて自分で使うということは、もちろん気持ちとしてはそれは必要なんですけれども、形としてはその人たちはもうスッチを押すだけ、あるいは必要なものを機械的にインプットするだけということにして、あとは、大きなコンピュータが全部動いている、そして必要な情報が入っていますから、そこからアウトプットされたものを地域情報センターのエンジニアなりコンサルタントが見て、あなたのところはどうか在庫の期間が長いとか、あなたのところはどうか平均の仕入れが悪いとか、いろいろなことをアドバイスする。要するにコンサルタントが使えるようなシステムにしなければいかぬということなんです。それをユーザーにやらせようと思つたら、なかなか使いこなせない。したがって、私は今の地域情報センターにおられるそういうエンジニア、技術者の方々がどのぐらいの指導をされているのか知りませんが、やはりその方がそのデータを見て、それで指導できるというサイドから考えなければいけないんじゃないかと思ふんですね。

したがって、今度そういう大きなコンピュータに入れるのも、入れる方はもう機械的に入れて、何かわけがわからぬけれども言われたとおり入れています、それで出てきたそのMS情報というものは、そういう方々が見て分析して、判断して、そして指導なさるというシステムがやっぱり必要なんじゃないかと思えますけれども、通産省のお考えになつてゐるのは、あくまでユーザ中心で動かそうということなんですか、それともコンピュータ中心、私の言つたような考え方も含まれてゐるのか、その辺はいかがですか。

○政府委員(遠山仁人君) 中小企業の中には、いろいろな情報を得た場合に、その情報も非常に基本的な、例えば先ほどの例で申しますと、POS情報そのものがどういふふうにかの経営に役に立つかどうか、販売戦略に役に立つかどうか、とかなんとかを判断できるような能力の中小企業もおられると思えますけれども、多くの中小企業、特に零細な中小企業にとりましては、どういふふうな経営面で使つたらいいか、どういふふうなそれを役立てたらいいかということがなかなかわからないわけでございます。

地域情報センターにおきましては、そういうふうな情報の処理あるいは情報の提供だけではなくて、その提供された情報が、あるいは処理された情報が、それぞれの中小企業の経営にどういふふうな役に立つかどうか、そういうところまで含めまして指導あるいは助言をしませんと十分ではない、こういうふうな思つてゐるわけでございます。したがって、地域情報センターにおきまして、そういう職員の方々は、やはり中小企業の経営面に詳しく、しかもそういう情報処理にも詳しい、そういう方が必要になるわけであると思ひます。そういう面では、地域情報センターにはそういう人材はおりますけれども、さらにそういう人材面の強化を図つていきたい、こういうふうな思つておられます。

○本平八郎君 そこで、少し不謹慎なことを提案したいんですが、中央の集金の大きなコ

ンピューターへの登録あるいは事務処理、それからコンピュータ、一切ユーザには無料でやつてやる、国が全部やるわけですね、相当金がかかるわけですね。ところが、通産省としても大変なんですから、日本全体としてやれば、私は十分にペイできると思ふんです。

なぜかといふと、ちょっと不謹慎な言い方なんですけれども、私も承知してゐる範囲では、今コンピュータ入りたかくなかという中に、それやりますと、貸借対照表から損益計算書までが全部出てきちゃうわけですね。そうすると節税の、あえて節税と言いますけれども、節税の道を閉ざされちゃうんで困るということがあるんです。そうしますと、これで全部クリアになると、国税庁おられるかどうか知りませんが、大喜びになると思うんですね、税金ががさき増税になるから。だから、これを無料にしたつて、国としてはツープイで必ずペイできると思ふんです。

そこで問題は、やはり企業側に立つてみた場合、国のそれに全部情報を預けて、そのかわり税金の方はがさき取られる、しかしながら、それでも結局はトータルすれば得なんだということにならないと、そこまではないかと私はコンピュータ化する意味がないと思ふんです。

その辺、今いきなりお聞きしても無理かもしれないけれども、いや、結構ですと、全部登録してくださいますと、それで税金かかるかもしれないけれども、そのぐらいのことは全部ちゃんとカバーできますというふうな自信があると、お聞きしたら悪いかもしれないけれども、その辺について御所見を承りたいと思ふんですが。

○政府委員(木下博生君) 今の御提案、なかなか興味ある御提案でございますけれども、ただ国の財政システムというのは、税金は税金、取る方は取る、それから予算は、それで配分されたら各省庁で配分された予算を使うという仕組みでございます。全体としてこの使ひ方をうまくやれば、こちらの方の収入が多くなるんじゃないかとい

う企業経営的発想が余り国の財政にはございませうので、なかなか今の御提案のような形での使ひ方というのは難しいのではないかなという感じがするわけでございます。

といふのは、各企業が、地域情報センターのコンピュータを使うのを、結局国が全部面倒を見てやつて、ただで使うということになるわけでございますから、言つてみれば、現在たくさんあります計算センターやなんかの仕事、地域情報センターが中小企業者のためにはただでやつてやるということになるわけでございます。民衆圧迫という意味もあるわけでございます。

それから、中小企業庁の中小企業行政では、やはり企業の自主的努力を助成するというような考え方でございます。個々の企業者に対して直接そういう補助的なものが行くというものは余りやつていないわけでございます。あくまでも特別の場合には低利の融資を行うというふうなことが政策の限界であらうかというふうな気がするわけでございます。したがって、モデル的なものをどこかに置いて、それをみんなにモデル的に使つていただくということなら別でございます。

が、一つのそういう援助システムというふうなものをやつていくのは、やはりコスト的にも相当かかりますし、難しいことではないだろうかといふふうに思つております。

○本平八郎君 民衆圧迫という点はまた後で、また別の提案があるんですが、それで、それは先ほど大蔵省と通産省とは違ふというところは確かなんですけれども、我々の方から見たら、まあ同じ政府だからそれは何とかなるだろうというふうな感じはあるわけですね。渡辺大臣は物大層ですから、内閣全体として、国全体としてその辺は將來お考えになつていただきたいと思います。コンピュータ化するときにはいろいろ問題があると思ふんです。まず、先ほどお話ししたけれども、例えば小売なら小売を考えた場合、御屋さんはあつちこちと複数取引しておるわけですね。この御屋さん

のコンピュータシステムは全部違ふわけですね。問屋自身は例えば鉄なら鉄で、新日鉄とか住金とか、いろいろなところと取引してゐて、みんな違ふんです。現在、鉄なんかの場合は、発注なんというのにはテープをデリバリしてやるだけなんです。伝票もないわけですね。それをこつちのコンピュータに入れてやると、ずっとオーダーから何から、納期から値段から何から、全部出てくるわけですね。それに基つて今度は、これ例えばトヨタ自動車とか三井造船とか、そういうところに入るものも全部テープでやつてゐるわけですね。全然伝票なんか動いていないわけですよ、大企業の場合ですけれども。

将来、そういう小売屋さんでも、あつちこちから仕入れをコンピュータで全部やつちゃうといふことになりまして、そこでシステムが違ふわけですね。そのシステムを、それをどういふふうにするか、これは翻訳するプログラムとか、いろいろ解説できていると思ふんですが、その辺はもう問題は解決されているんです。

○政府委員(杉山弘君) 今御指摘の点は、これまでの問題でもございまして、まだ十分な解決がされておらないところございまして、二つの方向からのアプローチがあらうかと思ふわけでございます。

一つは、それぞれの相手先との取引に使ひます伝票その他の、いわゆるビジネスプロトコルというものが違ふことによつて、複数の端末機械を置かなければならないという問題がある。これはできるだけ同一業種の場合には同一のビジネスプロトコルにしようという、ビジネスプロトコルの統一という問題を私も力を入れて今やり始めております。

それからもう一つは、やはりハードウェア及びそのシステムそれ自身が違ふことによる問題、これにつきましてはできるだけ標準化を進めていく。ただ、標準化を進めますが、単一機種に全部統一する、単一のシステムに全部統一する、これは難しゅうございまして、ある程度標準化され

○政府委員（遠山仁人君） 地域情報センターが、

本当に地域の中小企業者のニーズにこたえて具体的に情報化の指導ができるようにという御指摘はそのとおりだと思いますし、私どもとしてもそういうことができるように、ただ単にシステムを導入したりあるいは機器等の展示をしたりということじゃなくて、本当に中小企業の経営の合理化や改善、近代化に役に立つようにということとで、人材の面でもそういう点の強化を図っていく、こういうふうに思っているわけでございます。

それで、そういう情報化を具体的に進めるために、その情報化というのが非常に成功するかどうかというのがわからないので保険の制度を設けたらどうかと、こういう御提案だと思えますけれども、情報化につきまして、いろいろ情報関係の機器等の事故があったときの保険というのはあるようにございますけれども、中小企業が情報化を押し進めます場合のそういった、それがうまく経営面で役に立つかどうかという面での保険かと思ひ

ますが、そういう点の保険につきまして、私どもも今伺っただけであれでございますけれども、そういうふうなものを考えます場合に、いろんな考えなきやならない点があると思います。一つは、情報化というもののねらいをどこに置いて、どこまでを目的にして情報化をするのか、コンピュータを導入しても、どこまで経営改善に役立てていくのかということをはっきりさせなければいけないわけですし、それが成功したかしないかとい

うところにつきましての評価もなかなか難しいんじゃないかと思えますので、そういった点につきましてどういうふうにするかという問題がとりあえず考えられるわけでございます。

いずれにいたしましても、十分中小企業者がそういう情報化を具体的に進められますように、地域情報センターできめ細かな指導をしなきゃならない、相談に応じなきゃならないということは必ずやだと思えます。私どもとしても、そういう点に

つきまして十分配慮してまいりたいと、こういうふうに思っております。

○木本平八郎君　私がこういう突拍子もない提案

をするというのは、三つばかり理由がありまして、これはいつも申し上げていきますように、こういう財政が非常に厳しいときに、やはり補助金とか交付金とか助成金とかということよりも、むしろ政府が持っている大きな信用を担保にして保証していく、それによってうまくやっていくというふうな方向に持っていくのがいいんじゃないかということ。それから、民活、民活と言われますけれども、やはり先ほどのように、コンサルタントとそれからユーザーと両方が、自主性を持って自分でリスクテキングをして、自分の計算でやっていくというふうなことがやっぱり必要だろうと思うんですね。それでうまくいったかいかないかかというのは片一方のクレームでもって行動を起こして、そこで裁定までやったりやらなきゃいかぬのだろうと思うんですね。この程度は、これ以上はやったり無理ですというふうなこともあると思うんですね。

それから、やはりこういうものをやっていくのに、この中にも書いていますけれども、指導、相談する機能ですね、大企業でいえばE D P部門とこういうふうなものが一番大事なわけですね。ところがそれがやっぱり大変だと思ふんですよ。それで、地域情報センターのそういうスタッフがなかなか大変なんじゃないか。

したがって私の考えるのは、システム会社とかコンサルティング会社、これは複数置いておきましょう。

て、それに元請的にやらせるわけです。この企業を調べて、この企業にはこういうシステムがいいんじゃないか、それでハードウェアは何々メーカーのハードウェア、ソフトはこういうなで、商品コードは小分類、細分類のこれを使うとか、そういうことをやって、それであとは、具体的にハードウェアメーカーにハードウェアを研究させるし、あるいはソフトの専門家にはソフトをやらせる、あるいはもう既成の汎用プログラムを持

つてくるとか、そういうことをやらしていつて、そういうシステムにした方がいいんじゃないかということで、こういうちょっと突拍子もない提案

なんですけれども、提案を申し上げたわけですが、いろいろ難しい問題ありますけれども、考え方の方向としてはそういう方向もあるということとをひとつ踏まえていただいて、今後こういうコンピュータ化を進めなきゃいかぬことは確かだろうと思いますから、ぜひそういうことをプロモートしていただきたいと思うんです。

最後に、長官あるいは大臣に何か御所見がありましたらそれを伺いまして、私の質問を終わります。

○政府委員 木下博生君）ソフトは大事だということを強調しながら、今御指摘のように、我々の方からそういう予算や何かの措置が非常にハード的な考え方じゃないかという御指摘は、確かに肝に銘じてそうならないように今後もいたしていきたいと思います。

できるだけ情報化の促進のための施策自身もソフト中心の施策で、例えば中小企業大学校におきます人材養成、それから先ほど申し上げました地域情報センターにおきましても、そこに人をうまく配置して、そのうまく配置した人が企業に対してきめの細かい助成をするというような形で、で

さるだけツフト志向の行政を今後を進めてまいりたいと思います。

○委員長(下条進一郎君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議をございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認めま
す。
それでは、これより兩案について討論に入ります。
す。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願
います。——別に御発言もないようですから、こ

れより直ちに採決に入ります。
情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長（下条進一郎君） 多数と認めます。よつ

て、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(下条進一郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

が、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（下条進一郎君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（下条進一郎君） 次に、民間事業者の能

力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。渡辺通商産業大臣。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措

御高承のとおり、近時、技術革新、情報化及び国際化の進展等、我が国経済社会を取り巻く内外環境は急速な変化を遂げておりますが、今後とも我が国経済社会が内外ともに調和のとれた発展を實現法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

遂げていくためには、こうした変化に対応し、経済社会の基盤の充実に資するような新しい施設の整備を促進することが緊要の課題となっておりま
す。また、このような施設の整備は、現下の内需
拡大の要請にこたえ、地域経済社会の活性化を図
る上でも極めて重要であります。このような施設

の整備は、民間事業者の資金的、経営的能力を最大限有効に活用する形で、これを推進することが望ましいものであります。しかしながら、これら

の施設は、前述のような意義を有するものの、これまで整備の実例に乏しい上、収益性が低く、投資の懐妊期間も長期にわたるため、民間事業者がその整備を行うためには、税制を初めとする呼び水的な政策支援措置が不可欠であります。

以上のような観点から、特定の基盤施設の整備を行う民間事業者を支援するための法律の枠組みをつくるために、本法案を立案いたしましたものであります。

本法案の概要は、次のとおりであります。

まず第一に、本法案において「特定施設」として整備の対象としておりますのは、次の六種類の施設であります。すなわち、

- 一 工業技術の研究開発及び企業化の基盤施設
- 二 電気通信等の技術の開発型研究施設
- 三 情報処理の事業の発達のための複合型施設
- 四 電気通信等の発達等のための複合型施設
- 五 国際経済交流等の促進のための国際見本市場施設及び国際会議場施設
- 六 港湾の利用の高度化のための施設

第二に、特定施設の整備を促進するため、主務大臣は、特定施設の整備の基本的方向等を定めた基本指針を策定するとともに、民間事業者が作成した特定施設の整備計画について、基本指針等に照らし認定を行うこととしております。

第三に、認定を受けた整備計画に従って特定施設の整備の事業を行う事業者に対し、特別償却等の課税の特例措置を講ずるとともに、事業の実施に必要な資金の確保、「産業基盤信用基金」による債務保証等の支援措置を講ずることとしております。

第四に、特定施設の整備の事業を円滑に推進するため、都市及び港湾の基盤整備事業と連携を保ちつつ計画的に実施するという仕組みをとることとし、特定都市開発地区及び特定港湾開発地区の指定並びに当該地区における開発整備の方針の策定等の所要の規定を設けることとしております。

ります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○委員長(下条進一 郎君) 本案に対する質疑は後日行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十四分散会

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、円高による輸出関連中小企業の救済対策に関する請願(第一二五〇号)

第一二五〇号 昭和六十一年三月三十一日受理

円高による輸出関連中小企業の救済対策に関する請願

請願者 新潟市新光町四ノ一新潟県議会内

紹介議員 長谷川 信君

日米間の貿易不均衡を解消するため、政府が円高ドル安の誘導政策を実施して以来、円相場は急騰し、引き続き円高基調で推移し長期化が予想される。この結果、新潟県の輸出依存度の高い金属洋食器、ハウスウェア、作業工具、合成繊維製品などの輸出関連中小企業は、政府による円高緊急対策が講じられたものの、依然として生産、採算面で深刻な影響がでており、企業倒産、雇用不安という事態が懸念される。ついては、我が国産業経済の発展を支えてきた中小企業の経営危機を打開し経営安定を図るため、次の措置を講ぜられたい。

一、抜本的な景気浮揚対策を講ずること。
二、円高、原油価格値下がりによる電力会社の円高差益は内部留保することなく、円高不況に苦しむ中小企業の産業用等電力料金の引下げ改定をすること。また、円高による差益を輸入品価格の引下げにより差益還元をすること。

三、中小企業国際経済調整対策等特別貸付制度の貸付金利の引下げ、貸付期間の延長並びに無担保、無保証の中小企業等経営改善資金融資制度の貸付限度額の引上げ、貸付金利の引下げなど貸

付条件を緩和すること。
四、ステンレス鋼の産地むけ供給価格は、中進国等むけ輸出価格との間に格差があるので、是正について関係業界を指導すること。

四月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案

的とする。
(定義)
第二条 この法律において「特定施設」とは、次に掲げる施設(これらの施設に附帯する駐車場、緑化施設、係留施設その他の構造物を含む)をいう。

一 工業技術のうち通商産業省の所掌に係るもの(以下この号において「工業技術」という。)

二 工業技術に関する研究開発及びその企業化を行うための事業場として相当数の企業等に利用させるための施設

三 電気通信業及び放送業(有線放送業を含む。以下この条において同じ。)の技術その他電気通信に係る電波の利用技術のうち郵政省の所掌に係るもの(以下この号において「電気通信業等の技術」という。)に関する研究開発を効果的に行うための施設であつて次の施設が一体的に設置されるもの

イ 電気通信業等の技術に関する研究開発を行うための施設であつて二以上の者が利用する構造及び設備を有するもの

ロ 電気通信業等の技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及を図るための会議場施設、研修施設その他の共同利用施設

三 情報処理の事業の発達を図るための施設であつて次の施設が併せて設置されるもの

イ 情報処理の事業の業務を行うための多様な機能を有する施設であつて広く一般の需要に応ずるためのもの

二 工業技術に関する研究開発及びその企業化を行うための事業場として相当数の企業等に利用させるための施設

三 電気通信業及び放送業(有線放送業を含む。以下この条において同じ。)の技術その他電気通信に係る電波の利用技術のうち郵政省の所掌に係るもの(以下この号において「電気通信業等の技術」という。)に関する研究開発を効果的に行うための施設であつて次の施設が一体的に設置されるもの

イ 電気通信業等の技術に関する研究開発を行うための施設であつて二以上の者が利用する構造及び設備を有するもの

ロ 電気通信業等の技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及を図るための会議場施設、研修施設その他の共同利用施設

ロ 展示施設、研修施設その他の共同利用施設

四 電気通信業及び放送業の発達その他電波の利用の促進を図るための施設であつて次の施設が併せて設置されるもの

イ 電気通信業又は放送業の業務を行うための多様な機能を有する施設であつて広く一般の需要に応ずるためのもの

ロ 展示施設、研修施設その他の共同利用施設

五 外国との経済交流等の促進を図るために設置される次の施設

イ 国際見本市場施設

ロ 国際会議場施設

六 港湾の利用の高度化を図るために設置される次の施設

イ 旅客その他の港湾を利用する者の利便を増進するための旅客ターミナル施設

ロ 港湾における業務の効率化を図るための港湾業務用の施設であつて、港湾における業務を行う者が相当数入居し、かつ、これらの者の業務の円滑な実施を図るための共同利用設備を備えたもの

2 この法律において「特定都市開発地区」とは第七条第一項の規定により指定された地区をいい、「特定港湾開発地区」とは第八条第一項の規定により指定された地区をいう。

第二章 特定施設の整備の促進

(基本指針)

第三条 主務大臣は、前条第一項各号に掲げる特定施設ごとに、民間事業者の能力を活用してその整備を促進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定施設の整備の基本的な方向
- 二 特定施設の機能に関する事項
- 三 特定施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

四 特定施設の運営に関する事項

五 環境の保全その他特定施設の整備に際し配慮すべき重要事項

3 前項各号に掲げる事項のほか、前条第一項第一号から第五号までに掲げる特定施設に係る基本指針においては、特定都市開発地区の指定及び特定都市開発地区の開発整備の方針の策定に関する事項を、同項第五号及び第六号に掲げる特定施設に係る基本指針においては、特定港湾開発地区の指定及び特定港湾開発地区の開発整備の方針の策定に関する事項を定めるものとする。

4 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国土庁長官及び自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(整備計画の認定等)

第四条 特定施設の整備の事業を行うとする者(当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む。)は、当該特定施設の整備の事業に関する計画(以下「整備計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出し、当該整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定施設の位置
- 二 特定施設の整備の事業を行う者に関する事項
- 三 特定施設の概要、規模及び配置
- 四 特定施設の運営に関する事項
- 五 特定施設の整備の事業の実施時期
- 六 特定施設の整備の事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その整備計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、当該申請に係る認定をするものとする。

一 前項第一号から第四号までに掲げる事項が基本指針に照らし当該特定施設の整備の目的を達成し、当該特定施設の機能を発揮させるため適切なものであること。

二 前項第二号、第五号及び第六号に掲げる事項が当該特定施設の整備の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 特定都市開発地区において整備される特定施設(第二条第一項第六号に掲げるものを除く。第七条において同じ。)にあつては、当該特定都市開発地区の開発整備の方針に照らし適切なものであること。

四 特定港湾開発地区において整備される特定施設(第二条第一項第五号及び第六号に掲げるものに限る。第八条において同じ。)にあつては、当該特定港湾開発地区の開発整備の方針に照らし適切なものであること。

第五条 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。)は、当該認定に係る整備計画の変更をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の認定について準用する。

第六条 主務大臣は、第四条第一項の認定を受けた整備計画(前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る特定施設の整備の事業を行う者(以下「認定事業者」という。)が当該認定計画に従つて特定施設の整備の事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(特定都市開発地区の指定及び開発整備方針)

第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、土地地区面整理法(昭和二十九年法律第十九号)による土地地区面整理事業、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業その他市街地の計画的な開発整備を図るための建築物若しくはその敷地の整備又は宅地の造成及びこれらと併せて整備されるべき公共施設

(道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。以下同じ。)の整備に関する事業が行われる相当規模の土地の区域のうち、特定施設の整備により、経済社会の発展に即応した都市活動を確保するための拠点として、特にその開発整備を図ることが適当と認められる地区を特定都市開発地区として指定し、当該特定都市開発地区の開発整備の方針(以下この条において「開発整備方針」という。)を定めることができる。

2 開発整備方針においては、特定都市開発地区の開発整備の目標、当該特定都市開発地区内において整備されることが適当と認められる特定施設の種別、当該特定施設と一体として整備されるべき公共施設の整備に関する事項その他当該特定都市開発地区の開発整備に關し必要な事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、特定都市開発地区を指定したときは、遅滞なく、当該特定都市開発地区の区域及び開発整備方針を公表するとともに、当該特定都市開発地区の区域及び開発整備方針を建設大臣に、当該特定都市開発地区の区域及び特定施設の種別を当該特定施設に係る整備計画の認定に係る主務大臣(建設大臣を除く。)に、それぞれ通知しなければならない。

4 前項の規定は、特定都市開発地区の区域又は開発整備方針の変更について準用する。

(特定港湾開発地区の指定及び開発整備方針)

第八条 港湾管理者は、基本指針に基づき、港湾区域(港湾法(昭和二十五年法律第二十八号)第二条第三項に規定する港湾区域をいう。以下同じ。)、臨港地区(同条第四項に規定する臨港地区をいう。以下同じ。)及び港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地(公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第二項の竣功認可の告示があつた日から一定期間を経過したもののその他の政令で定めるものを除く。次条第一項において「港湾区域内の埋立地」という。)のうち、特定施設の整備により、経済社会の発展に即応した港湾の開発又は利用を促進するた

め特にその開発整備を図ることが適当と認められる地区を特定港湾開発地区として指定し、当該特定港湾開発地区の開発整備の方針（以下この条において「開発整備方針」という）を定めることができる。

2 開発整備方針においては、特定港湾開発地区の開発整備の目標、当該特定港湾開発地区において整備されることが適当と認められる特定施設の種類、当該特定施設と一体として整備されるべき港湾法第二十五条の港湾施設の整備に関する事項その他当該特定港湾開発地区の開発整備に必要事項を定めるものとする。

3 港湾管理者は、特定港湾開発地区を指定したときは、遅滞なく、当該特定港湾開発地区の区域及び開発整備方針を公表するとともに、当該特定港湾開発地区の区域及び開発整備方針を運輸大臣に、当該特定港湾開発地区の区域及び特定施設の種類の当該特定施設に係る整備計画の認定に係る主務大臣（運輸大臣を除く）に、それぞれ通知しなければならない。

4 前項の規定は、特定港湾開発地区の区域又は開発整備方針の変更について準用する。

（協議）
第九条 都道府県知事は、港湾区域、臨港地区又は港湾区域内の埋立地について第七條第一項の規定により特定都市開発地区を指定し、開発整備の方針を定めようとする場合（これらを変更しようとする場合を含む）において、当該開発整備の方針が第二條第一項第五号に掲げる特定施設に係るものであるときは、港湾管理者に協議するものとする。

2 港湾管理者は、前條第一項の規定により特定港湾開発地区を指定し、開発整備の方針を定めようとする場合（これらを変更しようとする場合を含む）において、当該開発整備の方針が第二條第一項第五号に掲げる特定施設に係るものであるときは、都道府県知事に協議するものとする。
（課税の特例）

第十条 認定事業者が認定計画に従つて新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備のうちその設置することが緊急に必要な特定施設に含まれるものとして租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるものについては、同法で定めるところにより、特別償却をすることができる。

2 認定事業者が認定計画に従つて取得した特定施設又は当該特定施設の敷地である土地については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）で定めるところにより、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税又は事業所税について、必要な措置を講ずる。

（資金の確保等）

第十一条 国及び地方公共団体（港務局を含む。以下第十三条までにおいて同じ。）は、認定計画に係る特定施設の整備の事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

（公共施設の整備）

第十二条 国及び地方公共団体は、特定都市開発地区又は特定港湾開発地区の開発整備の方針の達成に資するために必要な公共施設又は港湾法第二條第五項の港湾施設の整備の促進に配慮するものとする。

（指導及び助言）

第十三条 国及び地方公共団体は、認定事業者に対し、認定計画に従つて行われる特定施設の整備に関し技術的な指導及び助言を行うものとする。

第三章 産業基盤信用基金

第一節 総則

（目的）

第十四条 産業基盤信用基金は、民間事業者による特定産業基盤施設（第二條第一項第一号及び第五号に掲げる特定施設をいう。以下同じ。）の整備を促進するため、これに必要な資金の借入れに係る債務を保証して、その資金の融通を円滑にすることを目的とする。

（法人格）

第十五条 産業基盤信用基金（以下「基金」という）は、法人とする。

（数）

第十六条 基金は、一を限り、設立されるものとする。

（資本金）

第十七条 基金の資本金は、その設立に際し、日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者が出資する額の合計額とする。

2 基金は、必要があるときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

（持分の払戻し等の禁止）

第十八条 基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（持分の譲渡等）

第十九条 日本開発銀行以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 日本開発銀行以外の出資者の持分の移転は、取得者について第五十四條第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、基金その他の第三者に対抗することができない。

（名称）

第二十条 基金は、その名称中に産業基盤信用基金という文字を用いなければならない。

2 基金でない者は、その名称中に産業基盤信用基金という文字を用いてはならない。

（登記）

第二十一条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第二十二条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。

第二節 設立

（発起人）

第二十三条 基金を設立するには、産業又は金融に関する学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、日本開発銀行以外の者に対し基金に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、大蔵省令、通商産業省令で定める。

（設立の認可等）

第二十四条 発起人は、前條第二項の規定による募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を大蔵大臣及び通商産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第二十五条 大蔵大臣及び通商産業大臣は、設立の認可をしようとするときは、前條の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。
二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が健全に行われ、特定産業基盤施設の整備の促進に寄与することが確実であると認められること。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、前項の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の設立の時にあって、それぞれ第三十一条第一項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

（事務の引継ぎ）

第二十六条 前條第二項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継

がなければならぬ。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、日本開発銀行及び出資の募集に依じた日本開発銀行以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第二十七条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 管理

(定款記載事項)

第二十八条 基金の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

2 基金の定款の変更は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第二十九条 基金に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第三十条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員

のときはその職務を行う。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は大蔵大臣及び通商産業大臣に意見を提出することができる。

(役員任期)

第三十一条 理事長及び監事は、大蔵大臣及び通商産業大臣が任命する。

2 理事は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員任期)

第三十二条 役員任期は、二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第三十三条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く）は、役員となることのできない。

(役員解任)

第三十四条 大蔵大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第三十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十六条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(評議員会)

第三十七条 基金に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。評議員は、産業又は金融に識見を有する者のうちから、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員任期)

第三十八条 基金の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員公務員たる性質)

第三十九条 基金の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務

(業務)

第四十条 基金は、第十四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 認定計画に係る特定産業基盤施設の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 基金は、第十七条第一項の規定により出資された金額及び同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額と基金が負担する保証債務の弁済に充てられることを条件として日本開発銀行以外の者から出金した金額の合計額に相当する金額（毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し、又は減少した金額）をもつて前項第一号の業務の資金に充てるものとする。

(業務委託)

第四十一条 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、その業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を日本開発銀行その他の金融機関に委託することができる。

を（除く。）の一部を日本開発銀行その他の金融機関に委託することができる。

2 日本開発銀行その他の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第四十二条 基金は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、第四十条第一項第一号の業務の方法その他の大蔵省令、通商産業省令で定める事項を定めておかなければならない。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第四十三条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第四十四条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第四十五条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に大蔵大臣及び通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を大蔵大臣及び通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

ならない。

(書類の送付)

第四十六条 基金は、第四十四条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十七条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第四十八条 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余剰金の運用)

第四十九条 基金は、次の方法によるほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債その他大蔵大臣及び通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二 資金運用部への預託

三 銀行その他大蔵大臣及び通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

四 信託業務を行う銀行又は信託会社への金銭

信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第五十条 基金は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(省令への委任)

第五十一条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、大蔵省令、通商産業省令で定める。

第六節 監督

第五十二条 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣が監督する。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)

第五十三条 大蔵大臣又は通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に基金の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 大蔵大臣又は通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金から業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その委託を受けた業務に關し、報告をさせ、又はその職員に受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に關し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七節 補則

(出資者原簿)

第五十四条 基金は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の移転の年月日

三 出資額

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第五十五条 基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができ金額は、その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

4 前三項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

(運輸大臣との協議)

第五十六条 大蔵大臣及び通商産業大臣は、次の場合には、第二条第一項第五号に掲げる特定施設の整備に係る事項に關し、運輸大臣に協議しなければならない。

一 第四十二条第一項の認可をしようとするとき。

第四章 雑則

(報告の徴収)

第五十七条 主務大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る特定施設の整備の事業の実施状況に關し報告をさせることができる。

第五十八条 第七条及び第九条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、特定都市開発地区又は特定港湾開発地区の全部が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)の区域に含まれる場合においては、当該指定都市の長が行う。この場合においては、第七条及び第九条中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

(主務大臣)

第五十九条 第二章及びこの章における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第二条第一項第一号及び第三号に掲げる特定施設については、通商産業大臣(基本指針に關する事項のうち特定都市開発地区の指定に關するものその他特定都市開発地区に關する当該特定施設の整備に關するもの及び当該特定施設が特定都市開発地区において整備される場合における整備計画の認定に關する事項については、通商産業大臣及び建設大臣)

二 第二条第一項第二号及び第四号に掲げる特定施設については、郵政大臣(基本指針に關する事項のうち特定都市開発地区の指定に關するものその他特定都市開発地区に關する当該特定施設の整備に關するもの及び当該特定施設が特定都市開発地区において整備される場合における整備計画の認定に關する事項については、郵政大臣及び建設大臣)

三 第二条第一項第五号に掲げる特定施設については、通商産業大臣(基本指針に關する事項のうち特定都市開発地区の指定に關するものその他特定都市開発地区に關する当該特定施設の整備に關するもの及び当該特定施設が特定都市開発地区において整備される場合における整備計画の認定に關する事項については、通商産業大臣及び建設大臣)

四 特定都市開発地区(特定港湾開発地区を除く。)において整備される場合における整備計画の認定に關する事項については、通商産業大臣及び建設大臣、基本指針に關する事項のうち

ち特定港開港地区の指定に関するものその他特定港開港地区における当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定港開港地区（特定都市開港地区を除く。）において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については通商産業大臣及び運輸大臣、当該特定施設が特定都市開港地区であつて特定港開港地区である区域において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣）

四 第二条第一項第五号に掲げる特定施設については、通商産業大臣及び運輸大臣（基本指針に関する事項のうち特定都市開港地区の指定に関するものその他特定都市開港地区における当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定都市開港地区において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については、通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣）

五 第二条第一項第六号に掲げる特定施設については、運輸大臣

第六十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十一条 第五十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の刑を科する。

第六十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、十万円以下の過料に処する。

一 第三章の規定により大蔵大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十一条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第四十条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十九条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第五十二条第二項の規定による大蔵大臣及び通商産業大臣の命令に違反したとき。

第六十四条 第二十条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して、たゞし、附則第九条（地方税法第七十二条の五第一項第四号の改正規定に限る。）及び附則第十条から第十三条までの規定並びに附則第十四条の規定（通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）第四条第二十八号の改正規定に限る。）は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（この法律の廃止）

第二条 この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。

（名称の使用制限等に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に産業基金信用基金という文字を用いている者については、第二十条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 基金の最初の事業年度は、第四十三条の

規定にかかわらず、その成立の日始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第四十四条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

（基金に対する日本開発銀行の出資）

第六条 日本開発銀行は、日本開発銀行法（昭和二十六年法律第八号）第十八条第一項の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、基金に出資することができる。

2 前項の規定により日本開発銀行が出資する場合においては、日本開発銀行法第十八条の二第二項中「出資」とあるのは、出資及び民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（以下「特定施設整備法」という。）附則第六条第一項の規定により行つた出資」と、同法第五十一条第二号中「場合」とあるのは「場合及び特定施設整備法附則第六条第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに特定施設整備法附則第六条第一項の規定による出資」とする。

（特定基金からの権利義務の承継等）

第七条 特定産業信用基金（以下「特定基金」という。）は、評議員会の意見を聴いた上で、基金の発起人に対し、基金において特定基金の一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができ、

2 特定基金は、前項の規定による申出をしようとするときは、日本開発銀行以外の各出資者に対し、当該申出をする日までの期間においてその持分の払戻しを請求することができる旨の通知をしなければならない。

3 基金の発起人は、第一項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、大蔵大臣及び通商産業大臣に、基金において特定基金の一切の権利及び義務を承継することについて認可を申請しなければならない。

4 特定基金は、前項の認可があつたときは、特定産業構造改善臨時措置法（昭和五十三年法律第四十四号。以下「構造改善法」という。）第十七条第一項の規定にかかわらず、第二項に規定する請求をした者に対し、当該認可を受けた発起人の申請に係る第二十五条第一項の認可があつた後遅滞なく、その持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、特定基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

5 第三項の認可があつたときは、特定基金の一切の権利及び義務は、基金の成立の時において基金に承継されるものとし、特定基金は、その時において解散するものとする。この場合においては、構造改善法中特定基金の解散に関する規定は、適用しない。

6 前項の規定により特定基金が解散する場合に、特定基金の解散の日前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

7 第五項の規定により特定基金が解散する場合に、特定基金の解散の日前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、必要な経過措置その他の事項は、大蔵省令、通商産業省令で定める。

8 第五項の規定により基金が特定基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、基金の設立に際し、日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者から基金に出資されたものとみなす。

9 第五項の規定により基金が特定基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における日本開発銀行以外の者の特定基金に対する出資金に相当する金額は、基金の設立に際し、基金が負担する保証債務の弁済に充てられることを条件として日本開発銀行以外の者から出えんされたものとみなす。

10 第三項の認可があつたときは、基金の理事長

となるべき者は、第二十六条第二項の規定にかかわらず、日本開発銀行に対し出資金の払込みを求め、出資金の払込みがなかつた場合においても遅滞なく、第二十七条第一項の政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

11 大蔵大臣及び通商産業大臣は、第三項の認可を受けた基金の発起人が第二十四条第一項の規定により認可を申請する場合のほかは、第二十五条第一項の認可はしないものとする。ただし、この法律の施行の日から五月を経過する日後においては、この限りでない。

12 第五項の規定により特定基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(基金の行う設備処理促進業務等)

第八條 基金は、前条第五項の規定により特定基金の権利及び義務を承継したときは、第四十条第一項各号に掲げる業務のほか、昭和六十三年六月三十日(同日までに構造改善法が廃止された場合には、構造改善法の廃止の日(前日)までの間、構造改善法第三十九条第二項に規定するところにより行われる同条第一項に規定する業務(以下「設備処理促進業務」という。)を行う。

2 基金は、前項に規定する日以前に締結した債務保証契約に係る設備処理促進業務については、同項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も引き続きこれを行うことができる。

3 前二項の規定により基金が設備処理促進業務を行う場合においては、第四十条第二項中「前項第一号の業務」とあるのは、前項第一号の業務及び特定産業構造改善臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号。以下第六十三条までにおいて「構造改善法」という。)第三十九条第二項に規定するところにより行われる同条第一項第一号の業務」と、第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は構造改善法」と、第六十三条第三号中「第四十条第一項に規定する業務」とあるのは

は「第四十条第一項に規定する業務及び構造改善法第三十九条第二項に規定するところにより行われる同条第一項に規定する業務」とする。

4 大蔵大臣及び通商産業大臣は、第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしようとするときは、設備処理促進業務に係る事項に關し、構造改善法第五十八条第一項の主務大臣(大蔵大臣及び通商産業大臣を除く)に協議しなければならない。

5 第一項の規定により基金が設備処理促進業務を行う場合においては、大蔵大臣及び通商産業大臣は、構造改善法第二十四条第一項の認可をしないものとする。

6 前条第五項の規定により特定基金が解散した時以後においてその名称中に特定産業信用基金という文字を用いた者については、構造改善法第十九条第二項の規定は、適用しない。

7 前条第五項の規定による特定基金の解散前に特定基金に対してした処分、手続その他の行為又は特定基金がした手続その他の行為は、この法律の相当の規定により基金に対してした処分、手続その他の行為又は基金がした手続その他の行為とみなす。

8 前条第五項の規定により基金が特定基金の権利及び義務を承継した際現に構造改善法第四十七条第三号に規定する預金により運用されている余剰金があるときは、基金は、当該余剰金を引き続き当該預金により運用することができる。

(地方税法の一部改正)

第九條 地方税法の一部を次のように改正する。
第七十二条の五第一項第四号中「特定産業信用基金」を「産業基盤信用基金」に改める。
附則に次の一条を加える。

(民間事業者の能力の活用により整備される特定施設に係る地方税の特例)
第三十八条 道府県は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に關する臨時措置法(昭和六十一年法律第 号。以下

本条において「特定施設整備法」という。)第六條に規定する認定事業者(以下本条において「認定事業者」という。)のうち特定施設整備法第二條第一項第五号又は第六号に掲げる特定施設の整備を行う者で政令で定めるものが、港灣法第二條第五項第三号の係留施設(同法第三條の三第九項又は第十項の規定により公示された港灣計画において一般公衆の利用に供すると定められていないもので、自治省令で定めるものに限り)を整備するため、当該係留施設の用に供する土地であることにつき運輸大臣が証明したものを特定施設整備法の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に取得した場合には、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、当該土地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

2 認定事業者が、特定施設整備法第六條に規定する認定計画に従つて整備される特定施設整備法第二條第一項に規定する特定施設のうち政令で定めるものの用に供する家屋(家屋の規模その他の政令で定める要件を満たすものに限り)その他の建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、これを当該認定事業者の事業の用に供した場合においては、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の取得が特定施設整備法の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の価格の二分の一に相当する金額を当該家屋の価格から控除する。

3 道府県は、認定事業者が特定施設整備法の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に土地を取得した場合において、当該土地の上に前項の規定に該当する家屋を当該期間内に取得し、これを当該認定事業者の事業の用に供したときは、当該土地のうち当該家屋の敷地である部分の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該税額

額の二分の一に相当する額を減額するものとする。

4 第七十三條の二十五から第七十三條の二十七までの規定は、前項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三條の二十五第一項中「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第三十八條第三項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内の期間を限つて」とあるのは「昭和六十三年三月三十一日まで」と、「これら」とあるのは「同項」と、第七十三條の二十六第一項中「第七十三條の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第三十八條第三項」と、第七十三條の二十七第一項中「第七十三條の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第三十八條第三項」と、

5 認定事業者が、特定施設整備法の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に、特定施設整備法第六條に規定する認定計画に従つて整備される特定施設整備法第二條第一項に規定する特定施設のうち政令で定めるものの用に供する家屋(家屋の規模その他の政令で定める要件を満たすものに限り)その他の建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は建設してこれを当該認定事業者の事業の用に供した場合においては、当該家屋及びその敷地である土地(当該認定事業者が当該期間内に取得した土地に限る)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三十四條九條の規定にかかわらず、当該家屋が当該認定事業者の事業の用に供された日の属する年の

翌年の一月一日（当該認定事業者の事業の用に供された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

6 認定事業者のうち特定施設整備法第二条第一項第五号又は第六号に掲げる特定施設の整備を行う者が政令で定めるものが、港灣法第三十二条第五項第三号の係留施設（同法第三十二条第九項又は第十項の規定により公示された港灣計画において一般公衆の利用に供すると定められているもので、自治省令で定めるものに限り）を整備するため、当該係留施設の用に供する土地であることにつき運輸大臣が証明したものを特定施設整備法の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に取得し、かつ、これを当該認定事業者の事業の用に供した場合に、当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第三四九条の規定にかかわらず、当該土地が当該認定事業者の事業の用に供された日の属する年の翌年の一月一日（当該認定事業者の事業の用に供された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税に限り、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

7 前二項の適用がある場合には、附則第十五条の二「前条」とあるのは、前条又は附則第三十八条第五項若しくは第六項と、「同条」とあるのは、これらの規定」とする。

8 市町村は、認定事業者が、特定施設整備法の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に、特定施設整備法第六条に規定する認定計画に従って整備される特定施設整備法第二条第一項に規定する特定施設のうち政令で定めるものの用に供する家屋（家屋の規模その他の政令で定める要件を満たすものに限

る。）で、その建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は建設してこれを当該認定事業者の事業の用に供した場合に、当該家屋の敷地である土地で、当該認定事業者が当該期間内に取得し、かつ、保有するものに對しては、特別土地保有税を課することができない。この場合においては、第五百八十六条第四項の規定を準用する。

9 前項の規定の適用がある場合には、第五百九十五条及び第五百九十九条第二項第一号中「又は第五百八十七条」とあるのは、「第五百八十七条又は附則第三十八条第八項」と、第六百一条第一項中「第五百八十六条第二項の規定」とあるのは、第五百八十六条第二項又は附則第三十八条第八項の規定と、「同項第八号」とあるのは「第五百八十六条第二項第八号」とする。

10 指定都市等は、事業所用家屋で特定施設整備法第六条に規定する認定計画に従って整備される特定施設整備法第二条第一項に規定する特定施設のうち政令で定めるもの（施設の規模その他の政令で定める要件を満たすものに限り）に係るものの新築又は増築（第七百一条の三十一第一項第六号に規定する増築をいう。以下本項において同じ。）で当該特定施設に係る認定事業者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に對しては、当該新築又は増築が特定施設整備法の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税（同条第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。次項において同じ。）を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

11 前項の規定の適用がある場合における第四章第五節の規定の適用については、附則第三十二条の三第八項（新増設に係る事業所税に關する部分に限る。）の規定を準用する。この

場合において、同項中「前各項」とあり、及び「附則第三十二条の三第三項から第七項まで」とあるのは、「附則第三十八条第十項」と読み替えるものとする。

12 第十項に規定する特定施設に係る事業所等（第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下本項において同じ。）のうち特定施設整備法の施行の日から昭和六十三年三月三十一日までの間に新設されたものにおいて当該特定施設に係る認定事業者が行う事業に對して課する事業に係る事業所税（第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下本項において同じ。）のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該特定施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで

に限り、当該特定施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に關する部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）から当該特定施設に係る事業所床面積の二分の一に相當する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

13 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（所得税法の一部改正）

第十条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

産業基盤信用基金

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に關する臨時措置法（昭和六十一年法律第 号）

（法人税法の一部改正）

第十二条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中財団法人（民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立されたものに限り）の項の次に次のように加え、特定産業信用基金の項を削る。

産業基盤信用基金

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に關する臨時措置法（昭和六十一年法律第 号）

（印紙税法の一部改正）

第十二条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三中特定産業構造改善臨時措置法（昭和五十三年法律第四十四号）第三十九条第一項第一号（業務）の業務に關する文書の項を次のように改める。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に關する臨時措置法（昭和六十一年法律第 号）

産業基盤信用基金

（業務）の業務に關する文書の項を次のように改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第十三条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第九十六号中「特定産業信用基金」を「産業基盤信用基金」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十四条 通商産業省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法

(昭和六十一年法律第 号)の施行に関すること。

第四条第二十八号中「特定産業信用基金」を「産業基盤信用基金」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十五条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第七十八号の次に次の一号を加える。

七十八の二 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法

(昭和六十一年法律第 号)の施行に関すること。

第四条第一項第二十五号の四の次に次の一号を加える。

二十五の五 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の規定に基づき、基本指針を定め、及び整備計画を認定すること。

(郵政省設置法の一部改正)

第十六条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中第六十五号を第六十六号とし、第六十四号の次に次の一号を加える。

六十五 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第 号)の施行に関すること。

第五条第二十二号の十六の次に次の一号を加える。

二十二の十七 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の定めるところに従い、基本指針を定め、及び整備計画の認定をすること。

第六条第五項及び第六項中「及び第六十四号」を「第六十四号及び第六十五号」に改め、同条第八項中「第六十五号」を「第六十六号」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第十七条 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)」を「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)及び民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第 号)」に改める。

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案

昭和六十一年五月七日印刷

昭和六十一年五月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局